

第1節 防災組織

市及び防災関係機関は総合的な防災体制を確立するために、それぞれの計画に基づき防災会議等の防災上重要な組織を整備するとともに、相互の連携強化を図り予防対策を積極的に推進する。

1 大和市

本市は、関係法令、条例、要領に基づき、次の防災組織を設置する。

(1) 大和市防災会議

ア 設置の根拠

(ア) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条

(イ) 大和市防災会議条例

災害対策基本法第16条 一抄一

1 市町村に、当該市町村の地域に係る地域防災計画を作成し、及びその実施を推進するほか、市町村長の諮問に応じて当該市町村の地域に係る防災に関する重要事項を審議するため、市町村防災会議を置く。

6 市町村防災会議の組織及び所掌事務は、（略）当該市町村の条例で定める。

イ 所掌事務

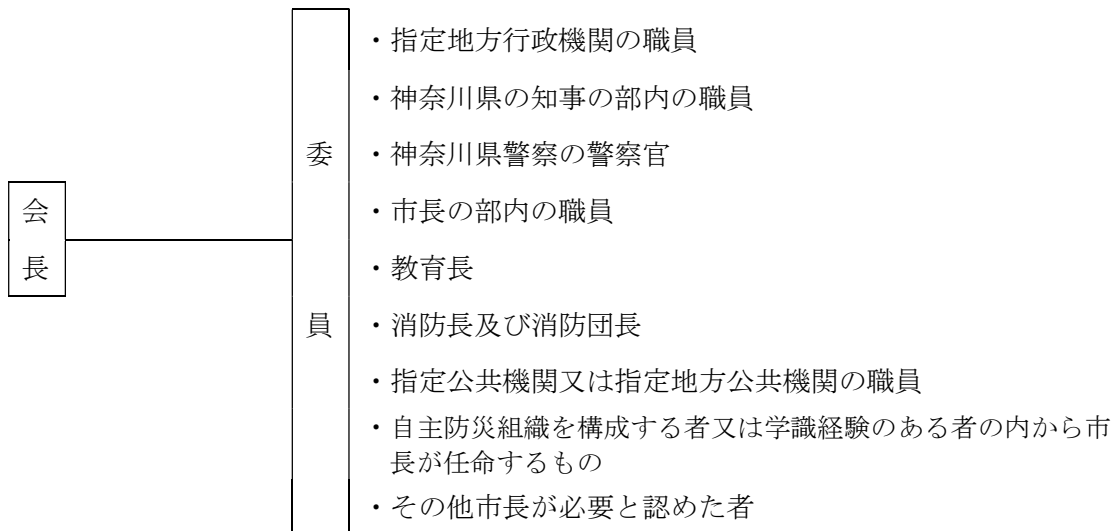
(ア) 大和市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。

(イ) 市長の諮問に応じて大和市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

(ウ) (イ) に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。

(エ) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

ウ 組織



(2) 大和市災害対策本部

ア 設置の根拠

(ア) 災害対策基本法第23条の2

(イ) 大和市災害対策本部条例

災害対策基本法第23条の2 一抄一

1 市町村の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、市町村長は、市町村地域防災計画の定めるところにより、市町村災害対策本部を設置することができる。

2 市町村災害対策本部の長は、市町村災害対策本部長とし、市町村長をもって充てる。

4 市町村災害対策本部は、市町村地域防災計画の定めるところにより、次に掲げる事務を行う。この場合において、市町村災害対策本部は、必要に応じ、関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関との連携の確保に努めなければならない。

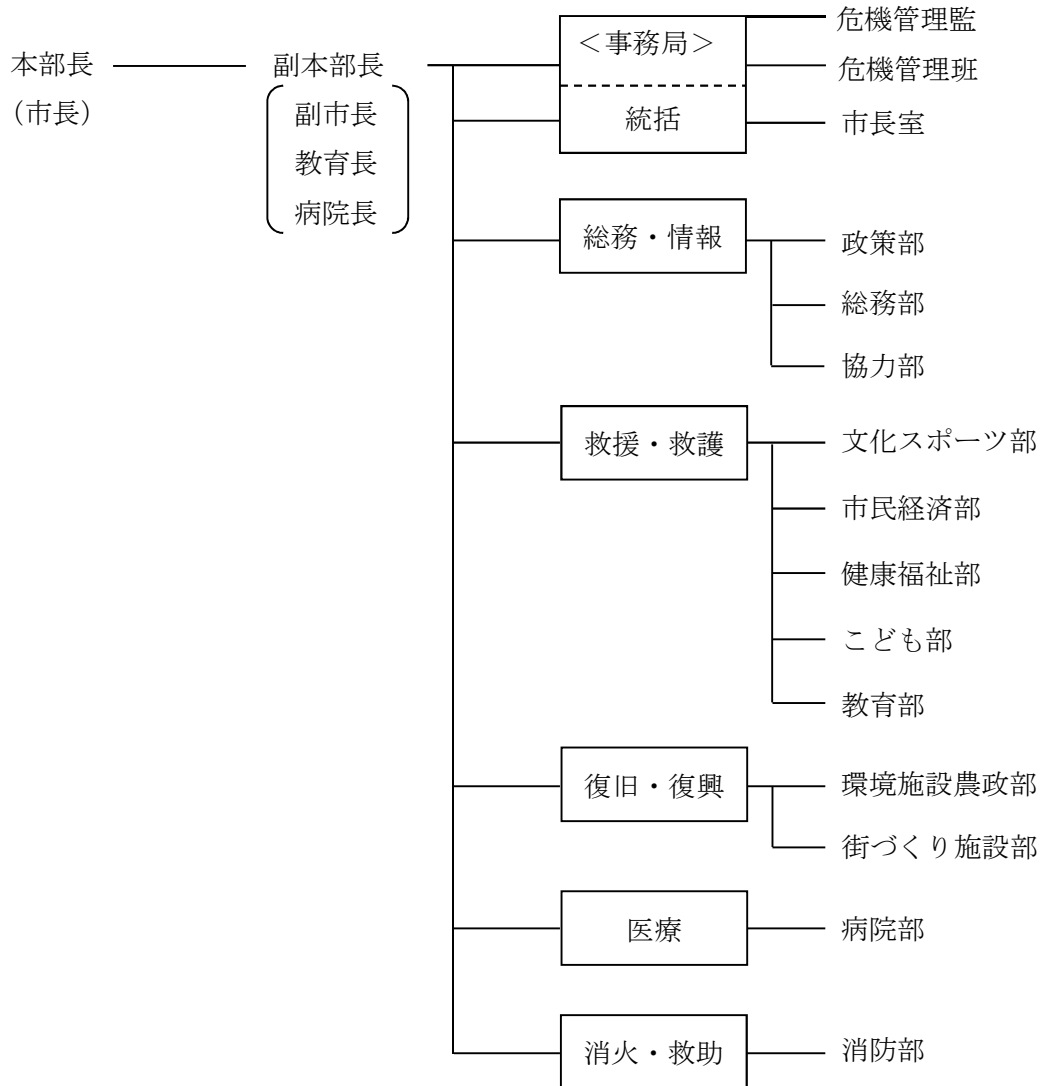
一 当該市町村の地域に係る災害に関する情報を収集すること。

二 当該市町村の地域に係る災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針を作成し、並びに当該方針に沿って災害予防及び災害応急対策を実施すること

イ 所掌事務

地域防災計画の定めによる市域の災害予防及び災害応急対策の実施

ウ 組 織



(3) 大和市災害警戒本部

ア 設置の根拠

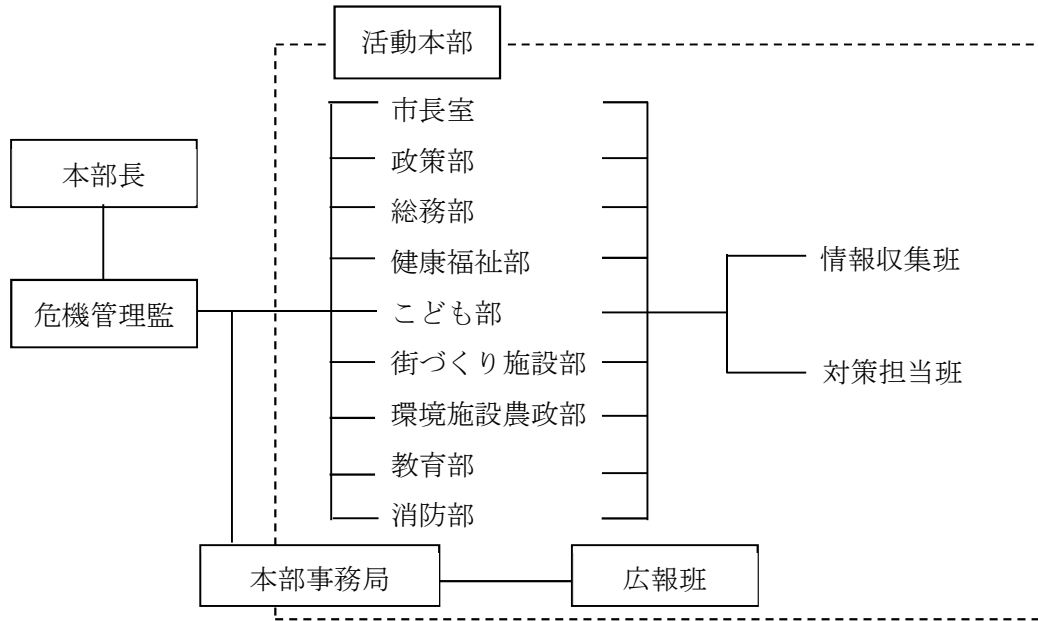
大和市災害警戒本部設置要領

イ 所掌事務

(ア) 災害対策本部設置以前の災害時の連絡、初動体制

(イ) 災害対策本部を設置するまでの間に緊急に行う情報連絡

ウ 組 織



(4) 大和市災害調整会議

ア 設置の根拠

大和市災害調整会議要領

イ 所掌事務

(ア) 災害警戒本部設置以前の気象情報等の連絡、初動体制

(イ) 災害警戒本部を設置するまでの間に行う情報連絡

ウ 組織

健康福祉総務課長、こども総務課長、街づくり計画課長、道路管理課長、下水道・河川施設課長、教育総務課長、警防課長、危機管理課長、危機管理監をもって構成する。

2 防災関係機関

市域を所管し、又は市内にある防災関係機関は、災害対策基本法第47条の規定に基づき、防災計画及び応急対策の円滑な実施のため、防災組織の充実を図る。

3 自主防災組織

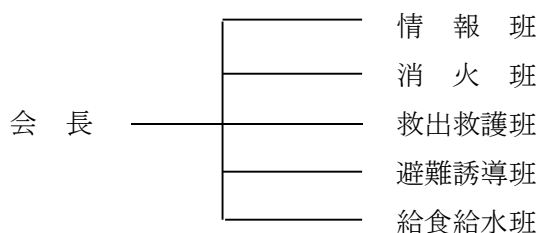
(1) 設置の目的

災害対策基本法第5条第2項の規定に基づき、地域住民が自ら防災活動の推進を図るため、自治会を単位として設置する。

災害対策基本法第5条 一抄一

2 市町村長は、(略) 自主防災組織の充実を図るほか、住民の自発的な防災活動の促進を図り、市町村の有する全ての機能を十分に発揮するように努めなければならない。

(2) 組織



4 事業所

消防計画を作成する事業所はもとより、地域の安全と密接な関連がある事業所は、従業員、利用者の安全を確保するとともに、地域の災害を拡大することのないよう的確な防災活動を行う。

このため、自主的な防災組織（自衛消防組織等）を編成し、事業所内における安全確保はもとより、関係地域の自主防災組織とも密接な連携をとり、地域の安全に積極的に寄与するように努めなければならない。

その具体的な活動は、おおむね次のとおりである。

- (1) 防災訓練
- (2) 従業員の防災教育
- (3) 情報の収集、伝達方法の確立
- (4) 火災その他の災害予防対策
- (5) 避難対策
- (6) 応急救護対策
- (7) 地域の防災活動への協力
- (8) 帰宅困難者の発生抑制、保護

資料

- 7-1 大和市防災会議条例
- 7-2 大和市防災会議運営要領
- 7-3 大和市防災会議委員名簿
- 7-4 大和市災害対策本部条例
- 7-5 大和市災害対策本部職員の任命に関する規則
- 7-6 大和市災害対策本部要領
- 7-7 大和市災害警戒本部設置要領
- 7-8 大和市災害調整会議要領

第2節 市街地の防災対策

人々が安心して生活し、社会・経済活動を行っていく前提としては、市街地の安全性の確保が基本である。しかし、近年の都市化の進展に伴い、土地利用形態が大きく変化してきており、本来土地の持つ保水・遊水機能が減少し、都市型水害発生の危険性が増している。

本市では、災害から市民の生命と財産を守るために、土地利用の規制、誘導、市街地の整備、防災基盤施設の整備等、都市計画との連携のもとに災害に強い安全なまちづくりを推進する。

1 土地利用

市は、土地利用の規制、誘導、市街地の面的整備を都市計画との連携により、その実効性を高めていく。

また、河川流域の開発、低地地域における土地利用の高度化等により、都市災害の危険性が增大している地域では、都市河川の整備を促進するとともに、流域の適正な土地利用の誘導を図り、総合的な治水対策の推進に努める。

2 公園・緑地等の確保

都市公園・緑地等は、平常時においては市民の憩いの場であるが、災害時には避難場所等として防災上重要な機能を果たす。よって、防災機能を持った施設の整備・拡充を行うとともに、延焼遮断帯としての機能を有する樹木等の緑を配置するなど、避難路として機能する道路の緑化も含めて、防災空間（オープンスペース）の確保と整備に努める。また、生産緑地についても防災上貴重な資源となることから、その保全に努める。

3 防火地域、準防火地域の指定

防火地域については、原則として、容積率400%以上の区域に定める。なお、容積率300%以上の区域で都市防災の観点から必要があれば、積極的に指定する。

準防火地域については、原則として、容積率300%以上の区域、建蔽率80%以上の区域並びに準工業地域、工業地域及び工業専用地域を除く区域のうち、建蔽率50%以上で、かつ、容積率80%以上の区域に定める。なお、準工業地域については、土地利用の実態上特に必要のある区域について指定する。

令和5年2月には、第一種低層住居専用地域の全域に準防火地域を拡大した。

防火地域・準防火地域の指定のない地域については、市街地の状況を把握し、指定の要否を検討するなど、防火上の有効な規制に努める。

なお、防火地域や準防火地域内では、耐火建築物、準耐火建築物、その他建築基準法で規定する防火措置を講じた建物の建築を促進するものである。

令和5年2月現在

種 類	面 積	対 象	構 造
防火地域	約 45ha	階数が3以上又は延べ面積が 100 m ² を超えるもの	耐火建築物又は延焼防止建築物 (令 136 条の 2 第 1 項 1 号)
商業地域		階数が2以下かつ延べ面積が 100 m ² 以下のもの	準耐火建築物又は準延焼防止建築物 ※1 (令 136 条の 2 第 1 項 2 号)
準防火地域	約 1,584ha	地階を除く階数が4以上又は延べ面積が 1,500 m ² を超えるもの	耐火建築物又は延焼防止建築物 (令 136 条の 2 第 1 項 1 号)
近隣商業地域		地階を除く階数が3以下で延べ面積が 1,500 m ² 以下のもの 下記①、②を除く	準耐火建築物又は準延焼防止建築物 ※1 (令 136 条の 2 第 1 項 2 号)
準住居地域 第一種・第二種 住居地域		①地階を除く階数が2以下で延べ面積が 500 m ² 以下(木造建築物等に限る)	防火構造(延焼のおそれのある部分、外壁、軒裏)及び片面 20 分防火設備又は同等の性能を有するもの ※2 (令 136 条の 2 第 1 項 3 号)
第一種中高層 住居専用地域		②地階を除く階数が2以下で延べ面積が 500 m ² 以下(非木造建築物等に限る)	片面 20 分防火設備(延焼のおそれのある部分)又は同等の性能を有するもの ※2 (令 136 条の 2 第 1 項 4 号)
第一種低層住 居専用地域			

※1：耐火建築物・延焼防止建築物を含む

※2：耐火建築物・延焼防止建築物・準耐火建築物・準延焼防止建築物を含む

4 住工混在地区の環境整備

市内には住宅と工場が混在する地区があり、防災上多くの課題を抱えている。このような地区では、住宅と工場が共存できる安全で快適な環境整備を推進し、無秩序な混在を解消する。

5 計画的な宅地化の推進

良好な基盤整備を前提とした計画的な宅地化を推進する。

6 市街化調整区域における方針

(1) 大規模な緑地、農地等の計画的な保全

市域の約3割を占める市街化調整区域には、貴重な資源である緑地や農地等のオープンスペースが広がっている。これらの地域は、災害の拡大を防止する緩衝地帯として、また災害時の避難場所として重要な役割を果すことから、計画的な保全に努める。

7 市街地の整備

(1) 土地区画整理事業の促進

都市基盤の整備は、都市防災上最も重要な課題といえる。都市基盤の未整備な地区では道路の不足や狭い道路幅員、また公共空地の不足などから、災害時における諸活動に多大な支障をきたしている。これらの地域では、土地区画整理事業等の面的整備により、一体的な整備を図り、良好な公共施設を備えた市街地環境整備の促進に努める。

土地区画整理事業の施行状況は、次のとおりである。

番号	名称	事業主体	面積	施行年度	認可公告年月日	換地処分公告日
1	大和都市土地区画整理事業（旧軍）	県	619.6ha	S18～S35	S18.12.23	S35. 3.25
2	北部第一土地区画整理事業	組合	112.5ha	S40～S45	S40. 7. 6	S45. 1.31
3	鹿島土地区画整理事業	組合	7.2ha	S41～S44	S42. 2.21	S43.11. 5
4	南部第一土地区画整理事業	組合	20.7ha	S43～S51	S43.10. 4	S47. 3.14
5	久田土地区画整理事業	組合	15.5ha	S44～S47	S44.11.10	S47. 8.29
6	下草柳土地区画整理事業	組合	33.1ha	S46～S49	S46. 6.11	S49.11.22
7	南部第三土地区画整理事業	組合	41.3ha	S48～S52	S48. 6. 1	S53. 2.21
8	宮久保土地区画整理事業	組合	7.2ha	S54～S56	S54.12.25	S56. 7. 7
9	南部第二土地区画整理事業	組合	116.1ha	S47～H4	S47. 6.30	S59. 3.19
10	渋谷（北部地区）土地区画整理事業	市	23.4ha	S55～H11	S55. 6.10	H 6. 9.30
11	渋谷（南部地区）土地区画整理事業	市	42.0ha	H 5～	H 5.12. 1	H30. 6.29
12	神明若宮土地区画整理事業	組合	3.4ha	H 6～H11	H 6.10.14	H11. 3.23
13	下鶴間高木土地区画整理事業	組合	4.9ha	H16～H20	H 16.6.11	H20.8.26
14	下鶴間山谷北土地区画整理事業	個人	1.6ha	H19～H21	H19.4.5	H21.4.16
15	下鶴間松の久保土地区画整理事業	組合	4.9ha	H20～H23	H21.1.19	H23.7.29
16	下福田土地区画整理事業	組合	3.9ha	H28～R1	H28.5.23	R1.12.24
17	下鶴間山谷南土地区画整理事業	組合	3.9ha	H28～R1	H29.2.15	R1.10.25

(2) 修復型のまちづくりの推進

老朽住宅の密集した地域、都市基盤が不十分な地域については、地域住民の意識啓発に努めるとともに、地域の特性に合わせた事業手法等による再整備を推進し、災害に強い安全なまちづくりに努める。

(3) 商業集積地区の安全性の整備

この商業集積地区においては、災害時にも安心して避難できる空間をつくるため、再開発事業、共同化等により老朽建築物の密集を改善するとともに、土地の高度利用による避難路やオープンスペースの確保を誘導する。

(4) 不燃化の促進

火災の延焼を減少、遮断させるため、防火・準防火地域の指定と併せて建築物の不燃化を促進する。また、木造住宅が密集している地域での延焼被害の拡大を防ぐため、防火対策の施されていない住宅については、建物の不燃化工事や建て替えを促すなど、不燃化の必要性について、啓発を図る。

8 落下物対策

落下物を防止するため、次の対策を推進する。

(1) 対策の概要

落下物対策・・・窓ガラスの飛散・落下防止、屋外広告物等の落下防止

(2) 窓ガラスの飛散・落下防止、屋外広告物等の落下防止

ア 事前指導

建築物の所有者、使用者に対して、落下物対策を講ずるよう各種広報媒体を通じて積極的にPRする。

イ 落下物対策の推進

建築物の窓ガラス、外壁や広告物の落下は人命を危機にさらすだけでなく、避難、救援活動の障害となるため、建築基準法第12条の規定に基づく定期報告制度等を活用して必要な改善指導を行い、落下物対策の推進を図る。

9 建築物の安全確保

市は、建築基準法第6条に基づく確認申請時に、風圧力の構造計算等のチェックを行い、建築物の安全性を確認する。

10 被災宅地危険度判定制度

市町村において災害対策本部が設置されることとなる規模の降雨等の発生により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、二次災害の軽減、防止に資することを目的として、よう壁、のり面等を含む宅地の被害状況調査及び危険度判定に関する調査が実施されることになっている。

本市においても、災害発生後、被災地における宅地危険度判定が円滑に実施されるように、平素から、調査体制を整備するとともに、調査を迅速かつ効率的に行うため、調査対象区域の地形や被災宅地の分布状況等を想定し、重複がないよう調査ルート、分担をあらかじめ明確にしておく。

資料

3-1 都市公園一覧表

9-2 防火地域、準防火地域内の建築規則

第3節 水害予防対策

本市の地形、地質を十分に調査し、台風及び集中豪雨等によるがけ崩れ、洪水等の危険が予想される箇所を把握し、災害の未然防止及び被害軽減の予防対策を推進する。

1 治水対策

(1) 河川の整備

市及び県は、都市河川の整備を推進するとともに、流域の適正な土地利用への誘導を含めた総合的な治水対策を推進する。

(2) 安全性に配慮した行政指導の実施

市及び県は、市街地再開発事業、土地区画整理事業等において地域の特性を踏まえつつ、必要に応じて以下の対象をとるよう事業者等に指導し、雨水の流出抑制及び保水・遊水機能の確保に努める。

ア 透水性舗装の施工

イ 調整池の設置

ウ 雨水貯留・浸透施設の設置

エ 盛土の抑制

(3) 危険箇所等の周知

市は、県が公表する浸水想定区域、土砂災害（特別）警戒区域等をハザードマップ作成等により市民に周知し、避難体制の整備に努める。

2 崩壊危険地の災害防止

(1) 急傾斜地崩壊危険区域

本市には、神奈川県が「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年7月1日法律第57号）」により指定する区域はない。

(2) 土砂災害（特別）警戒区域

神奈川県は、土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年5月18日法律第57号。以下、「土砂災害防止法」という。）第七条第一項に基づき、市域内38区域を土砂災害警戒区域として指定し、そのうち27区域を土砂災害特別警戒区域として指定した。いずれも「急傾斜地の崩壊」に該当する斜面として指定されている。

これらの区域に対しては、防災パトロール等を実施するとともに、警戒避難体制を整備する。

(3) 住民等に対する措置

土砂災害（特別）警戒区域について、その土地管理者等に対して必要に応じて防災措置をとることを指導する。また、周辺住民に対し、危険区域及び避難場所等の情報を提供し、災害の防止に努める。

3 水害予防

本市を流れる河川は、境川と引地川である。境川は神奈川県及び東京都の管理であり、引地川は主要地方道丸子中山茅ヶ崎線より下流部（南側）を神奈川県が管理し、上流部（北側）は、準用河川として本市が管理している。

両河川とも近年流域内の急激な都市化が進み、降雨時の雨水流量は増加の一途をたどっている。

(1) 河川対策

ア 河川改修の推進

国、県、市等関係機関が一体となり、流域の適正な土地利用への誘導を含めた総合治水対策を策定し、雨量強度 60mm/時の計画で河川改修を強力に押し進めている。

また、引地川の準用河川部分においても、二級河川との整合を図りながら、治水上の安全確保を早急に実現すべく河川改修を積極的に推進している。

今後は、これらの事業と併せて、調整池の設置、透水性舗装の施工、雨水貯留・浸透施設の設置、盛土の抑制などを地域の特性を踏まえつつ、雨水の流出量抑制の方策を検討し、流域の保水機能の確保に努めるとともに、雨水の有効利用（災害時生活用水等）についても検討を行う。

イ 治水安全度の確保

土地区画整理事業等に伴い必要となる雨水流出抑制対策の方法として事業地内において遊水機能を持たせた施設の設置や、斜面崩壊及び地滑り防止を考えた土地利用計画を指導する。

また、透水性舗装の促進による流出抑制や盛土の抑制など、地域の特性や必要に応じた対策を実施するよう事業者を指導する。

ウ 造成地の災害防止

県は、宅地造成に発生する災害防止のため、宅地造成等規制法に基づく宅地造成工事規制区域の安定促進を図る。市は、都市計画法等に基づく宅地造成地の安全性が確保されるよう、事業者に対して十分な指導を行う。

資料

8-1 河川水位観測所

8-2 土砂災害（特別）警戒区域一覧

第4節 水害予防施設の維持補修

農業用施設の崩壊、湛水等により周辺住宅地等への二次災害を防止するため、農業用施設の安全性の向上が必要となることから、農業用施設等の維持補修について定める。

1 農業用施設等の整備・改修

- (1) 市は、脆弱化した水路等の農業用施設の改修工事を計画的に推進する。
- (2) 市は、流域の宅地化等により、農業用水路の能力を超える雨水の流入が生じる地域において、排水整備工事を計画的に実施する。
- (3) 市は、河川内の農業用工作物の構造が不十分な施設について整備補強工事を計画的に実行する。

2 農地保全施設等の整備・維持補修

市は、急傾斜地帯の農地の降雨による被災防止のため、排水路、農道等の農地保全施設の整備工事を計画的に実施する。

第5節 土砂災害予防対策

集中豪雨等による急傾斜地の崩壊から生命及び財産等を守るため、土砂災害のおそれのある区域を把握し、警戒避難体制を整備するとともに、急傾斜地崩壊対策事業を推進する。

1 急傾斜地崩壊対策

急傾斜地崩壊危険区域は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条の規定により、県知事が急傾斜地崩壊危険区域を指定することになっている。

本市には、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律により指定された急傾斜地崩壊危険区域はない。

2 土砂災害（特別）警戒区域対策

神奈川県は、土砂災害防止法第七条第1項に基づき、市域内の38区域を土砂災害警戒区域として指定し、そのうち27区域を土砂災害特別警戒区域として指定した。いずれも「急傾斜地の崩壊」に該当する斜面として指定されている。

市は、土砂災害（特別）警戒区域ごとに、警戒避難体制を整備する。

3 警戒避難体制の整備

市は、警戒避難体制に関する事項を次のとおり定める。

(1) 避難指示等発令基準

避難指示等の発令にあたっては、大雨時の避難そのものに危険が伴うこと等を考慮し、台風等による豪雨や暴風の襲来が予測される場合には早期に発令するなど、土砂災害警戒情報も活用し、総合的に判断する。本市の地形、地質を十分に調査し、台風及び集中豪雨等によ

るがけ崩れ、洪水等の危険が予想される箇所を把握し、災害の未然防止及び被害軽減の予防対策を推進する。

資料

8-2 土砂災害（特別）警戒区域一覧

第6節 危険物等の災害の予防対策

1 危険物・高圧ガス・有毒物対策

(1) 危険物・高圧ガス・有毒物の範囲

災害時に重大な影響を及ぼす可能性のある危険物・高圧ガス・有毒物の種類、形態について、この計画では以下のとおりの区分とする。

区 分	保有の形態	根拠法令	施設等の例示
危 険 物	製造所 貯蔵所 取扱所 運搬車両	消防法 火災予防条例	ガソリンスタンド 塗料シンナー等の販売店・倉庫 タンクローリー
高 圧 ガ ス	製造所 充填所、販売所 使用消費施設 輸送施設（車両）	高圧ガス保安法 ガス事業法 液化石油ガス法	高圧ガス製造工場 LPG充填所 家庭用LPG 高圧ガス輸送車 都市ガス
毒 ・ 劇 物	販売所 使用施設 輸送施設（車両）	毒物及び劇物取締法	薬局、工業薬品店 メッキ工場、学校、研究所 毒・劇物輸送車両

(2) 市の危険物施設に対する予防対策

ア 法令に基づく立ち入り検査の実施

災害発生の事前予防措置を講じるとともに、技術基準に適合しない施設について改善を促す。

イ 地域特性のある防災保安指導

施設の立地条件等を勘案し、より一層の安全対策を検討する。

ウ 研究会、連絡会の開催

各事業主、安全管理者による防災研究会、連絡会を開催し、知識の取得と情報の交換を行う。

エ 事業所内の防災計画の策定、防災訓練の実施について、積極的に指導する。

オ 総合防災訓練への位置づけ

総合防災訓練及び各種の訓練に、各危険物施設を所有する事業者の参加を図り、日頃からの連携を密にする。

(3) その他の危険物施設に対する予防対策

その他の危険物施設（高圧ガス、毒物・劇物などを取扱う工場や各種研究機関）の事業者に対

しては、県が施設・設備の耐震化を促進するとともに、保安体制の充実、防災教育、防災訓練等の実施など、必要な安全対策を講じるよう指導する。

また、都市ガスの事業者は、施設の耐震化に努めることとする。

(4) 事業者、使用者の予防対策

- ア 事業所内の防災計画の策定
- イ 緊急停止－緊急対応マニュアルの策定、緊急保安体制の確立
- ウ 防災資機材の整備
- エ 事業所内の防災教育、訓練の実施

資料

8-3 危険物施設一覧表

第7節 公共施設等の安全確保対策

災害による公共施設の被害は、市民生活に重大な支障をきたすばかりでなく、住民の避難、消防活動、医療活動等に多大な影響を及ぼす。

市をはじめとした公共施設等の管理者は、日常から施設の危険箇所の調査とこれに基づく補修工事を実施し、災害に強い施設の確保に努める。

1 道路施設等の整備

道路管理者は、交通機能確保を重点に、道路の安全性の強化や道路構造物等の防災施設の整備を図っているが、今後、更に道路施設の安全強化を推進する。

(1) 道路の整備

道路管理者は、災害時における道路機能を確保するため管理道路について、のり面等道路構造物の危険箇所調査を実施し、対策工事の必要箇所を把握するとともに、対策事業の実施を図る。

2 公共使用施設の安全性の確保

市及び施設管理者は、劇場等不特定多数の者が使用する施設並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な施設については、洪水等における地下室の危険性など、風水害に対する安全性の確保に特に配慮するよう、普及、啓発及び指導等を行う。

3 上水道の整備

災害時において、被害を最小限に抑え安定した供給を図るために、水源の確保、給配水施設の整備を実施する。

(1) 上水道施設

県営水道は、関係事業者間の連携、応援協力体制の整備などを進める。

(2) 本市の計画

ア 応急給水の実施者である大和市は、給水資機材の備蓄整備を実施する。

イ 公共施設等の受水槽内の水が使用可能となるよう緊急遮断弁の設置等、その整備を図る。

4 下水道の整備

生活環境の向上や自然環境創出、浸水の防除には、下水道の果す役割がより重要となっている近年、公共下水道の整備は進み、広範囲な水害は解消しているが、局地的な浸水にも対応できる雨水整備を促進していく必要がある。

(1) 排水施設の整備

都市的土地利用の進展等により局地的な浸水が生じている地域を始め、今後集積度が高まり雨水の流出量が増加する地域に対しても浸水の解消に向けて、雨水の貯留・浸透を考慮した雨水整備を推進していく。

5 電気設備の整備

東京電力パワーグリッド株式会社は、災害が発生した場合の被害拡大防止のため、電気設備の災害予防措置に努める。

6 都市ガス施設の整備

東京ガスネットワーク(株)は、大規模なガス漏えい等を防止するため、ガス遮断装置の設置、感震遮断機能を有するガスメーター又は緊急遮断装置の設置を推進する。また、災害時の情報連絡、指令、報告等を迅速に行うとともに、ガス工作物の遠隔監視・操作を的確に行うため、無線通信設備等の通信設備を整備する。

7 鉄道施設の整備

鉄道機関は、旅客の安全確認と復旧資材、人員の輸送という二つの役割を担っている。安全で円滑な輸送を図るため、万全の予防措置を講じる。

8 通信施設の整備

N T T東日本は、通信ネットワークの信頼性向上、災害対策機器の配備に取り組むと同時に災害時に備え、重要回線の確保、サービスの早期復旧の充実強化に取り組む。

資料

4-4 非常用飲料水兼用貯水槽 100m³ 水槽設置状況一覧表

4-5 公共施設受水槽緊急遮断弁設置一覧表

4-6 学校プール設置状況一覧表

第8節 災害時情報の収集・提供体制の拡充

大規模な災害に備え、市は、情報収集・伝達手段として無線、有線、その他通信設備等を利用した防災通信網の確保・整備充実を図り、災害発生時応急対策を迅速に推進するため万全を期する。このため、市は、県及び防災関係機関と連携し、平常時から効果的な研修・訓練を通じて通信機器の操作の習熟に努めておく。

1 防災通信網の整備

(1) 防災行政無線

市民に対する災害広報を即時かつ一斉に実施するための同報無線であり、各受信所の個別やグループごとでの放送が可能である。また、放送した内容は自動音声応答装置により、フリーダイヤルにて確認することができる。難聴地域対策と伝達情報の汎用性向上のため、市は防災行政無線（固定系）のデジタル化を行った。

また、AM、FMラジオと併せて、防災行政無線（固定系）での伝達情報を、戸別に受信し、聴くことができる280MHz戸別受信機を整備した。従来設置していた防災行政無線戸別受信機の代替機として整備するとともに、災害時の自主防災活動における情報収集に役立てるよう、自主防災会への貸与を行っている。

(2) デジタルMCA無線

デジタルMCA無線は、災害現場や防災関係機関との通信を確保するための無線である。災害対策本部と避難生活施設ほか各設置施設及び情報収集職員間との通信を確保するために使用する。安定した電波状況を確保して、全施設へ一斉通信することなどが、可能である。

(3) J-ALERT（全国瞬時警報システム）

全国的に整備されたシステムであり、緊急地震速報、津波警報といった対処に時間的余裕のない事態に関する緊急情報を、人工衛星を用いて送信する。市の防災行政無線を自動起動することにより、国から市民まで緊急情報を直接、瞬時に伝達できる。市は、国と連携して、実践的な訓練を実施することで、災害時の情報伝達に備える。

(4) 非常無線通信

市は防災関係機関と連携し、災害時等に、加入電話又は自己の所有する無線が使用できない場合又は利用が困難となった場合に対処するため、電波法第52条の規定に基づく非常無線通信の活用を図るものとし、関東地方非常通信協議会の活動を通して、非常無線通信体制の整備充実を努める。

(5) 衛星携帯電話

災害時に有効な通信手段として衛星携帯電話の整備を図る。

(6) その他の通信網

市は、通信の途絶を回避するため、通信手段の確保に努める。

ア FMやまと

市はFMやまとと締結した「災害情報等の放送に関する協定書」に基づき、市民等へ被災情報、避難所情報、安否情報、支援情報等の提供を実施する。

イ アマチュア無線

市内のアマチュア無線局との連携により、非常時における情報伝達協力者名簿の作成等を行う。

ウ CATV・インターネット等

市は、市民等へ被災情報、避難所情報、安否情報、支援情報等を提供するため、CATV（株式会社ジェイコム湘南・神奈川との協定による J:COM チャンネル）・インターネット等（市ホームページ、やまと PS メール、緊急速報メール及びヤフー株式会社との協定による Yahoo!サービス）を活用する。

2 被災者支援情報システムの構築等

(1) 情報の収集・提供システムの構築

市及び公共機関等は、被災者を支援するため、災害発生前後の時間経過（警戒期、発災期、避難救援期、応急復旧期、復興期）に応じた情報の収集、提供システムを構築する。

なお、支援情報は、高齢者、障がい者や外国人にも配慮した提供方法とするよう努める。

(2) 通信手段

市は、一般市民や避難生活施設、地域活動拠点等への情報提供等について、市ホームページややまと PS メール、MCA 無線、CATV、インターネット等各種通信手段の活用を図る。

資料

7-9 大和市防災行政無線局管理運用規程

7-10 大和市防災行政無線運用基準

第9節 災害対策本部等組織体制の拡充

災害発生時における応急、復旧対策を円滑に推進するため、平常時から防災対策に必要な体制を整え、災害対策本部等の拡充に努める。

1 職員の動員・配備体制の強化

災害発生の初期から、できるだけ早急かつ多くの職員を必要な部に動員配備させることは、応急対策を迅速かつ的確に実施していく上で、極めて重要である。

市は、災害情報により、職員が速やかに配備につき、職務に従事・専念できるよう、次の対策を実施する（動員体制は、本編第2章、第2節「応急活動体制」参照）。

(1) 職員の動員配備体制、情報の収集・伝達及び各種救援活動に関する初動段階の活動要領等のマニュアルを作成する。

(2) 勤務時間外の予測が困難な災害についても迅速な警戒体制が確保できるよう、当直員（消防部）による24時間体制で対応する。

2 災害対策本部の運営体制の整備

災害発生時において、災害対策本部の円滑な運営を図るため、次の対策を推進する。

- (1) 災害情報発表後、本部設置を必要とする段階で、参集職員が手際よく災害対策本部を設置できるよう、情報通信機器の設置方法やレイアウト等を含むマニュアルを作成する。
- (2) 災害対策本部の職員が能力を最大限に発揮できるよう、少なくとも3日分の飲料水、食料、また、毛布、携帯トイレ等の備蓄等を推進する。
- (3) 本部の職員が災害発生時に的確な活動を行うため、平常時から特に次の点について習熟できるように、重点的に研修しておく。
 - ア 動員配備・参集方法
 - イ 本部の設営方法
 - ウ 各種通信機器等の操作方法等

3 業務継続計画（BCP）の策定

市民等の生活・社会活動への影響を最小限に抑えるため、災害発生時の応急対策とあわせて、優先度の高い行政サービスを継続する必要がある。

必要な人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、市は業務継続計画（風水害対策編）を策定する。また、実効性のある業務継続体制を確立するため、必要な人員や資機材等の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検などを実施し、計画の見直し、修正を行う。

第10節 避難対策

災害発生により生命に危険が及ぶような場合には、避難が必要となる。

市はそのような事態に備えて避難計画を策定するとともに、避難場所と避難路の整備に努める。

1 避難計画の策定

- (1) 市は、災害時に安全かつ迅速な避難が行えるよう、次の事項を内容とした避難計画を策定する。
 - ア 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を発令する状況
 - イ 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の伝達方法
 - ウ 避難行動要支援者に対する対応
 - エ 浸水想定区域内に所在する地下街等及び避難にあたって防災上の配慮を要する施設の名称及び所在地
 - オ 避難地の名称、所在地、対象地区及び収容人員

2 避難場所等

(1) 避難場所等の区分

災害時における避難場所等について、災害の危険が切迫した場合における緊急の避難場所と、被災者が一定期間滞在して避難生活をするための避難所とを区別する。

避難対策を円滑に実施するため、避難場所等に指定される施設の管理者と協定を締結するな

ど、避難場所等の確保に努める。災害の種類やその発生形態によって避難の方法は大きく異なるので、その機能を十分活用できるよう整備に努め、防災訓練等を通じて市民に対し周知徹底を図る。

【避難場所等の区分】

区分	避難場所等の性格	指定主体	具体的な場所
指定緊急避難場所	異常な現象の種類ごとに政令で定める基準に適合した安全が確保できる場所又は施設	国の定める基準により市が指定	資料 3-3
指定避難所	避難生活施設 災害に伴い家屋の倒壊、焼失により帰宅できない被災者が臨時に生活を行う収容施設	市が指定	資料 3-3
	福祉避難所 避難生活施設に収容することが困難な要配慮者等を収容するための施設	市が指定	資料 3-3
一時滞在施設	帰宅困難者に休憩場所や情報の提供を実施する受け入れ施設	市が指定	<ul style="list-style-type: none"> ・やまと芸術文化ホール ・各学習センター [北部文化・スポーツ・子育てセンター（大和市民交流拠点ポラリス）含む] ・協定締結先の市内事業所

(2) 避難地区分けの実施

避難地区分けにあたっては、避難場所の状況、避難場所に通じる道路の状況、避難人口等を考慮し、各地区の歩行負担、危険負担がなるべく均等に、そして最小限になるように配慮する。

3 避難場所等の指定

避難場所等は事前に指定し、市民に対し十分に周知することにより災害時に備える。

また、各避難場所等には、区分、性格を表示し市内通過者に対しても配慮する必要がある。

(1) 指定緊急避難場所

災害が発生した場合に安全かつ迅速な避難を行うため、災害対策基本法 49 条の 4 に基づき政令で定める基準に適合する場所又は施設であり、異常な現象の種類ごとに定める。

(2) 指定避難所

災害対策基本法第 49 条の 7 に基づく指定避難所には、避難生活施設と福祉避難所があり、避難生活施設は、住居等の喪失などが発生した被災者を収容保護し臨時的に生活を営む施設である。市は、災害時に被害の状況に応じて避難生活施設を開設する。開設する避難生活施設は、災害対策本部長が決定する。避難生活施設の開設、運営の具体的な計画は、本編第 2 章、11 節「避難対策」による。

また、市は高齢者、障がい者等の要配慮者を収容するための施設として福祉避難所を指定するほか、設備、体制が整った社会福祉施設等を活用するため、あらかじめ施設管理者と災害時の協定の締結に努める。

(3) 一時滞在施設

災害時に、駅周辺の滞留者や路上等の屋外で被災し、帰宅困難となった者を一時的に受け入れる施設であり、鉄道の運休や遅延などの状況から判断して開設する。一時滞在施設では、休憩場所や鉄道の運行状況などの情報を提供する。

4 避難場所等の安全確保等

避難場所等への誘導、避難後の避難場所等内での安全確保については、次のとおり整備する。

(1) 避難路の確保

市は、安全に避難地に到達できるための避難路の整備を図る。

(2) 安全誘導の確保

避難生活施設となる施設には、災害時に避難所として利用することを示した案内表示板と太陽光発電による照明の整備に努める。

(3) 避難場所等の安全確保

ア 学校、病院、工場等防災上重要な施設の管理者は、災害に備えて避難計画をそれぞれ作成し、災害時における避難の万全を期する。また、市は避難場所等となる用地及び施設の管理者と協議し、当該施設の整備及び災害時の運用方法等について理解を求める。

イ 情報連絡体制の整備

市は各避難場所等に情報を提供できる体制の整備を図るとともに、避難生活施設にMCA無線の設置、防災情報システムの整備、その他情報連絡体制を確保し、避難者の万全な安全管理を期する。また、関係機関に災害時における臨時公衆電話等の回線の確保、整備を図るための協力を求めていく。

ウ 自家用発電設備

市は、避難生活施設における照明等の必要最低限の電力供給が継続できるよう自家用発電設備の設置に努める。

5 浸水想定区域内に所在する地下街等・大規模工場等及び避難にあたって防災上の配慮を要する施設

市は、水防法第15条に基づく浸水想定区域内の地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）・大規模工場等（大規模な工場及びその他の施設）及び主として高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児等の要配慮者が利用する施設で、洪水時において当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設について、次のとおり、防災対策を行う。

(1) 対象施設

対象施設は、資料編 8-5 水防法及び土砂災害防止法に基づき名称及び所在地を定める施設に示す。

(2) 洪水予報等の伝達

市は、浸水想定区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者（自衛水防組織を設置している場合はその構成員を含む）に対し、いち早く避難が行えるよう洪水予報等の情報を電話、ファクシミリ、メール、防災行政無線等で伝達する体制を整備する。

6 土砂災害（特別）警戒区域内に所在する社会福祉施設、学校、医療施設及びその他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設

市は、土砂災害防止法第八条第一項第四号に基づき、土砂災害（特別）警戒区域内の社会福祉施設、学校、医療施設及びその他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であつて、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設について、次のとおり、防災対策を行う。

(1) 対象施設

対象施設は、資料編 8-5 水防法及び土砂災害防止法に基づき名称及び所在地を定める施設に示す。

(2) 土砂災害（特別）警戒情報等の伝達

市は、土砂災害（特別）警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者（自衛水防組織を設置している場合はその構成員を含む）に対し、いち早く避難が行えるよう土砂災害警戒情報等の情報を電話、ファクシミリ、メール、防災行政無線等で伝達する体制を整備する。

7 帰宅困難者への支援

帰宅困難者対策は、一斉帰宅の抑制、安全な徒歩帰宅のための支援など多岐にわたるが、膨大な数の帰宅困難者等への対応は、行政による「公助」だけでは限界があり、「自助」や「共助」も含めた総合的な対応が必要となる。帰宅困難者対策をさらに推進するためには、国、地方公共団体、事業所等がそれぞれ実施するだけでなく、連携・協働して取組を進めることが必要である。事業所等には、災害時に「むやみに移動を開始しない」ことを周知することで、事故・駅前の混乱発生を防止する。

(1) 「自助」・「共助」による帰宅困難者対策

ア 事業所等は帰宅困難者対策とし、平常時から「むやみに移動を開始しない」ことを徹底する。

イ 市内の事業所・学校等の多人数が利用する施設の管理者は従業員・生徒等のほか、訪問者・利用者等について、一斉帰宅の抑制及び一時収容を図るよう要請する。

ウ 市民はN T T東日本が運営する「災害用伝言ダイヤル(171)」、「災害用伝言板(web171)」や、各携帯電話事業者の「災害用伝言板」等の安否確認手段について家庭内で使用方法を事前に確認する。

(2) 関係機関との連携

ア 帰宅困難者用一時滞在施設を迅速かつ円滑に開設するため、施設の管理者と協定等の締結をすすめる。

イ 帰宅困難者用の一時滞在施設の場所の周知や発災時の施設への円滑な誘導等の対応を図

るため、平常時から鉄道事業者等との連携を強化する。

ウ 大和駅・中央林間駅を中心に、県、鉄道事業者、警察、駅周辺事業者等と連携して設置する地域協議会で、帰宅困難者が発生した場合の対応の検討・協議に取り組む。

エ 鉄道事業者との情報伝達体制を確保するとともに、帰宅困難者に対して携帯電話やインターネット等を活用し迅速に鉄道運行状況、市内の被害状況、一時滞在施設の開設等の情報を提供できるよう、対策の検討を行う。

8 広域避難の協議等

市は、災害が発生するおそれがある場合において、避難者の避難、収容状況等を考慮し、市外への立退き避難が必要であると考えられる場合には、他自治体と避難者の受入れについて協議を行う。

資料

- 3-1 都市公園一覧表
- 3-3 指定緊急避難場所、指定避難所一覧表
- 6-1 災害時における各種協定一覧
- 8-2 土砂災害（特別）警戒区域一覧
- 8-5 水防法及び土砂災害防止法に基づき名称及び所在地を定める施設

第11節 緊急輸送道路の指定

災害時において応急活動を行うためには、物資、資機材、要員等の輸送は重要で緊急度が高い。これらを円滑に行うため、各拠点との連携を考慮し緊急輸送道路についてあらかじめ整備し、災害時には優先的に確保する。また、空輸活動に備え、ヘリコプター臨時離着陸場を確保する。

1 緊急輸送道路

県は、県庁、広域防災活動拠点、市町村災害対策本部、物資受け入れ港等及び隣接都県の主要路線と接続する路線を緊急輸送道路に指定している。本市に係る路線は次のとおりである。

(1) 第1次路線

高規格幹線道路、一般国道等で構成する広域的ネットワークの重要路線で、緊急輸送の骨格をなす道路。

路 線 名	区 間
第一東海自動車道（東名高速）	本市区間全線
国道16号	本市区間全線
国道246号	本市区間全線
国道467号	本市区間全線
県道45号（丸子中山茅ヶ崎線）	本市区間全線
下鶴間桜森線	県道横浜厚木線交点～国道246号上草柳交差点

(2) 第2次路線

第1次緊急輸送道路を補完し、地域的ネットワークを形成する道路のうち、市町村庁舎に連絡する道路。

路 線 名	区 間
県道40号（横浜厚木線）	本市区間全線
下鶴間86号	南大和相模原線交点～市役所前
南大和相模原線	国道246号深見西交差点～市役所前交差点

2 緊急輸送道路を補完する道路

災害時には、救急・救助・被災者の搬送、あるいは応急対策活動等を実施するにあたり、陸上輸送が主力となる。またヘリコプターによる空輸においても、離着陸場からは陸上輸送が必要である。

このように、緊急輸送道路を確保することは、災害応急対策を実施するうえで大変重要な役割を担っている。

市は、県の指定する緊急輸送道路と有機的な連携を基本に次の緊急輸送道路を補完する道路を指定する。

(1) 第1次路線

市内の緊急輸送に不可欠な路線で、広域避難場所及びヘリコプター臨時離着陸場から市災害対策本部を結ぶ路線。

番号	路 線 名	区 間
1	公所中央林間線・中央林間60号	相模カンツリー倶楽部～県道目黒町町田線交点
2	南大和相模原線	公所中央林間線交点～三ツ境下草柳線交点 ※第2次緊急輸送道路(国道246号深見西交差点～市役所前交差点)を除く
3	つきみ野93号・127号	公所中央林間線交点～県道座間大和線交点
4	つきみ野86号	市立つきみ野中学校～県道目黒町町田線交点
5	県道50号（座間大和線）	中央林間西47号交点～県道目黒町町田線交点
6	中央林間西47号・南林間91号	県道座間大和線交点～市立南林間小学校
7	福田相模原線2号	県道座間大和線交点～下鶴間桜森線交点
8	南林間4号	福田相模原線2号交点～小田急線踏切
9	林間21号	大和市特別支援教育センター～南林間駅東線交点
10	南林間駅東線	林間21号交点～南大和相模原線交点
11	下鶴間桜森線	国道246号上草柳交差点～国道246号山王原交差点
12	三ツ境下草柳線・深見45号・城山宮下線	福田相模原線2号交点～県立大和東高校
13	大和東3号・天満宮1、2号・大和南7号	三ツ境下草柳線交点～深見草柳線交点
14	福田相模原線3号	県道横浜厚木線交点～中福田南庭線交点
15	柳橋47号	県道横浜厚木線交点～市立引地台中学校
16	桜ヶ丘宮久保線	県道丸子中山茅ヶ崎線交点～久田山谷線交点

17	久田山谷線	桜ヶ丘宮久保線交点～上和田仲通り線交点
18	上和田仲通り線交点	久田山谷線交点～国道 467 号交点
19	代官 53 号・高座渋谷代官庭線・福田原高座渋谷線・下福田 189 号	県道丸子中山茅ヶ崎線交点～藤沢ゴルフ場
20	緑橋山谷線	国道 467 号交点～緑橋
21	中央林間 84 号	中央林間 121 号交点～中央林間 143 号交点
22	中央林間 143 号	県道座間大和線交点～公所中央林間線交点

(2) 第 2 次路線

第 1 次路線以外の路線で、主として避難生活施設と災害対策本部を結ぶ路線。

番号	路線名	区間
1	つきみ野 29 号・24 号・61 号	市立中央林間小学校～公所中央林間線交点
2	県道 56 号 (目黒町町田線)	国道 16 号交点～国道 246 号交点
3	中央林間西 17 号	県道座間大和線交点～市立緑野小学校
4	西鶴間 35 号・44 号	下鶴間桜森線交点～市立西鶴間小学校
5	福田相模原線 2 号	下鶴間桜森線交点～県道横浜厚木線交点
6	城山泉の森線・上草柳 181 号	南大和相模原線交点～市立大野原小学校
7	深見草柳線	県道横浜厚木線交点～市立深見小学校
8	大和南 17 号	深見草柳線交点～市立光丘中学校
9	引地台線	県道横浜厚木線交点～市立引地台小学校
10	柳橋 38 号・35 号	福田相模原線 3 号交点～県道横浜厚木線交点
11	桜ヶ丘宮久保線・宮久保 1 号	久田山谷線交点～市立上和田中学校
12	上和田 170 号	国道 467 号交点～久田山谷線交点
13	中福田南庭線	新道下南庭線交点～国道 467 号交点
14	新道下南庭線	全線
15	上和田 62 号	国道 467 号線交点～市立桜丘小学校
16	下福田 15、195 号、福田原高座渋谷線、下福田 233 号、高座渋谷代官庭線、下福田 131 号	山谷福田橋線交点～中福田南庭線
17	上和田 209 号	上和田 170 号交点～市立上和田小学校
18	福田 194 号・福田 167 号	福田相模原線 3 号交点～市立福田小学校
19	福田原高座渋谷線	下福田 233 号交点～市立下福田小学校
20	久田山谷線支線 44 号	国道 467 号交点～市立渋谷小学校

3 ヘリコプター臨時離着陸場

緊急航空輸送を確保するため、市の臨時離着陸場を指定する。指定場所は次のとおりである。

(1) 市指定ヘリコプター臨時離着陸場

名 称	所 在 地	面積 (㎡)
草柳小学校グラウンド	中央三丁目 6 番 1 号	6,600
大和中学校グラウンド	深見西七丁目 5 番 1 号	16,200

※ 大和中学校グラウンドは、災害医療拠点病院である大和市立病院の医療機関隣接ヘリコプター臨時離着陸場である。

(2) 消防相互応援協定によるヘリコプター臨時離着陸場

名 称	所 在 地	面積 (㎡)
大和スポーツセンター競技場	上草柳一丁目 1 番 1 号	18,840
引地台公園令和広場	柳橋四丁目 5001 番地	7,000

資料編

5-2 避難生活施設ヘリサイン表示施設一覧表

6-1 災害時における各種協定一覧

第12節 防災資機材・飲料水等の整備、備蓄

災害発生時における応急対策活動を円滑に行うため、防災資機材及び飲料水等の整備方法等について定める。

1 防災資機材及び備蓄倉庫の整備

(1) 防災資機材等及び備蓄倉庫の整備

災害時における救援救護活動及び応急復旧活動に必要な資機材等の整備充実を図る。

また、備蓄方法については、大型資機材は集中備蓄、携帯トイレ等の生活必需品物資等は避難生活施設単位で備蓄し、そのための防災備蓄倉庫の設置を促進する。

(2) 化学消火薬剤の備蓄

危険物火災等に対処するため、化学消火薬剤の備蓄を図る。また、県からの管理委託による化学消火薬剤も併せて備蓄する。

2 医薬品、医療器材の整備

市は、応急医療活動を行うための医薬品、医療器材の備蓄を行うとともに、大和綾瀬薬剤師会の協力を得て医薬品等の確保を図る。

3 自主防災活動に必要な資機材及び倉庫の整備

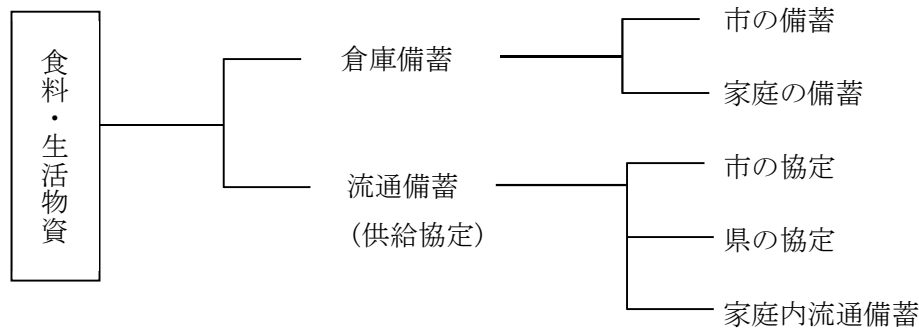
地域の自主防災組織が、自らの活動に必要な資機材及び収納倉庫の整備を図る。

4 食料、生活物資の備蓄

災害が発生した際の市民の生活確保のため、食料、携帯トイレなどの避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資の備蓄を図る。また備蓄に際して、高齢者、障がい者等の要配慮者に配慮した備蓄品目の整備を図る。

市民に対しては災害発生から最低3日分、推奨1週間分の食料及び携帯トイレなどの生活必需品の備蓄に努めるよう、啓発する。

(1) 備蓄の方法と役割分担



(2) 備蓄計画

ア 流通在庫利用による備蓄

災害時における全ての被災者用の食料や生活物資を、市独自で備蓄することには、備蓄場所や経費等の関係上限界があるため、流通在庫を利用した業者等との協定による備蓄をもって目標数量を確保する。

イ 家庭内備蓄

自己の生活確保のため最小限必要な食料、携帯トイレなどの生活物資については、自助努力による家庭内備蓄を行うように啓発する。

5 飲料水等の確保

飲料水等の確保は、被災者の生命維持を図る上で極めて重要である。災害時の応急給水体制の整備を図るとともに、県営水道と協力して計画を推進する。

(1) 期間及び応急給水量

災害時の具体的な給水量は、災害の規模、水道施設の被災状況によりその都度決定することになるが、おおむね次の量が目標になる。

ア 初動期（発災後3日目まで）

飲料水、医療用水（生命維持に必要な最小限の量）

被災給水人口×1人1日3～6ℓ×3日分

イ 混乱継続期（4日目以降）

飲料水、医療用水、生活用水（調理、洗面等の生活に必要な最低限の量）

被災給水人口×1人1日3～20ℓ×日数

(2) 水源の確保

応急給水に使用する水のうち、飲料水及び医療用水は原則として水道水とするが、水道水以外の水源の確保にも努める。

- ア 県営水道の災害用指定配水池
- イ 非常用飲料水兼用貯水槽（100m³）
- ウ 公共施設の受水槽
- エ 学校のプール、井戸水
- オ 井戸水（個人保有井戸など）
- カ ペットボトル（乳児用）

(3) 給水体制の整備

ア 県営水道との応急給水協力体制の充実

災害用指定配水池に確保されている水の速やかな供給について、県営水道の協力並びに大和市管工事協同組合等の応援を得て応急給水体制を充実する。

また、県営水道と災害時の応急給水に関する訓練などを定期的に行い、連携の強化を図る。

イ 公共施設受水槽の緊急遮断弁の設置

ウ 地下水源の確保

井戸水の所在を把握するとともに、定期的な水質検査を実施し所有者と災害時の協力について調整を図る。また、避難生活施設の一部に整備した井戸も活用する。

エ 応急給水用資機材の整備

災害時の水需要に適切に対処するため、車両等により運搬し給水を実施する際に必要となる仮設供用栓、運搬容器等の給水資機材の整備を図る。

オ 家庭での水の確保

平常時から、家庭において非常用飲料水、生活用水の確保を心掛けるよう啓発する。

カ ペットボトルによる水の備蓄

乳児に対して、放射能災害においても影響を受けないペットボトルによる飲料水を備蓄する。

資料

- 4-1 防災備蓄倉庫設置場所一覧表
- 4-4 非常用飲料水兼用貯水槽（100m³水槽）設置状況一覧表
- 4-5 公共施設受水槽緊急遮断弁設置一覧表
- 4-6 学校プール設置状況一覧表
- 6-1 災害時における各種協定一覧
- 7-13 大和市自主防災組織結成時防災資機材助成要綱
- 7-14 大和市自主防災組織資機材購入費補助金交付要綱
- 7-15 大和市自主防災組織資機材倉庫用地の確保に関する要綱

第13節 医療・救護対策

大災害時の医療救護需要は、極めて多量、広域的に発生し、かつ、即応体制が要求されることとなるため、応急医療体制の整備が極めて重要となり、初期医療体制、後方医療体制、医薬品等の確保及び広域的救護活動の調整について計画を定める。

1 初期医療体制の整備

(1) 救護体制の確立

医療救護班の編成、出動については医師会等との災害時応援協定に基づき計画を定める。

(2) 救命講習への参加

市職員及び市民は消防本部等が開催する救命講習に積極的に参加し、応急手当に関する知識・技術の習得に努める。

2 後方医療体制等の整備

災害時に同時に多数の人命救助・救護を可能とするため、平素から県及び近隣の医療機関との連絡体制を強化する。

3 医薬品等の確保

災害時における医薬品及び医療資器材等の備蓄を進めるとともに、関係機関から円滑に確保できるように、調達体制を整える。

第14節 文教対策

児童、生徒等（以下「児童等」という）及び職員の生命、身体の安全を確保し、学校、その他の教育機関（以下「学校等」という）の土地・建物、その他工作物（以下「文教施設」という）及び設備を災害から防護するために必要な計画を策定し、その推進を図る。

1 防災教育の実施

学校等における防災教育は安全教育の一環として学級活動、ホームルームや学校行事を中心に、教育活動の全体を通して行う。特に、避難、災害発生時の危険及び安全な行動の方法について、児童等の発達段階に即した指導を行う。

具体的な方法、内容については本章第16節「防災知識の普及」による。

2 防災訓練の実施

児童等及び職員の防災に対する意識の高揚を図り、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、訓練を実施する。

- (1) 訓練は教育計画に位置づけて実施するとともに、児童会・生徒会等の活動とも相まって、十分な効果をあげるよう努める。ただし、児童等が任務を分担する場合は、児童等の安全

の確保を最優先する。

(2) 訓練実施後は、十分な検証を行うとともに、必要に応じ計画を修正する。

3 登下校（登退園）の安全確保

児童等の登下校時の安全を確保するため、あらかじめ登下校時の指導計画を学校ごとに策定し、平素から児童等、保護者及び地域住民への徹底を図る。

(1) 通学路の安全確保

ア 通学路については、警察署、消防署及び地元関係者と連携をとり、校区内の危険箇所を把握しておく。

イ 児童等の個々の通学路及び誘導方法について、常に保護者と連携をとり、確認する。

ウ 幼児の登退園時には、原則として個人又は小グループごとに保護者が付き添う。

(2) 登下校等の安全指導

ア 災害発生時の児童等の登下校について、指導計画を綿密に確認する。

イ 通学路における危険箇所については、児童等への注意と保護者への周知徹底を図る。

ウ 登下校時における危険を回避できるよう、児童等に対して具体的な注意事項を指導する。

4 気象予警報等の把握、伝達

教育委員会及び各施設管理者は、小中学校教育施設における災害対策実施のための気象状況に留意し、災害に関する注意報等各種の情報の把握に努める。

5 臨時休業

災害の発生が予想される場合の学校の臨時休業については、市教育委員会が決定して行う。

6 文教施設の堅牢化の促進

文教施設・設備等を災害から防護し、児童等の安全を確保するため、これらの建物の建築にあたっては、堅牢化を促進するとともに、非常口の確保など、防災上必要な措置を講ずる。

7 文教施設及び設備の点検・整備

文教施設及び設備を災害から防護するため、定期的に安全点検を行い、危険箇所及び要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る。

災害時の施設及び設備の補強等、防災活動に必要な器具等については、あらかじめ必要な量を備蓄するとともに、定期的に点検を行い整備する。

8 応急教育の実施

市教育委員会は、災害時における学校教育の実施に万全を期すため、教育施設、教員、学用品等の確保に留意し、応急教育の円滑な実施を図る。

9 文化財の保存・整備

(1) 管理状況の把握

文化財所管部署による適宜巡視、所有者等による情報提供、文化財保護委員の巡視報告等を通じ、管理状況の把握に努め、緊急時の対応に備える。

(2) 所有者等への指導・助言

所有者等に対し日常の災害対策の実施と、防災計画や対応マニュアル作成について、指導・助言を行う。

(3) 文化財防災思想の普及活動

「文化財防火デー」(1月26日)等の行事を通じ、訓練や講習会の実施・参加をすすめ、所有者のみならず一般市民に対しても文化財災害予防に関する認識を高める。

(4) 関係機関との連絡・協力体制の確立

警察、消防等との連絡・協力体制を整備する。

第15節 広域応援体制等の拡充

大規模災害時には、市だけでの災害応急対策の実施が困難となる場合があることから、迅速かつ的確な応急対策を実施するにあたって、被災していない地域の機関等の協力が必要となる。このため、他の地方公共団体等と相互応援の協定を締結するなど、応援体制の整備充実を図る。

1 広域応援の受け入れ体制等の強化

(1) 受援計画の策定

市が大規模災害で被災した際に、円滑に他機関からの応援を受け入れるために受援計画を策定する。受援計画では以下の項目を定め、国・自治体・防災機関等の受け入れを行う。

ア 支援部隊の受け入れ地点・輸送道路・受付場所

イ 活動地域

ウ 災害対策本部との連絡調整方法

エ 現地連絡調整会議の開催

(2) 重要拠点施設へのヘリサインの表示

市は、上空から重要拠点や被災場所を把握できるよう、主な施設の屋上にヘリサインを表示する。

(3) 広域応援活動の確保

市は、県及び防災関係機関と連携して、情報の共有、広域応援部隊、応急活動用備蓄資機材の配分方法や部隊の効率的運用方法等について検討する。

2 相互応援協定の締結等

防災関係機関相互の応援・協力活動等が円滑に行なわれるように、市は必要に応じて事前に災害時の応援に関する協定を締結するなど、その体制を整備する。なお、相互応援協定の締結にあたっては、近隣の自治体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠

方に所在する自治体との協定締結も考慮する。

相互応援協定を締結する場合には、次の事項に留意し、実践的な内容とする。

- (1) 連絡体制の確保
 - ア 災害時における連絡担当課の選定
 - イ 夜間における連絡体制の確保
- (2) 円滑な応援要請
 - ア 主な応援要請事項の選定
 - イ 被害情報等の応援実施に必要なとなる情報の伝達
- (3) 応援の種類
 - ア 被災者の支援に必要な物資及び機材の提供
 - イ 食料・飲料水・その他生活必需品等の物資及びそれらを提供するために必要な機材の提供
 - ウ 被災者を一時収容するために必要な施設の提供
 - エ 協定に基づき実施する応援に必要な職員の派遣
 - オ 災害救助ボランティアのあっせん
 - カ 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

3 訓練及び情報交換の実施

相互応援体制の強化充実に資するため、必要に応じ協定締結先との平常時における訓練及び情報交換等を行う。

4 市外からの避難者の受入れ対策

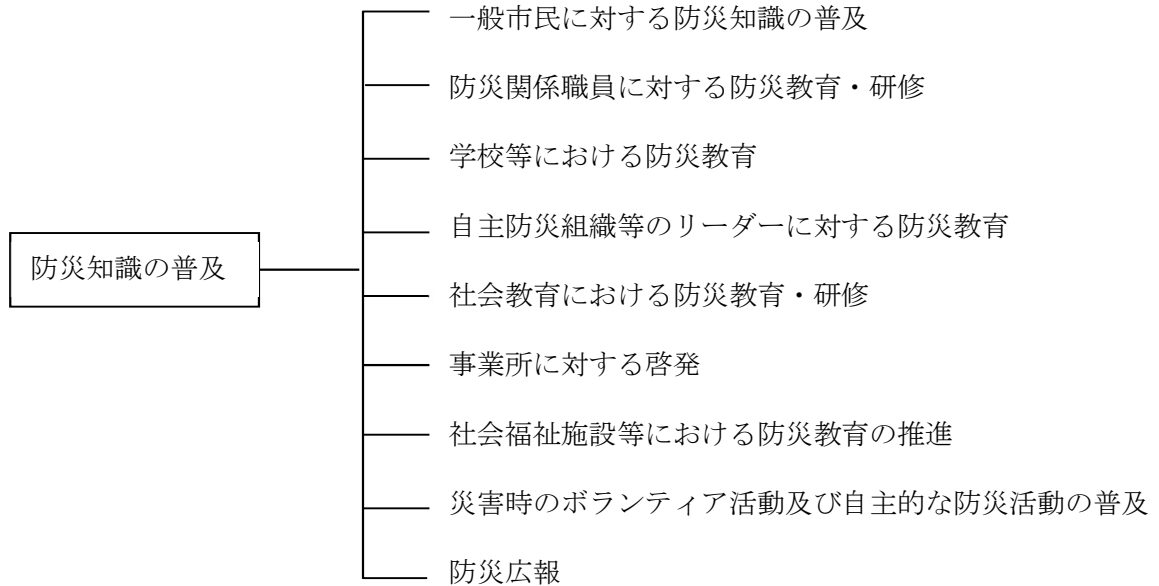
被災地からの避難者が安心して生活が送れるように、市公共施設での一時的な受入れ、市営住宅の優先利用や民間賃貸住宅の活用を実施する。

第16節 防災知識の普及

災害の発生防止、被害の軽減を図るためには、市職員、防災関係機関職員をはじめ、市民一人ひとりが自発的に責任をもって行動することが必要である。そのためには、平常時から防災知識の普及、防災教育の実施等、防災の啓発に努める。

1 防災知識の普及

(1) 普及方法の種類



(2) 一般市民に対する防災知識の普及

防災活動は、市民一人ひとりが「自らの身は、自ら守る。皆のまちは、皆で守る。」という認識を持つことが大切であり、市民の理解と協力がなければ進められない。特に、災害発生時の活動は、市民及び地域の主体的な取組が重要であり、あらゆる機会を通じて防災知識の普及啓発に努め、市民の防災意識の高揚を図る。

ア 普及方法の手段

- (ア) 広報誌の活用
- (イ) 新聞、テレビ、ラジオ等各種報道媒体の活用
- (ウ) インターネット（ホームページ）の活用
- (エ) 防災関係資料の作成、配布
- (オ) 防災映画、ビデオ等の貸し出し
- (カ) 講演会・講習会の開催、自主防災活動に対する指導
- (キ) 防災訓練の実施

イ 普及の内容

- (ア) 局地的大雨や台風等各種災害に関する一般知識
- (イ) 平常時及び災害時の心得
- (ウ) 救助、救護の方法

- (エ) 初期消火の方法等
 - (オ) 避難方法（在宅避難や縁故避難等、避難場所等以外の避難方法の周知含む）
 - (カ) 防災機関の災害対策
 - (キ) 伝承などによる過去の災害教訓
- (3) 防災関係職員に対する防災教育・研修
- 市職員をはじめ災害対策関係職員が、災害応急対策において円滑かつ的確に対処できるよう防災知識の習得及び災害時における個々の役割分担について防災教育を実施する。
- ア 職場研修
- 災害発生時のそれぞれの職場の役割分担について、新採用職員を含めて職場研修会や講習会を開催し、その周知徹底を図る。
- 内容は、次のとおりとする。
- (ア) 地域防災計画の熟知
 - (イ) 災害に関する知識
 - (ウ) 職員が果すべき任務分担
 - (エ) 防災対策として現在講じられている対策に関する知識
 - (オ) 災害が発生した場合、具体的にとるべき行動に関する知識
 - (カ) 今後、防災対策として取り組む必要のある課題
- イ 職員の防災行動マニュアルの作成及び周知
- 災害時に迅速かつ円滑に対処できるよう防災に関する技術、知識、任務分担等を明らかにした職員の防災行動マニュアルを作成し、周知徹底を図る。
- (4) 学校等における防災教育
- 児童等に対しては、学校における教育活動の機会を通じて防災教育を実施するとともに、保護者に対する周知を図る。
- ア 教科指導
- 教科指導の中に災害の種類、原因並びにその対策等防災関係の事項をとりあげ習得させる。
- イ 防災教育・訓練
- 防災訓練の実施や講演会等の開催を通じて、学校（校内、通学路）、家庭、地域等における防災の活動、避難行動について習得させる。
- ウ 校外における教育
- 防災関係機関、防災施設並びに防災関係の催し等の見学を行う。
- (5) 自主防災組織等のリーダーに対する防災教育
- 自主防災組織等の果す役割は極めて重要である。組織のリーダーの育成、防災対策の推進等を図るため次のとおり実施する。
- ア 自主防災組織等のリーダーが果すべき役割、活動内容等の知識の普及を行う。
 - イ 地域の特性に応じた対策の検討について指導する。
 - ウ 自主防災組織等のリーダー養成講座、講習会、施設見学等、防災に関する種々の知識の普及に努める。
- (6) 社会教育における防災教育・研修
- 各種研修会、講習会等を通じて防災に関する知識の普及啓発を図り、社会の一員としての

自覚を持って防災に寄与する意識を高める。

ア 講座

災害に対する基礎的知識、防災に対する一般的、個人的、集団的な心得についての講座をカリキュラムに編成する。

イ 実習

応急手当等、特に負傷者の応急処置に関わる知識と技術を体得させる。

ウ 話し合い学習

カリキュラムの中に防災に係る講座、テレビ、体験談等を活用した「話し合い学習」を組み入れて防災の意識を高める。

エ 見学

防災関係機関、施設及び防災展等の見学を行う。

オ 印刷物

パンフレットを作成配布するとともに、機関紙に関係記事を掲載する。

(7) 事業所に対する啓発

防火管理者、危険物取扱者及び自衛消防隊員等に対する講習会等を随時行い、防火・防災意識の高揚を図る。

(8) 社会福祉施設等における防災教育の推進

社会福祉施設等の管理者は、施設の職員や利用者に対して、災害等に関する基礎的知識や災害時対応について、理解や関心を深めるため防災教育を推進する。

(9) 災害時のボランティア活動及び自主的な防災活動の普及

防災関係機関等と協力して「防災とボランティア週間」中において、講演会、講習会、展示会等の行事を開催し、その普及を図る。

(10) 防災広報

市及び防災関係機関は、市民への防災知識の普及に努める。

ア 市が行う広報

- (ア) 市が想定する災害
- (イ) 災害の一般的知識
- (ウ) 災害発生時の心得
- (エ) 出火防止及び初期消火
- (オ) 救出及び救護
- (カ) 避難場所、避難方法及び避難準備の心得
- (キ) 生活必需品の備蓄
- (ク) 応急生活の知恵
- (ケ) 気象情報に関する注意の喚起
- (コ) 必要に応じ各機関の広報内容
- (サ) 本市の対応及び問合せの方法

イ 防災関係機関が行う広報

○ 県営水道

- (ア) 手段

- a 各種パンフレットの作成、配布
 - b 水道施設見学会、水道週間等の行事
 - c 各防災機関が行う集会・研修会などの積極的利用
 - d 県の提供するラジオ、テレビ番組をはじめ、出版物及び報道機関の防災特集や生活情報の活用
- (イ) 内容
- a 災害発生時における当局の対応方針
 - b 当座の水の備蓄が必要な理由
 - c 正しい水の備蓄方法
 - d その他災害発生後に必要な注意事項等
- NTT東日本
- (ア) 手段
- a 新聞、テレビ、ラジオ、インターネット、パンフレット等
- (イ) 内容
- a 安否確認などについての問合せの自粛
 - b 災害用伝言ダイヤル「171」等の開設・利用方法
 - c 災害時等で一般加入電話からの通話ができない場合の特設公衆電話及び街頭公衆電話からの通話利用
- 東京電力パワーグリッド株式会社
- (ア) 手段
- a テレビ、ラジオ、新聞、インターネット、SNS、パンフレット、チラシ等
- (イ) 内容
- a 感電事故の防止
 - b 電気火災の未然防止
- 東急電鉄(株)・小田急電鉄(株)・相模鉄道(株)
- (ア) 手段
- a ポスター類の掲出、駅の案内放送等
 - b 状況により報道機関に依頼
 - c 駅放送、車内放送、ポスター、広報紙、インターネット等
- (イ) 内容
- a 列車の運行計画等の内容及び混乱発生時の規制内容
 - b 避難場所の確認
 - c 災害に関する一般知識等の普及
 - d その他防災上必要な事項
- (ウ) 広報の時期
- 防災広報の実施時期は、市民の防災意識が比較的高い防災週間や防災とボランティア週間を中心に、実施時期、実施場所、対象者等の状況を考慮し、効果を十分に発揮できるように企画する。

2 市民の心得（役割）

次の対策例を参考に、災害時には各自がそれぞれの安全を守り、役割を果たすように努める。

（1）平常時

- ア 地域の避難場所等までのルート確認及び家族との連絡方法を確認する。
- イ 感染症の予防を踏まえ、在宅避難や縁故避難等、避難場所等以外の避難先を検討する。
- ウ 正しい防災情報を得る手段・方法を確認しておく。
- エ がけ崩れの起こりやすい所を把握しておく。
- オ 建物の補強をする。
- カ 火気器具の点検や周辺の可燃物に注意する。また、消火器を用意する。
- キ ブレーカーの位置を確認しておく。
- ク 飲料水（1人1日3ℓ）を備蓄する。
- ケ 非常用食料、救急用品、携帯トイレ等の非常持出品を準備する。
- コ 地域の防災訓練・研修に進んで参加する。
- サ 隣近所や地域の自主防災組織との災害時の協力について話し合う。特に、高齢者、障がい者、乳幼児等、要配慮者がいる家庭は、隣近所の方々との交流を図り、災害時の協力支援体制を確保する。

（2）避難時

- ア 住所・氏名・生年月日・血液型等が記載された本人確認書類を携行する。
- イ 食料、水、ハンカチ、ティッシュ、着替え、肌着、ラジオ、懐中電灯、マスク、消毒液、体温計、スマートフォンや携帯電話用の充電器やモバイルバッテリー等を携帯する。ただし持出品は最小限にする。
- ウ 避難は徒歩です。
- エ 服装は軽装で素足をさけ、帽子、手袋等を着用し、雨具や防寒衣を携行する。
- オ 貴重品以外の品物は持ち出さない。
- カ 日常用意できる品物は、非常用袋に入れておく。
- キ 家族との連絡方法を決めておく。
- ク 隣近所へ声かけをする。

（3）大雨・台風時

- ア 注意報・警報が発表されたとき
 - （ア）気象情報に注意する。
 - （イ）避難に関する情報や指示等の伝達方法を確認する。
 - （ウ）避難場所、避難路を確認する。
 - （エ）停電に備え、懐中電灯やランタンなどを手の届く範囲に複数用意する。
 - （オ）宅地や家屋内に浸水が予測される場合は、土のうを積み雨水の浸入を阻止する。
- イ 大雨のとき
 - （ア）時間があれば、家具、寝具、畳等を階上などの高いところへ移動する。
 - （イ）がけ崩れ等が予測される危険地では、指示がなくても危険と判断したときは早めに避難する。
 - （ウ）避難は徒歩で、持出品は最小限にする。
 - （エ）道路が冠水して、通行が危険な場合は無理に避難せず、階上などの高いところへ移動する。

(オ) やむをえず、冠水道路を通行する際は、杖を利用する。また、幼児は離れないように措置を講ずる。

ウ 台風の時

- (ア) 外出を避け、やむをえず屋外に出るときは、かわらや看板などの飛来物に注意して、ヘルメットを装着するなどの安全対策を実施する。
- (イ) 庭の植木鉢や資材等が強風により飛ばされないよう、ロープ等で固定するか、室内に取り込む。
- (ウ) 雨戸を閉め、雨戸のないガラス戸にはカーテンを引くか、布で内張をする。
- (エ) 停電が発生した際には、再び電気が点いたときの危険防止のため、アイロンやドライヤーなど熱器具をコンセントから抜く。

エ 特別警報が発表されたとき

- (ア) ただちに、命を守る行動をとる。
- (イ) 避難指示等に従う等、適切な行動をとる。
- (ウ) 直ちに避難場所へ避難するか、外出することが危険である場合は、家の中でも2階などの安全な場所にとどまる。

(4) 竜巻等の激しい突風が発生する可能性があるとき

ア 竜巻注意情報発表時

- (ア) 積乱雲（黒い雲）が近づくなど、空の変化に注意する。
- (イ) 竜巻発生確度ナウキャストなどを活用して、自分が今いる場所の状況についてこまめ（5～10分程度ごと）に確認する。

イ 積乱雲（黒い雲）が近づいたとき

空が急に暗くなる、雷が鳴る、大粒の雨やひょうが降り出す、冷たい風が吹き出すなどの現象が発生したとき

- (ア) 野外の場合、堅牢な建物など安全な場所に移動する。
- (イ) 屋内の場合、雨戸やシャッター、窓、カーテンなどを閉める。

ウ 竜巻の接近を認知したとき

雲の底から地上に伸びるろうと状の雲を確認できた場合、又は屋内でもごう音や耳に異常を感じるほどの気圧の変化等を感じたとき。

- (ア) 安全確保のため、ガラス窓の周辺から離れる。
- (イ) 窓の無い部屋等へ移動する。
- (ウ) 部屋の隅・ドア・外壁から離れる。
- (エ) 地下室か最下階へ移動する。
- (オ) 頑丈な机の下に入り、両腕で頭と首を守る。
- (カ) 屋外にいる場合は車や物置、プレハブの中や橋の下などを避けて、近くの堅牢な建物に移動する。
- (キ) 屋外にいる場合で、堅牢な建物がなければ、飛散物から身を守れるような窪地や側溝に身を隠し、頭を抱えてうずくまる。

第17節 防災訓練

災害応急対策活動の習熟、防災関係機関との連携の強化、防災意識の高揚、技術の修得、地域防災計画の検証等を行うため、防災訓練を実施する。

1 防災訓練の実施

災害時の応急活動を迅速かつ的確に行うため、応急対策計画の実効性を確認する訓練、自主防災組織及び市民の意識高揚と技術習得の訓練、消防訓練、救出救助訓練、高齢者・障がい者・外国人等の要配慮者への対応を考慮した訓練、防災関係機関との連携訓練等、より実効性と実践に即した訓練を計画的に行う。また、市は、県や隣接市及び他の機関が実施する防災訓練に積極的に参加して、災害時の応援協力体制を確立する。

訓練の区分は次のとおり

区 分	実施主体	実施時期	実施場所	実 施 方 法
総合防災訓練	市	適 時	適宜な場所	各種災害を想定して、防災関係機関、市民等が一体となって応急対策活動を総合的に実施する。
地域防災訓練	自主防災会、自治会等	適 時	適宜な場所	必要であれば、複数の自治会や学校等と連携して、地域の実情にあった訓練を実施する。
県又は防災関係機関の実施する訓練	県又は防災関係機関	適 時	適宜な場所	県又は防災関係機関が実施、市は参加、協力する
小、中学校の防災訓練	教育委員会	適 時	原則として、小、中学校	教育委員会の指導のもとに防災教育の一環として実施する
個別防災訓練	災害対策本部 各部各機関	適 時	適宜な場所	各部、各機関が、各々に位置付けられている災害時の分掌事務に基づき、個別に、あるいは関係機関との連携により実施する。
その他必要な訓練	各部各機関	適 時	適宜な場所	必要に応じ関係機関と連携、協力し実施する。

2 訓練の内容

(1) 総合防災訓練

年1回以上、防災関係機関の協力を得て、災害を想定した応急対策活動を総合的に実施する。

ア 訓練項目

- (ア) 災害対策本部運営訓練
- (イ) 情報収集訓練
- (ウ) 職員非常招集訓練

- (エ) 避難、誘導訓練
- (オ) 避難生活施設等運営訓練
- (カ) 消防活動訓練
- (キ) 救出、救護訓練
- (ク) 物資等輸送訓練
- (ケ) 給食、給水訓練
- (コ) 無線通信訓練
- (サ) 防疫訓練
- (シ) 警備、交通訓練
- (ス) 応急復旧訓練
- (セ) 体験訓練
- (ソ) 災害ボランティアセンター運営訓練
- (タ) その他

イ 訓練参加機関等

市、自治会、自主防災会、地元関係団体、その他災害応急対策計画に必要な防災関係機関、団体。

(2) 地域防災訓練

自主防災組織、自治会等を単位とする訓練及び複数の組織の連合による訓練、また、学校等と連携して地域の実情にあった訓練を中心に実施する。

ア 訓練項目

出火防止訓練、初期消火訓練、救出救護訓練、避難誘導訓練、情報受伝達訓練、給食給水訓練等。

(3) 県又は防災関係機関の実施する訓練

市は、県又は防災関係機関が実施する訓練に可能な限り参加、協力する。

(4) 小、中学校の防災訓練

教育委員会の指導のもとに定期的に訓練を行う。

ア 災害に対して、沈着、冷静、迅速に行動することの意味や必要性を理解させ、身の安全を守る動作と方法を身につけさせる。

イ 避難の実践を通して、災害予防の意識を高め、安全体制をつくる。

ウ 集団行動を通して、規律と協力の精神を養い、積極的に協力する精神と実践する態度を育てる。

なお、訓練の実施にあたり、PTA や自治会等関係団体と相互の役割に対する理解を含め、連帯意識と連携体制を確立することに努める。

(5) 個別防災訓練

応急対策計画上の確認訓練等、災害対策本部、各部、各課等は、それぞれ所掌する防災業務について単独又は関係機関と連携して多種多様な訓練を実施する。

ア 災害対策本部における個別訓練

(ア) 動員配備訓練

災害対策を行うための要員を早期に動員配備し、防災体制を確立する訓練を実施する。

(イ) 各部別訓練

災害対策本部の応急対策活動の円滑な遂行を期するため、各課において策定する職員行動マニュアル等に基づいた実技訓練を行う。

(6) その他必要な訓練

上記以外に必要な訓練が生じた場合、関係機関と連携、協力して実施する。

第18節 自主防災活動の充実強化

災害時には、市民、地域の主体的な取組と市の防災力が一体となった対応を図ることが、被害を軽減、減少させることになる。そのため、市民の一人ひとりが「自らの身は、自ら守る。皆のまちは、皆で守る。」ことが大切であるとの認識を持って行動することが、極めて重要である。

このため、市をはじめとする防災関係機関は、市民等の防災意識の高揚に努め、自主防災組織や消防団の育成を進めるとともに、事業所等の指導強化に努め、地域防災体制の整備推進を図る。

1 自主防災組織の育成指導

市は、地域防災活動を推進するため、自治会等を単位とした自主防災組織の結成促進と育成を図る。

また、市は結成された自主防災組織が、災害時に有効に活動できるよう組織の充実強化と地域住民との連携強化を図るための指導及び支援を行う。

2 自主防災組織の編成基準

自主防災組織は、地域住民相互の緊密な連携のもとに活動することが必要であり、防災活動が効果的に実施できるよう組織の編成にあたっては、地域の実情に応じ次の点に留意する。

- (1) 自主防災組織は、地域住民の緊密な連携のもとに活動することが必要とされるので、住民が連帯感を保てるよう適正な規模で編成する。大規模な組織にあっては、いくつかのブロックに分ける。
- (2) 他の地域への通勤者が多い地域では、昼夜間の活動に支障が無いように組織編成を行う。
- (3) 地域内の事業所と協議のうえ、事業所の自衛消防組織も自主防災組織に位置づける。
- (4) 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立が必要であるため、女性の自主防災活動への参加を促進し、その育成強化を図る。

3 自主防災組織の活動基準

(1) 平常時の活動

ア 防災知識の普及

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには、住民一人ひとりの日頃の心構え及び災害時の的確な行動について、集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。

その際には、災害時の男女のニーズの違い等にも留意する。

イ 防災訓練の実施

災害が発生したとき、適切な行動ができるよう日頃から繰り返し訓練を実施し、防災活動に必要な知識及び技術を修得しておくことが大切である。

訓練には、個別訓練及びこれらをまとめた総合訓練とがあり、個別訓練としては、通常次のものが考えられるが、地域の特性を考慮した訓練とする。

(ア) 情報の収集伝達訓練

防災関係機関からの情報を正確かつ迅速に地域住民に伝達し、地域における被害状況等をこれら機関へ通報するための訓練を実施する。

(イ) 消火訓練

火災の拡大、延焼を防ぐため、初期消火に必要な技術等を習得する。

(ウ) 避難訓練

避難の要領を熟知し、避難場所まで迅速かつ安全に避難できるよう実施する。

(エ) 救出救護訓練

がけ崩れ等により下敷きとなった者の救出活動及び負傷者に対する応急手当の方法等を習得する。

ウ 避難行動要支援者の把握等

地域に居住する高齢者等、いわゆる避難行動要支援者の把握に努めるとともに、避難方法等についてあらかじめ決めておくなど、災害時には地域住民との連携のもとに安全かつ迅速に行動できるよう支援体制の整備に努める。

エ 防災点検の実施

家庭及び地域においては、災害が発生したときに被害の拡大の原因となるものが多く存在することが考えられるので、市民各自の点検は勿論のこと、自主防災組織として定期的に点検を行う。

オ 防災用資機材等の整備・点検

災害時に適切な応急活動が行えるよう、必要な資機材の整備及び日頃の点検に努める。

(2) 災害時の活動

ア 情報の収集伝達

自主防災組織は、市及び防災関係機関の提供する情報を地域内住民に的確に伝達し、災害時には地域内に発生した被害の状況を迅速かつ正確に把握して市へ報告するとともに防災関係機関の提供する情報を伝達して市民の不安を解消し、的確な応急活動を実施する。

このため、あらかじめ次の事項を決めておく。

(ア) 連絡をとる防災関係機関

(イ) 防災関係機関との連絡のための手段

(ウ) 防災関係機関の情報を地域住民に伝達する責任者及びルート

また、避難場所へ避難した後についても、地域の被災状況、救助活動の状況等を必要に応じて報告し、混乱の防止に当たる。

イ 出火防止及び初期消火

家庭に対しては、火の元の始末など出火防止のための措置を講ずるように呼び掛けるとともに、火災が発生した場合、消火器や水バケツ、県営水道との連携によるスタンドパイプ等の資機材の使用など、隣近所が相互に協力して初期消火に努める。

ウ 救出救護活動の実施

がけ崩れ、落下物などにより下敷きになった者が発生したときは、救出用資機材を使用して速やかに救出活動を実施するとともに、防災関係機関が活動するまでの間、負傷者に対しては、応急手当を実施し、医師の手当てを必要とする者があるときは、救護所等へ搬送する。

エ 避難の実施

知事、市長、警察官及び災害派遣を命ぜられた自衛官等から避難指示が出された場合には、市民に対して周知の徹底を図り、迅速かつ円滑に避難場所へ誘導する。

避難の実施に際しては、次のことに留意する。

(ア) 誘導する者は、火災、落下物、危険物、がけ崩れ等がないか確認しながら誘導する。避難路はあらかじめ検討しておいた避難路によるが、状況に応じ適切な判断により安全なルートを選択すること。

(イ) 携帯品は、必要最小限の物とするよう指導すること。

(ウ) 高齢者、幼児、病人その他自力で避難することが困難な者に対しては、地域住民の協力のもとに避難させる。

オ 給食・救援物資の配布及びその協力

被災の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する食料や飲料水等の救援物資の支給が必要となってくる。

これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動がどうしても必要となってくるので、自主防災組織としてもそれぞれが保有している食料等の配布を行うほか、市が実施する救援物資の配布活動に協力する。

(3) 自主防災組織の育成指導及び助成

ア 自主防災組織の育成指導

(ア) 訓練・講習会

大和市自主防災組織育成指導規則に基づき、職員を派遣し防災知識の普及活動及び防災訓練の指導、防災計画立案等の指導、助言を行う。

イ 自主防災組織に対する助成

(ア) 防災資機材の助成

自主防災組織が結成されたときには、大和市自主防災組織結成時防災資機材助成要綱に基づき、ヘルメット、腕章、担架、拡声器を助成する。

(イ) 防災資機材購入費の補助

自主防災組織が防災活動に必要な防災資機材の購入及び資機材倉庫を設置する際、大和市自主防災組織資機材購入費補助金交付要綱に基づきその経費の一部を助成する。

(ウ) 資機材倉庫用地確保経費の助成

自主防災組織が資機材倉庫用地の確保が困難な場合に、大和市自主防災組織資機材倉庫用地の確保に関する要綱に基づきその経費の一部を助成する。

(エ) その他

上記以外にも市が必要と認めた場合には自主防災組織に対し支援を行う。

4 消防団の機能強化

市は、県と連携して、消防団への現役世代、大学生などの若い人々の入団を進めるため、市民や事業者に対し、地域防災や消防団活動の重要性に関する普及啓発に努めるとともに、将来の消防団活動を担う児童等へ地域防災に関する理解促進を図る。また、消防団の施設、設備の充実を進め、地域で防災活動のリーダーシップをとる消防団の機能強化に努める。

5 自主防災組織と消防団との連携強化

消防団は地域住民により構成される消防機関であることから、自主防災組織の訓練に消防団が参加し、資機材取扱いの指導の実施や、消防団OBが自主防災組織の役員に就任するなど、組織間の連携や人的な交流等を積極的に図る。自主防災組織と消防団との連携を強化することで、地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

6 地区防災計画の提案等

市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、共同して、地区防災計画を作成し、大和市防災会議へ提案できる。地区防災計画は当該地区における防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等の自発的な防災活動に関する計画である。

市防災会議は、提案を受け、必要があると認めるときは、地域防災計画に反映させるものとする。

資料

- 7-12 大和市自主防災組織育成指導規則
- 7-13 大和市自主防災組織結成時防災資機材助成要綱
- 7-14 大和市自主防災組織資機材購入費補助金交付要綱
- 7-15 大和市自主防災組織資機材倉庫用地の確保に関する要綱
- 7-16 大和市自主防災組織表彰運用基準
- 9-1 自主防災組織編成状況表

第19節 ボランティアの受け入れ

大規模災害発生時におけるボランティア活動は、個人のほか専門技能グループを含む組織が、消火、救助、救急等の災害応急活動に従事するとともに、被災者個人の生活の維持・再建を支援するなど、発災直後から復旧過程において大きな役割を果たす。

市は災害時におけるボランティア活動の実効を確保するため、ボランティアの受け入れや登録等に関しあらかじめ調整しておく。

1 ボランティアの役割

ボランティアの役割の主なものは、次のとおりである。

<p>生活支援に関する業務 (一般ボランティアが行う業務)</p>	<p>(1) 避難施設の運営 (2) 炊き出し、食料等の配布 (3) 救援物資等の仕分け、輸送 (4) 高齢者、障がい者等の介護補助 (5) 清掃活動 (6) その他被災地での軽作業</p>
<p>専門的な知識・技術を要する業務 (専門ボランティアが行う業務)</p>	<p>(1) 救護所等での医療、看護 (2) 外国人のための通訳 (3) 被災者へのメンタルヘルスケア (4) 高齢者、障がい者等の介護 (5) アマチュア無線等を活用した情報通信手段 (6) 公共土木施設の調査等 (7) その他専門な技術・知識が必要な業務</p>

2 ボランティアの登録・育成

市民のボランティア活動への関心は広く定着してきており、災害が発生した場合、被災者の救援活動を希望するボランティアからの申出が予想される。

市をはじめ防災関係機関は、このボランティアが被災者のニーズにこたえて円滑に活動できるよう、平常時から環境づくりを行い、有効な活用を図る。

- (1) 災害が発生した場合に被災地において救援活動を行うボランティア（個人・団体）を登録、把握するとともに、関連情報の提供及び連絡調整を行う。
- (2) 災害ボランティアの活動拠点の確保について、配慮する。
- (3) かながわ県民活動サポートセンターや日本赤十字社（神奈川県支部）、防災関係機関との連携に努める。

3 一般ボランティアの受け入れ体制

社会福祉協議会は、厚生労働省防災業務計画において、災害時はボランティア活動の第一線の拠点として、被災者ニーズの把握や具体的活動内容の指示、必要な物資の提供等を行うこととされている。

一般ボランティアの受け入れは、市と社会福祉協議会、ボランティア団体等が連携して担うものとし、災害の発生時には速やかに災害ボランティアセンターが立ち上げられるよう、関係団体等の協力も得ながら、次のような準備、取組を行う。

- (1) ボランティアコーディネーターの養成

災害が発生したらボランティアがすぐに活動できるように、被災者、地域住民、行政機関とボランティアを的確に結びつける調整役として、平常時から災害ボランティアコーディネーターを養成する。
- (2) ボランティア受け入れ拠点の整備

災害ボランティアセンターの設置場所の決定、責任者の決定や担当者の役割分担、地域住民との連携、通信手段の確保や情報の受発信ルートの検討、資機材のリストアップと調達方法の確認、ボランティアの受け入れ手順確認や書式の作成、活動資金の確保など、具体的な準備を行うとともに、必要な訓練及び検証を行う。
- (3) 災害ボランティア関係団体とのネットワーク整備

災害ボランティア活動支援体制に関する定期的な検討、情報交換等を行う場として、行政機

関、日本赤十字社（神奈川県支部）、NPO・ボランティア団体等とのネットワークを構築する。

4 行政の支援

県及び市は、一般ボランティアの受け入れ体制づくりについて、社会福祉協議会、かながわ県民活動サポートセンターと協働するとともに、必要な調整、支援を行う。

5 専門ボランティアの連携・協力体制の整備

災害時のボランティア活動のうち、一定の経験や資格を必要とする業務を行う専門ボランティアについては、災害時に対応ができるよう登録制度の導入検討など、ネットワーク化の整備に努める。

第20節 要配慮者・避難行動要支援者対策

高齢者、障がい者、傷病者、難病患者、妊産婦、乳幼児及び外国人等は、災害発生時には迅速、的確な行動がとりにくくなると想定され、そのような意味から要配慮者として、特段の対策が必要である。

高齢化、国際化の進展等に伴い、要配慮者が増加する状況に適切に対処するため必要な対策を講じるとともに、プライバシーの確保や、被災時の男女のニーズの違い等、男女共同参画の視点にも十分に配慮するよう努める。

1 社会福祉施設等の対策

(1) 施設・設備等の安全対策

社会福祉施設等の管理者は、施設・設備等について、必要に応じて耐火工事を始めとする各種整備を推進し、安全の確保に努める。

(2) 防災体制の整備

社会福祉施設等の管理者は、災害発生時に迅速かつ的確な対応を行うため、防災組織を強化する。また、常に施設と地域社会との連携を密にし、災害時には地域住民の協力が得られる体制作りに努める。

また、夜間における消防機関等への通報連絡や入所者の避難誘導體制は、職員が手薄であることや、照明の確保が困難であることから、これらの点を十分配慮した組織体制を確保する。

(3) 防災教育の充実

社会福祉施設等の管理者は、施設の職員や入所者に対して、風水害に関する基礎的知識や災害時の対応について、理解や関心を深めるため防災教育を推進する。

(4) 緊急連絡体制の整備

社会福祉施設の管理者は、災害発生に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置する等、緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、施設相互の連携協力関係の強化に資するため、緊急連絡体制を整える。

(5) 社会福祉施設の土砂災害防止対策

社会福祉施設を土砂災害から守るために、市は、県と協力し、施設の管理者に対して土砂災害（特別）警戒区域、及び危険区域避難場所及び警戒避難基準等の情報を提供し、警戒、避難体制の確立等の防災体制整備に努めるよう指導する。

2 避難行動要支援者名簿の作成等

在宅の高齢者、障がい者、難病患者等の要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合の避難に特に支援を要する者（避難行動要支援者）の生命及び身体を災害から保護するうえで必要な措置を実施するために、市は、避難行動要支援者名簿を作成する。本市では、避難行動要支援者名簿に関する以下の内容を定めている。

(1) 避難支援等関係者となる方

- ア 自治会又は自主防災会
- イ 地区民生委員児童委員協議会
- ウ 地区社会福祉協議会

(2) 避難行動要支援者名簿に掲載する方

- ア 70歳以上の一人暮らし、もしくは世帯全員が70歳以上の高齢者世帯
- イ 身体障害者手帳1級又は2級の方
- ウ 療育手帳A1、A2の方
- エ 精神障害者保健福祉手帳1級の方
- オ 介護保険法の要介護度3～5の方
- カ 難病指定を受けている方、医療機器を使用している方（県からの情報提供による）
- キ その他支援が必要と判断される方（申し出により登録）

(3) 避難行動要支援者名簿作成に必要な個人情報及び入手方法

名簿には、住所、氏名、性別、年齢、電話番号、支援等を必要とする事由、その他市長が必要と認める事項を記載する。

避難行動要支援者名簿は、支援を受けるために市への登録を希望する方からの申請を受け作成する。

(4) 避難行動要支援者名簿の更新に関する事項

名簿情報は年に1回定期更新する。

(5) 提供した名簿情報の取扱いや保管管理に市が求める措置及び講ずる措置

市は、名簿情報を提供した避難支援等関係者が取組の目的を理解し、取扱責任者、従事者の範囲、扱う情報の範囲、情報収集方法、情報の保管方法などの個人情報取扱いに関するルールを定めるように指導する。

3 要配慮者・避難行動要支援者支援体制の整備

高齢者、障がい者等、要配慮者の生活の確保及び治療体制の確保等、県保健福祉事務所等と調整を行い、災害時における支援体制の整備に努める。

(1) 情報伝達の多様性

避難行動要支援者の中には、避難等に必要な情報を入手できれば、自ら避難行動をとることが可能な者もいる。そのため、緊急かつ着実な避難指示等が伝達されるよう、各種情報伝

達の特徴を踏まえ、防災行政無線や広報車による情報伝達に加え、市ホームページ、Yahoo!サービス、FM やまと、J:COM チャンネル、やまと PS メールや緊急速報メールなど、避難行動要支援者に合わせた伝達手段の確保に努める。

(2) 防災についての指導・啓発

広報等を通じて、避難行動要支援者を始め、家族、地域住民に対する指導や啓発活動を行う。

ア 避難行動要支援者及びその家族に対する指導

(ア) 日常生活において、常に防災に対する理解を深め、また日頃から対策を講じておくこと。

(イ) 発災時に近隣の協力が得られるように自治会の活動等に参加し、日頃から隣近所と顔の見える交流を図ること。

(ウ) 地域において防災訓練等が実施される場合は、積極的に参加すること。

(エ) 避難行動要支援者支援制度への登録申請を行い、市や地域での支援体制づくりに協力すること

イ 地域住民に対する指導

(ア) 地域住民に避難の必要性や避難行動要支援者名簿の意義について説明し、地域で避難支援等関係者の安全確保の措置を決めておくこと。

(イ) 発災時には、安全確保のため、避難行動要支援者及び避難支援等関係者に協力すること。

(ウ) 防災訓練等に避難行動要支援者及びその家族が参加するよう働きかけること。

(エ) 避難行動要支援者名簿について適正な情報管理を行うこと。

(3) 個別避難計画の作成

市は、避難行動要支援者の避難の実効性を高めるため、関係機関等と連携し、個別避難計画の作成に努める。

4 外国人に対する防災対策

市は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人に対しては、災害時の混乱下においても安心して行動できるよう、(公財)大和市国際化協会と連携して、日頃から次のような条件、環境作りに努める。

(1) 多言語及びやさしい日本語による広報の充実やリーフレットの作成

市内に在住する外国人が使用する主な言語とやさしい日本語で、防災に関する広報を実施し、外国人に配慮したリーフレットを作成する。

(2) 広域避難場所等の災害に関する表示板の多言語化

災害に関する表示板の多言語化に努め、市内に在住する外国人が日頃から避難場所を確認できるように表示板を整備する。

(3) 外国人を含めた「災害多言語支援センター」の設置・運営訓練

災害時に市内に在住する外国人に情報提供及び相談対応等を行う「災害多言語支援センター」を設置・運営するための訓練を実施する。

(4) 外国人を対象とした防災教育の実施

市内に在住する外国人は、災害や防災についての知識や経験が少ないため、外国人を対象とした防災教育を実施し、防災対策への理解を促す。

(5) 外国人の雇用又は接触の機会の多い企業、事務所等に対する防災教育等の指導、支援

日頃からの業務等で外国人との接触する機会が多い企業、事務所等は外国人を対象とした防災教育等を実施する必要があるため、その活動を支援する。

(6) 外国人支援ボランティア登録制度の整備

多文化共生に理解を求めるボランティア養成講座を開催して、外国人支援ボランティアの育成を実施するとともに、外国人支援ボランティア登録制度の整備に取り組む。

5 避難生活施設等の対策

- (1) 市は、避難生活施設等において高齢者、障がい者等が安心して生活ができるようバリアフリー化の推進及び支援体制の整備に努める。
- (2) 市は、避難生活施設等の指定にあたっては、集団生活や一般的な設備での生活に適応できない高齢者、障がい者等の要配慮者が必要な支援を受け、安心して生活ができる体制を整備した福祉避難所の指定に努める。
- (3) 市は、高齢者、障がい者等の要配慮者の生活の場として、設備、体制が整った社会福祉施設等を活用するため、あらかじめ施設管理者と災害時の協定を結ぶことに努める。
- (4) 市は、高齢者、障がい者等に配慮した構造、設備を整えた、要配慮者向けの応急仮設住宅（福祉仮設住宅を含む）の設置に努めるとともに、高齢者、障がい者等が早期に入居し、安心して生活が送れるよう配慮する。
- (5) 外国人、障がい者等の要配慮者に対して、コミュニケーションの充実を図るため、多言語表示シートやコミュニケーションボード等の整備に努める。

第21節 企業防災の促進

災害時における企業活動の停止が社会に与える影響は大きく、そのため各事業者は災害時の被害を最小限にとどめ、できる限り早期の復旧を可能とする予防対策を推進する必要がある。

このために事業者は、顧客・従業員の生命、財産を守るとともに、企業にとって中核となる事業を継続あるいは早期に復旧させるための事業継続計画（BCP）の策定に取り組むなど、予防対策を図る。事業者はBCPを実施するため、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所に予測される被害からの復旧計画の策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等、重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保などの取組を継続的に実施し、防災活動の推進に努める。

1 事業者のBCPの策定

事業活動に対する被害の最小化と事業活動の継続を図り、金融や製造、サービス等の事業活動を早期に復旧するため、事業者はBCPを策定する。

2 事業者のBCP策定の支援

BCPの認知度は依然として低いのが現状であるため、市は、事業者のBCPの策定を促進するための情報提供や相談体制の整備などの支援を図る。

第1節 災害発生直前の対策

風水害については、気象情報の分析により災害の危険性をある程度予測することが可能なことから、被害を軽減するためには、市、関係機関、情報機関を通じての情報の伝達、適切な避難誘導、災害を未然に防止するための活動等、災害発生直前の対策が極めて重要である。その際、高齢者、障がい者等にも配慮するとともに、市民にとってわかりやすい情報伝達に努める。

1 警戒及び注意の喚起

- (1) 市長は、日頃から洪水等により浸水が想定される区域、土砂災害（特別）警戒区域につき、関係住民等に対し周知徹底を図り、降雨時等に混乱なく避難できるよう努める。
- (2) 市長は、風水害の発生の恐れがある場合には、河川管理者、水防団体等と連携を図りながら、気象情報に十分注意し、洪水等により浸水が想定される区域や土砂災害（特別）警戒区域の警戒活動を行う。

2 避難のための立ち退き等

- (1) 市長は、危険区域等の居住者等に対して、人命の保護その他の災害の防止を図るため特に必要と認めるときは、避難のための立ち退きもしくは屋内待避等の安全確保措置の指示を行う。
- (2) 市長は、火災の延焼が間近に迫り、延焼危険地域からの避難が適当と判断した場合は、安全な場所への立ち退きの指示を行う。
- (3) 水防管理者である市長は、洪水により著しい危険が切迫していると認めるときは、必要と認める区域の居住者に対し、ラジオ、信号又はその他の方法により立ち退きもしくは屋内待避等の安全確保措置又はその準備を指示する。また、その旨を遅滞なく水防本部長及び警察署長に通知しなければならない。
水防管理者は、関係者と協議のうえ、あらかじめ立ち退き計画を作成するとともにこれに伴う必要な措置を講じる。

3 避難生活施設の開設

市長は、災害の発生のおそれがある場合には、必要に応じ避難生活施設を開設し、速やかに地域住民に周知する。

4 災害未然防止活動

- (1) 水防管理者、消防団長及び消防長は、随時、区域内の河川、河岸等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに河川、河岸等の管理者に連絡して必要な措置を求める。
- (2) 水防管理者又は消防長は、気象の悪化が予想されるときは、前記の監視及び警戒をさらに厳重にし、事態に即応した措置を講ずる。
- (3) 水防管理者は、その区域内における農業用取水堰及び水閘門を把握し、その管理者に適切な操作を行わせ、水害を未然に防止するよう措置する。
- (4) 河川管理者及び農業用排水施設管理者は、洪水の発生が予想される場合には、堰、水門等

の適切な操作を行う。その操作に当り、これによって生じる危害を防止するため必要があると認められるときは、あらかじめ、関係市町村長及び警察署長に通知するとともに、一般に周知させるために必要な措置をとる。

第2節 応急活動体制

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市及び関係機関が市民の協力を得て、それぞれが有する機能を効率よく発揮することで災害の拡大を阻止し、又は被害を最小限にすることができる。

災害対策活動は、平常時の市の業務内容と大きく異なるので、特別の組織を編成する。特に突発的に発生する災害等広域に及ぶ大規模災害に対応するためには、すばやい対応がその後の応急対策の実施にとって重要なものになるため、応急活動体制は、災害対策本部が十分に機能する体制が整うまでの間の初動応急活動体制とその後の応急活動体制とに区分して位置付ける。各職員は各自の役割をよく理解するとともに災害対策活動全体の流れについてもその概要を熟知したうえで、計画に捉われず、現場に即した対応をとることを心がける。なお、災害応急対策に従事する者は自身の身の安全を確保したうえで、応急活動を実施する。

1 災害対策本部

(1) 災害対策本部の設置基準

市は、次の場合に災害対策本部を設置する。

ア 気象業務法に基づく暴風、大雨、洪水等の注意報若しくは警報が発表され、市域に災害が発生するおそれがあり、設置の必要が認められるとき。

イ 市の地域内で大規模な災害又は大規模な事故が発生し、平常時の組織では対応が困難なとき。

(2) 災害対策本部の設置解散

市長は、上記の基準に該当するような災害が発生したときは、災害対策基本法第23条の2の規定に基づき、本計画書の定めるところにより、災害対策本部を設置する。

また、市長は、災害の危険がなくなったとき、又は災害発生後における措置がおおむね終了したときは、災害対策本部を解散する。

災害対策基本法第23条の2 一抄一

市町村の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、市町村長は、市町村地域防災計画の定めるところにより市町村災害対策本部を設置することができる。

(3) 災害対策本部の組織

災害対策本部の組織は、大和市災害対策本部条例（昭和39年大和市条例第34号）及び大和市災害対策本部要領の定めるところによる。

災害対策本部が設置された場合に本部機能を補完するため、必要に応じて地域活動拠点を設置する。地域活動拠点では、各地域内における避難生活施設等からの情報をとりまとめ、

必要とされる応急活動、物資、情報についての連絡、要請を本部に対して行う。また、各拠点周辺に生活必需物資集積センターを設置し、物資の受入れと避難生活施設への物資供給を実施する。

(地域活動拠点)

北部地区 — 北部文化・スポーツ・子育てセンター（大和市市民交流拠点ポラリス）

中部地区 — 大和スポーツセンター

南部地区 — 大和ゆとりの森仲良しプラザ

2 災害対策本部の動員体制

市内に災害が発生した場合、その規模や被害の程度によって必要とされる応急対策活動は異なる。

災害に効果的に対処するために災害の規模や予想される被害の程度等を段階ごとに分け、災害応急対策活動に必要な要員を早急に招集する。

(1) 動員の発令

本部長は、別表に定める非常配備の基準により動員を発令する。

ただし、災害の種類・規模・発生の時期その他により必要と認められるときは、基準と異なる動員を発令することができる。

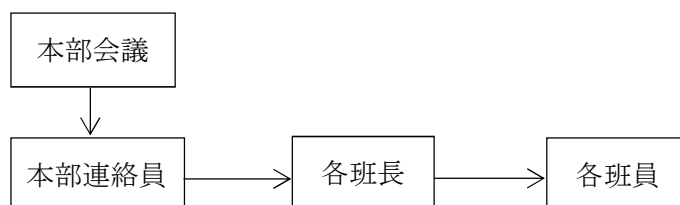
なお、次に掲げる職員については、動員の対象とはしない。

ア 発令時において入院等により参集が不可能な職員

イ その他本部長が認める職員

(2) 動員指令の伝達系統

動員指令は、災害対策本部会議で協議決定し、次の系統で伝達する。



(ただし、勤務時間中は、上記のほか庁内放送、庁内メールにて指令を伝達する。)

(3) 職員の招集

災害対策本部の各部長は、勤務時間外において遅滞なく職員の招集が行われるよう、あらかじめ災害時における職員連絡体制を整備しておく。

(4) 動員基準

風水害における動員は、災害非常配備基準に基づいて実施し、参集場所は原則として勤務場所とする。

【災害非常配備基準】

区分	災害調整会議	災害警戒本部	災害対策本部			
			第1号配備	第2号配備	第3号配備	
配 備 基 準	風水害	災害警戒本部の設置に至らない災害へ対応するとき	市域において被害の発生、または発生が予想されるとき	全市的に甚大な被害が発生するおそれがあるとき 市域において発生した被害の拡大、または拡大が予想されるとき	全市的な被害や局所的甚大な被害の発生、または発生が予想されるとき	大規模な被害の発生に、全組織、全職員の活動力が必要とされるとき
	地震災害		南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき	本市において震度5弱を観測したとき 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき	本市において震度5強を観測したとき	本市において震度6弱以上を観測したとき
	特殊災害		災害が発生したとき	被害の拡大により災害対策本部への移行が必要などとき		

（大和市災害対策本部要領 別表第2）

（5）動員名簿の作成

各部長及び各班長は、あらかじめ定められた動員区分に従い動員名簿を作成するとともに、部及び課内職員に周知し動員対策の万全を期する。

3 災害警戒本部

市は、次の場合に災害警戒本部を設置する。

（1）災害警戒本部の設置解散

本部長（市長室に属する事務を主たる担当とする副市長）は、危機管理監から気象情報等の報告を受けた場合において、風水害等応急対策を実施する必要があると認めたときは、災害警戒本部を設置する。

また、市災害対策本部が設置された場合及び当該災害に対する応急対策の措置が終了したとき、又は災害の発生のおそれなくなったときは解散する。

（2）災害警戒本部の組織

本部組織は第1章、第1節、1（3）ウ 組織のとおりである。

4 災害警戒本部の動員体制

市域の災害に対処するために災害の規模や予想される被害の程度等を段階ごとに分け、災害応急対策活動に必要な要員を早急に招集する。

- (1) 動員の発令
本部長は、災害の状況によって関係職員を招集する。
- (2) 動員指令の伝達系統
本節2(2)を準用する。
- (3) 職員の招集
各所管の部長は、勤務時間外、休日等において職員の招集を迅速かつ円滑に伝達するために、緊急連絡網を作成する。
- (4) 動員基準
動員は、災害の状況に応じて実施し、参集場所は原則として勤務場所とする。

5 災害調整会議

- (1) 災害調整会議の設置解散
危機管理監は、大和市災害調整会議要領第2条に規定する情報に基づき、災害調整会議を開催する。
また、災害警戒本部が設置された場合及び当該災害に対する応急対策の措置が終了したとき、又は災害の発生のおそれなくなったときは解散する。
- (2) 災害調整会議の組織
本部組織は本編第1章、第1節王、(4)ウ組織のとおりである。

6 災害調整会議の動員体制

市域の災害に対処するために災害の規模や予想される被害の程度等を段階ごとに分け、災害応急対策活動に必要な要員を早急に招集する。

- (1) 動員の発令
所管の課長は、災害の状況によって関係職員を招集する。
- (2) 動員指令の伝達系統
本節2(2)を準用する。
- (3) 職員の招集
各所管の課長は、勤務時間外、休日等において職員の招集を迅速かつ円滑に伝達するために、緊急連絡網を作成する。
- (4) 動員基準
動員は、災害の状況に応じて実施し、参集場所は原則として勤務場所とする。

資料

- 7-4 大和市災害対策本部条例
- 7-5 大和市災害対策本部職員の任命に関する規則
- 7-6 大和市災害対策本部要領
- 7-7 大和市災害警戒本部設置要領
- 7-8 大和市災害調整会議要領

第3節 相互協力体制

大規模な災害が発生し、市の関係機関だけでは対応が不十分となる場合は、県をはじめ他の都道府県、市町村に応援を要請し、応急対策又は災害復旧に万全を期する。

1 関係機関に対する協力要請

応援要請の種別は、次のとおりである。

【協力要請の内容及び要請先】

要 請 先	要 請 の 内 容	根拠法令等
指定地方行政機関の長	当該指定地方行政機関の職員の派遣要請	災害対策基本法第29条
知 事	1 指定地方行政機関の職員の派遣のあっ旋要請 2 他の地方公共団体の職員の派遣のあっ旋要請 3 応援の要求及び災害応急対策の実施要請 4 職員の派遣要請	災害対策基本法第30条第1項 災害対策基本法第30条第2項 災害対策基本法第68条 地方自治法第252条の17
他の市町村長等	1 応援の要求 2 職員の派遣要請	災害対策基本法第67条 地方自治法第252条の17

2 県に対する協力要請

市域に災害が発生し、災害応急対策を実施するために必要があるときは、知事に対して応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。

知事に災害応急対策等の要請をするにあたっては、県央地域県政総合センター（県央地域調整本部）又は県危機管理防災課に対してとりあえず無線又は電話等をもって口頭で依頼し、後日文書により改めて処理する。

この場合、以下の事項を予め明らかにしたうえで知事に要請する。（災害対策基本法第68条）

- (1) 災害の状況及び応援を要する理由
- (2) 応援を必要とする期間
- (3) 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
- (4) 応援を必要とする場所
- (5) 応援を必要とする活動内容（災害応急対策内容）
- (6) その他の必要事項

3 他市町村等との協力

災害等の応急対策の万全を期するため、平素から他市町村等との協力体制の確立に努めるとともに、既に締結されている各種協定や災害対策基本法等を活用し、応援要請が円滑に行われるよう手続の方法を明確にしておく。

(1) 近隣市との協力の考え方

被害の程度によって、近隣市からの応援が必要と判断されるときは、「災害時における神奈川県内の市町村の相互応援に関する協定」に基づき、県央地域県政総合センター（地域調整本部）と調整して応急対策を進める。

そのためには、平素から近隣市との協力体制の確立に努めるとともに必要な訓練を実施する。

(2) 職員の派遣要請

他の都道府県知事、市町村長又は指定地方公共機関の長に対し職員の派遣を要請する場合、以下の事項を明らかにして要請を行う。

（地方自治法第 252 条の 17、災害対策基本法第 29 条、同法施行令第 15 条、大和市災害派遣手当及び大和市武力攻撃災害等派遣手当の支給に関する条例第 2 条）

ア 派遣を必要とする理由

イ 派遣を要請する動員の職種別人員表

ウ 派遣を必要とする期間

エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件

オ 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣について必要な事項

(3) 消防機関との相互応援協定

既に締結されている消防組織法第 39 条の規定に基づく消防機関との相互応援協定を活用する場合、消防本部がこの協定の条項に沿った手続を行い消防活動等の要請を円滑に行う。

また、大規模災害等、災害の規模に応じて行う広域消防応援の要請（他都道府県消防機関所有のヘリコプターの派遣要請・緊急消防援助隊の派遣要請・県消防広域応援隊の派遣要請等）は、県を通じて要請する。

この要請は、消防組織法第 44 条の規定又は神奈川県内消防広域応援実施計画に基づき実施され、応援部隊は本市消防本部の指揮下、大和市緊急消防援助隊受援計画等により行動する。

4 自衛隊の派遣要請

大規模災害に際して自衛隊の派遣が必要と判断された時は、市長は、県危機管理防災課を通じて知事に災害派遣の要請を求める。

(1) 派遣要請

市長は、自衛隊の派遣を要請すべき事態が発生した場合、知事に対してその旨依頼する。ただし、知事に派遣要請を依頼できない場合は、自衛隊に直接災害の状況を通知することができる。

知事は、災害の発生により人命及び財産の保護について、その必要を認めた場合、自衛隊に対し災害派遣を要請する。

(2) 災害派遣要請の範囲

自衛隊に災害派遣を要請できる範囲は、おおむね次のとおりとする。

ア 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い被害の状況を把握する。

イ 避難の援助

避難の命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。

ウ 遭難者等の捜索救助

行方不明者、傷者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して、捜索救助を行う。

エ 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。

オ 消防活動

火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具(空中消火が必要な場合は航空機)をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。

カ 道路又は水路の啓開

道路若しくは水路が決壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、又は除去に当たる。

キ 応急医療、救護及び防疫

被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。

ク 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救難活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。

ケ 炊飯及び給水

被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。

コ 救援物資の無償貸付又は譲与

「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」(昭和33年総理府令第1号)に基づき被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。

サ 危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて危険物の保安措置及び除去を実施する。

シ その他

その他知事が必要と認めるもので自衛隊と協議の整ったもの

(3) 災害派遣要請手続

市長は、県(危機管理防災課)に対し派遣に必要な事項を文書をもって依頼する。ただし、緊急を要する場合は、とりあえず電話等をもって依頼し、事後文書を送付する。

なお、知事に派遣要請を依頼することができない場合は、最寄りの部隊等の長にその内容を通報連絡するとともに事後速やかに知事に通知する。

【参考】知事の災害派遣要請に関する事務手続

《連絡先》

区 分	連絡先（窓口）	所在地／電話／県防災行政通信網専用電話
陸上自衛隊	第31普通科連隊第3科	横須賀市御幸浜1-1 046(856)1291 県防災専用電話 9(486)9201/9202 同ファクス 9(486)9200
	第4施設群本部第3科	相模原市南区新戸2958 046(253)7670 県防災専用電話 9(488)9209/9201 同ファクス 9(488)9200
海上自衛隊	横須賀地方総監部オペレーションルーム	横須賀市西逸見町1丁目無番地 046(22)3500/4516 県防災専用電話 9(637)9209/9201 同ファクス 9(637)9200

《要請の方法》

要請は、次の事項を記載した書類2通を添えて行う。ただし、緊急を要する場合は、とりあえず電話等をもって要請し、事後速やかに所定の手段をとる。

- ア 災害の状況及び派遣を要請する理由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ その他参考となるべき事項

(4) 自衛隊との連絡

市は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合には、各種の情報を的確に把握し、最寄りの部隊等と適時情報交換を行い、円滑な救援活動を期する。

(5) 災害派遣部隊の受け入れ体制

ア 他の災害救助応急機関との競合重複排除

自衛隊の作業が他の災害救助応急機関と競合重複することのないよう最も効率的に作業を分担するよう配慮する。

イ 作業計画及び資材等の準備

自衛隊に対し作業を要請又は依頼するに当たっては、なるべく先行性のある計画を樹立するとともに、作業実施に必要な資材の準備を整え、かつ諸作業に関係ある管理者の了解を取り付けるよう配慮する。

ウ 自衛隊との連絡窓口一本化

派遣された自衛隊との円滑、迅速な措置が取れるよう連絡交渉の窓口を明確にする。

エ 派遣部隊の受け入れ

派遣された部隊に対し作業が円滑に行えるよう宿舎等必要な施設を提供する

オ 市長は、自衛隊の活動状況等について随時知事に報告する。

(6) 災害派遣部隊の撤収

知事は、災害派遣活動が完了した場合及び派遣の必要がなくなったと認められた場合、速やかに撤収要請をする。この場合、民心の安定と民生の復興に支障がないよう市長及び派遣を命じた部隊の長等と協議する。

(7) 経費の負担

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として、市が負担するものとし、その内容はおおむね次のとおりとする。

ア 派遣部隊が、救援活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、借上げ料及び修繕費

イ 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上げ料

ウ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話及び入浴料等

エ 派遣部隊の救援活動実施に際し生じた損害（自衛隊装備に係るものを除く。）の保障

オ その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と市が協議する。

5 民間団体との協力

市は、災害時の応急対策をより効果的に遂行するために、防災関係機関のみならず、事前に市内の民間団体と各種協定を締結し、災害時における技術・経験のある人的資源及び物的資源の確保に努める。

(1) 民間団体の協力業務

災害時に民間団体からの協力が得られる業務は、主に次のとおりである。

ア 異常気象、危険箇所等を発見した時の市災害対策本部への通報

イ 災害情報の報道及び広報

ウ 公共施設の応急復旧作業

エ 応急仮設住宅の建設

オ 建設資機材の調達

カ 食料・生活必需品の調達

キ 非常用飲料水・医療用水の搬送並びに応急給水の補助業務

ク 医療救護活動

ケ 災害廃棄物の撤去、収集、運搬、処理及び処分

(2) 民間団体は、次のとおりである。

ア 大和アマチュア無線クラブ

イ FM やまと

ウ (社)大和建设業協会

エ 大規模小売店

オ LPG 備蓄業者

カ 米穀小売業者

キ 神奈川県トラック協会県央サービスセンター

ク 神奈川県乗用自動車協会相模支部大和地区会

ケ 大和綾瀬薬剤師会

- コ 石油備蓄業者
- サ 私立学校
- シ 生活協同組合
- ス 大和市管工事協同組合
- セ 大和市電設協会
- ソ 大和市医師会
- タ 大和歯科医師会
- チ 大和市リサイクル事業協同組合
- ツ 神奈川県産業資源循環協会
- テ 大和市環境事業協同組合

(3) 民間団体への協力要請の手続

災害時に民間団体からの協力を必要とするときは、その責任者に対し以下の事項を明らかにして人員の派遣等を要請する。

- ア 活動の内容
- イ 協力を希望する人数
- ウ 調達を要する資機材等
- エ 協力を希望する地域及び期間
- オ その他参考となるべき事項

(4) 民間団体の活動の調整方法

災害対策本部は、民間団体の協力を得て応急対策等を進める場合、現地に派遣した市職員等にその活動状況を常に把握させ、災害対策本部との連絡に当らせる。

6 広域応援体制の充実

- (1) 広域応援部隊（消防、警察、自衛隊、ライフライン事業所等）の活動の円滑化を図るために、次の施設を活動拠点として確保する。

引地台公園……………自衛隊

学校法人柏木学園、イオンリテール株式会社、三機工業株式会社……………消防

柳橋ふれあいプラザ……………警察

- (2) 市は、上空から重要拠点や被災場所を把握できるように、主な施設の屋上にヘリサインを表示する。

- (3) 市は、県及び防災関係機関と連携して、情報の共有、広域応援部隊や応急活動用備蓄資機材の配分方法、部隊の効率的運用方法等について検討する。

7 厚木基地（米海軍・海上自衛隊）との協力

市は、災害時において、被災住民の人命救護を第一義とした救援救護対策を実施するうえで必要な場合は、厚木基地（米海軍・海上自衛隊）に対し、各種応援活動を要請する。

資料

6-1 災害時における各種協定一覧

第4節 災害救助法の適用

市長は、大規模な災害の発生により災害救助法に基づく災害応急対策を実施する必要があると認める時は、知事に対しその旨要請する。

災害救助法による救助は、災害に際して飲料水、食料、医療等の応急的・一時的救助を行うことにより、被災者の保護と社会秩序の保全を目的として実施するものである。

1 災害救助法の適用基準

災害救助法は、同法施行令第1条の定めるところにより被害の程度が次の各号のいずれかに該当する場合に適用される。

- (1) 市内の住家の滅失した世帯数が100世帯以上の場合
- (2) 神奈川県内の住家の滅失した世帯が2,500世帯以上あって、市内の住家の滅失した世帯数が50世帯以上の場合
- (3) 神奈川県内の住家の滅失した世帯が12,000世帯以上あって、市内の住家の滅失した世帯数が多数である場合、又は当該災害が隔絶した地域に発生したものであるなど、被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合であって多数の世帯の住家が滅失した場合。
- (4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じる場合であって、内閣府令で定める基準に該当するとき。

※ 内閣府令で定める基準

- ・被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。
- ・災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。

2 滅失住家の算定基準

1による「滅失住家」とは、住家の滅失した世帯を基準としているので、そこまで至らない半壊住家等は、同条第2項の規定により以下のように換算することとされている。

滅失住家 1世帯 = 全壊（全焼・流出）住家 1世帯
//
半壊（半焼）住家 2世帯
//
床上浸水等 3世帯

[換算例]

現在の大和市では、床上浸水が300世帯以上になると災害救助法の適用申請を行えることになる。

$300 \div 3$ （換算率）=100 … 基準（1）に該当

3 災害救助法の適用手続

- (1) 大規模な災害が発生し、本市における災害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当する見込みのあるときは、市長は、直ちにその旨を知事に報告する。
- (2) 市長は、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、災害救助法の規定による知事が行う救助の補助として着手し、その状況を事後速やかに知事に情報提供する。
- (3) 知事は、救助を迅速に行うために必要があると認めるときは、4に掲げる救助の実施に関する事務の一部を市長が行うこととすることができる。

4 災害救助法による救助の種類

「災害救助法施行細則による救助の程度等」（県告示）における救助の種類は、次のとおりである。

- (1) 避難所及び応急仮設住宅の供与
- (2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (4) 医療及び助産
- (5) 被災者の救出
- (6) 被災した住宅の応急修理
- (7) 学用品の給与
- (8) 埋葬
- (9) 死体の捜索
- (10) 死体の処理
- (11) 障害物の除去
- (12) 救助のための輸送及び賃金職員等の雇用

資料

- 2-9 被害の分類認定基準
- 9-4 災害救助法による災害救助基準

第5節 気象情報等の収集、伝達

気象情報、災害等に関するあらゆる情報を迅速かつ的確に収集する。

収集した情報は、整理判断のうえ各種の対策に活用するとともに、必要な情報を防災機関及び市民へ伝達する。

1 気象情報の受理、伝達

- (1) 注意報及び警報

横浜地方気象台は、県内及び沿岸海域において気象、洪水、高潮による災害及び被害の発生するおそれのある場合に地域を分けて注意報又は警報を発表し、住民や防災関係機関の注

意や警戒を喚起する。

ア 一般の利用に適合する注意報及び警報の種類等

横浜地方気象台が発表する注意報及び警報の種類及び運用の概要と主な特別警報の指標は次のとおりである。

特別警報は、警報の発表基準をはるかに超える豪雨や大津波等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合に発表される。警報は、気象等の現象により、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に行い、注意報は、気象等の現象により、災害が起こるおそれがあると予想される場合に発表される。

特別警報の種類は、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）、暴風特別警報、高潮特別警報、波浪特別警報、大雪特別警報、暴風雪特別警報である。

警報の種類は、暴風警報、暴風雪警報、大雨警報、大雪警報、波浪警報、洪水警報及び高潮警報である。このうち、波浪、洪水及び高潮を除く警報を「気象警報」と総称する。また、地面現象及び浸水に関する警報事項は気象警報に含めて行う。

注意報の種類は、強風注意報、風雪注意報、大雨注意報、大雪注意報、濃霧注意報、雷注意報、融雪注意報、乾燥注意報、なだれ注意報、着氷注意報、着雪注意報、霜注意報、低温注意報、波浪注意報、洪水注意報及び高潮注意報である。このうち、波浪、洪水及び高潮を除く注意報を「気象注意報」と総称する。また、地面現象及び浸水に関する注意報事項は、気象注意報に含めて行う。

【気象・高潮・洪水・波浪に関する注意報・警報の種類及び発表基準】

(令和4年11月24日現在)

大和市	府県予報区	神奈川県		
	一次細分区域	東部		
	市町村等をまとめた地域	湘南		
警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	表面雨量指数基準	16	
		土壌雨量指数基準	119	
	洪水	流域雨量指数基準	境川流域=22.6、引地川流域=10.4	
		複合基準*1	地川流域=(9, 9.3)	
		指定河川洪水予報による基準	-	
	暴風	平均風速	25m/s	
	暴風雪	平均風速	25m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm	
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
注意報	大雨	表面雨量指数基準	12	
		土壌雨量指数基準	86	
	洪水	流域雨量指数基準	境川流域=18、引地川流域=8.3	
		複合基準*1	引地川流域=(6, 8.1)	
		指定河川洪水予報による基準	-	
	強風	平均風速	12m/s	
	風雪	平均風速	12m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ5cm	
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪			
	濃霧	視程	100m	
	乾燥	最小湿度35% 実効湿度55%		
	なだれ			
	低温	夏期:最低気温16℃以下が数日継続 冬期:最低気温-5℃以下		
	霜	最低気温4℃以下 発表期間は原則として4月1日~5月20日		
着氷・着雪	著しい着氷(雪)が予想される場合			
記録的短期間大雨情報	1時間雨量	100mm		

*1 (表面雨量指数, 流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。

【特別警報の指標】

1 雨を要因とする特別警報の指標 (大雨特別警報)

以下の①又は②いずれかを満たすと予想され、かつ、更に雨が降り続くと予想される場合。

①48時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値以上(大和市では、48時間降水量が369mm、3時間降水量139mm、土壌雨量指数が232)となった5km格子が、共に府県程度の広がり範囲内で50格子以上出現。

②3時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に府県程度の広がり範囲内で10格子以上出現(ただし、3時間降水量が150mm以上となっ

た格子のみをカウント対象とする)。

- 2 台風等を要因とする特別警報の指標 (暴風特別警報、暴風雪特別警報)
「伊勢湾台風」級 (中心気圧 930hPa 以下又は最大風速 50m/s 以上) の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合。
- 3 雪を要因とする特別警報の指標
府県程度の広がりをもって 50 年に一度の積雪深 (大和市では横浜での 31cm が基準) となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合。

<参考 気象庁ホームページより>

土壌雨量指数：

大雨によって発生する土砂災害 (土石流・がけ崩れなど) は土壌中の水分量が多いほど発生の可能性が高く、何日も前に降った雨が影響している場合もある。土壌雨量指数は、これらを踏まえた土砂災害の危険性を示す新たな指標として、各地気象台が発表する土砂災害警戒情報及び大雨警報・注意報の発表基準に使用されている。

流域雨量指数：

大雨によって発生する洪水災害 (河川の増水、氾濫など) は、流下してくる雨水の量が多いほど発生の可能性が高く、上流の降雨が下流に集まるまでの時間差も考慮しなければならない。流域雨量指数は、これらを踏まえた新たな指標として、各地気象台が発表する洪水警報・注意報の発表基準に使用されている。

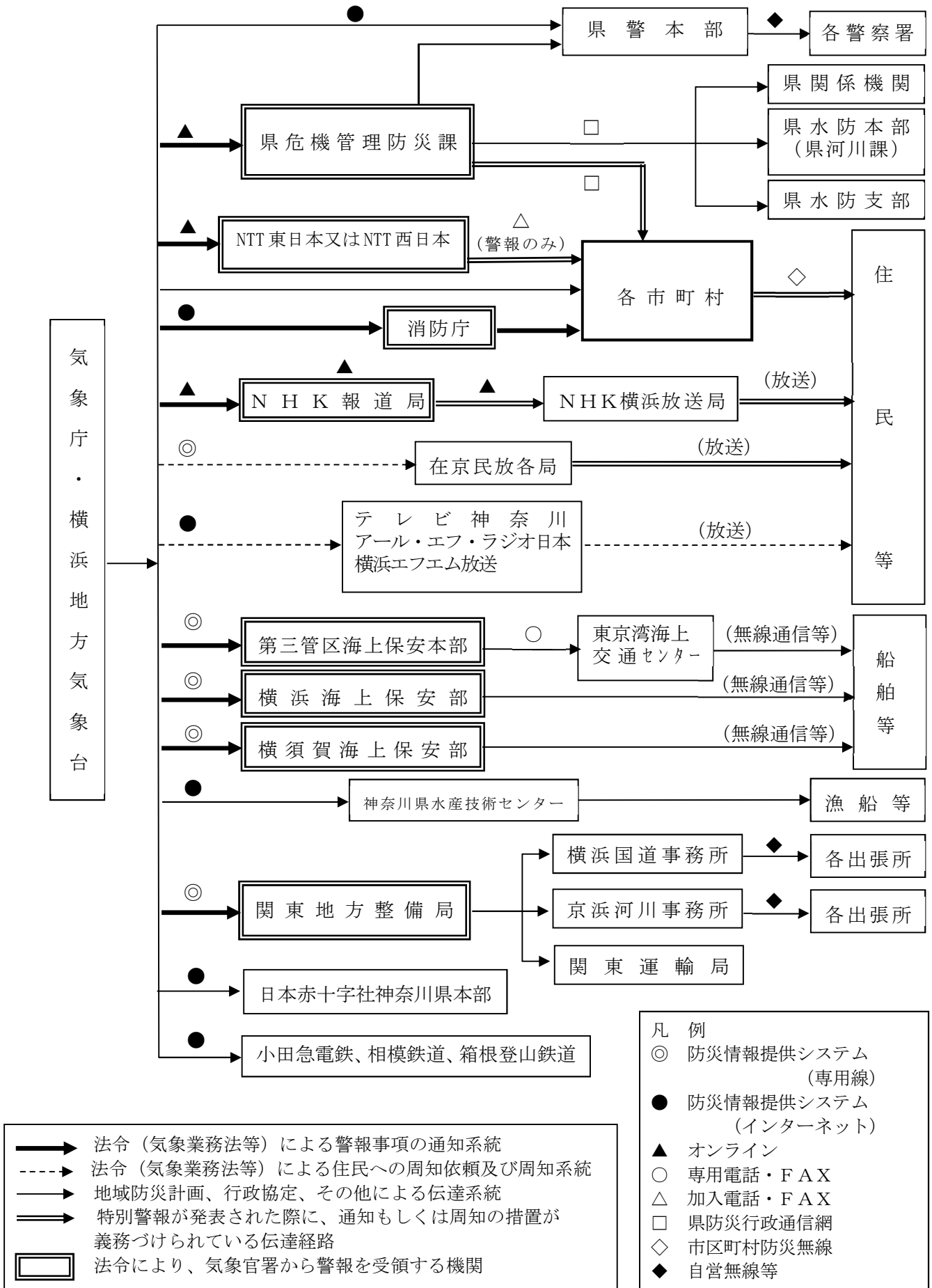
イ 水防活動の利用に適合する警報及び注意報

暴風雨、大雨、洪水、高潮により、重大な水害又は被害の発生するおそれがある場合に、行うことになっている水防活動用の気象警報及び注意報は、アの大雨警報及び注意報の発表をもって代え、水防活動用の洪水及び高潮に関する警報及び注意報は、アの洪水及び高潮に関する警報及び注意報の発表をもって代える。

ウ 気象業務法に基づく警報事項の通知

横浜地方気象台は、気象業務法第 15 条及び同法施行令第 7 条の定める警報事項の通知を、県内防災関係機関に対して行う。

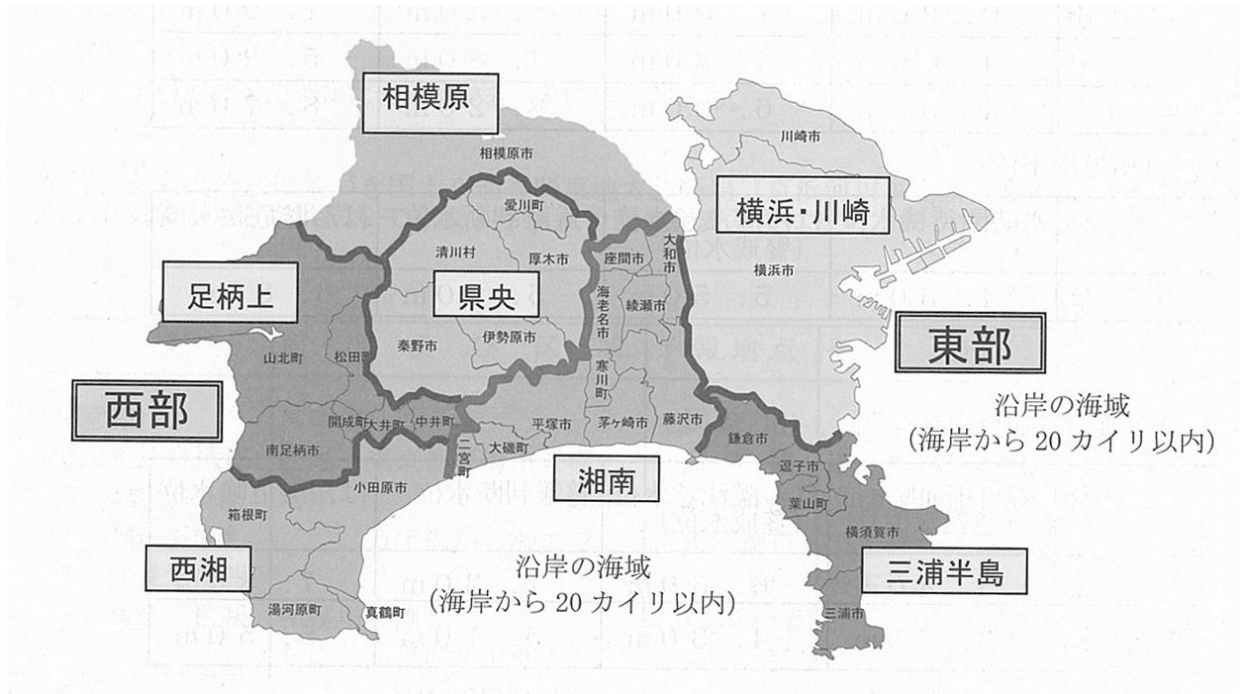
【警報、注意報の伝達系統図】



エ 注意報、警報、特別警報の地域細分

一般の利用のための注意報、警報及び特別警報は、神奈川県全県のほか、一次細分区域又は二次細分区域（沿岸の海域を含む。）に細分して発表する。

【注意報・警報の地域細分】



	一次細分区域	市町村等をまとめた地域	二次細分区域の名称
神奈川県	東 部	横浜・川崎	横浜市、川崎市
		湘南	平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、高座郡（寒川町）、中郡（大磯町、二宮町）
		三浦半島	横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、三浦郡（葉山町）
	西 部	相模原	相模原市
		県央	秦野市、厚木市、伊勢原市、愛甲郡（愛川町、清川村）
		足柄上	南足柄市、足柄上郡（中井町、大井町、松田町、山北町、開成町）
		西湘	小田原市、足柄下郡（箱根町、真鶴町、湯河原町）

(2) 気象情報

横浜地方気象台は、台風や大雨、大雪等の災害をもたらす気象現象が発生したとき、又は発生が予想されるときは、必要に応じて市民や防災関係者に当該現象の状況や今後の見通し、及び防災上の注意事項等をまとめ、気象情報として発表する。

ア 記録的短時間大雨情報

県内で数年に一度程度しか出現しないような短時間の大雨が観測された場合（運用基準は、1時間当たりの雨量が東部、西部で100mmを超えた場合）、市民や防災関係者に警戒を呼びかける。

イ 土砂災害警戒情報

神奈川県及び横浜地方気象台から、土砂災害警戒情報が発表された場合、市民や防災関係者に警戒を呼び掛けるとともに、土砂災害の危険性が高い福祉施設には個別に情報の伝達を行う。

ウ 竜巻等の突風に関する気象情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風が発生しやすい気象状況になったと判断された場合などには、気象台から次の情報が発表される。

(ア) 予告的な気象情報（竜巻発生の日前から1日前）

低気圧の発達などにより災害に結びつく気象現象が予想される場合、「雷と突風に関する神奈川県気象情報」等のタイトルで気象情報を発表し、「竜巻などの激しい突風」等と明記して注意を呼びかける。

(イ) 雷注意報（竜巻発生の数時間前）

積乱雲に伴う激しい現象（落雷、ひょう、急な強い雨、突風など）の発生により被害が予想される場合、雷注意報が発表される。このとき、竜巻などの激しい突風の発生が予想される場合には、注意報本文の付加事項に「竜巻」と明記される。

(ウ) 竜巻注意情報（竜巻発生の日から1時間前）

竜巻などの激しい突風が発生しやすい気象状況になったと判断されたときに、都道府県を単位として竜巻注意情報が発表される。この情報は、今、まさに竜巻の発生しやすい気象状況になっていることを知らせるものである。

※ 気象情報及び雷注意報にそれぞれ「竜巻」という言葉が付加された場合、竜巻等突風の発生する可能性が、気象情報で約8倍、雷注意報で約20倍高くなっている。

(エ) 竜巻発生確度ナウキャスト

竜巻発生確度ナウキャストは、竜巻等突風の発生する可能性の高い地域の範囲（10km格子の分布図で表示）及び今後の予測について気象庁により提供される情報で、竜巻注意情報より詳細な範囲が示される。「竜巻などの激しい突風が今にも発生する（又は発生している）可能性の程度」を推定し、的中率と補足率の違いから、以下の2つの発生確度を平常時も含めて10分毎に60分先までの予測を行うもので、10分ごとに最新の情報が提供される。

a 発生確度2：竜巻などの激しい突風が発生する可能性があり注意が必要。（的中率※5～10%、補足率※20～30%）

b 発生確度1：竜巻などの激しい突風が発生する可能性がある。（的中率1～5%、補足率60～70%）

※ 的中率：予報ありの発表回数に対して実際に竜巻等突風が発生した回数

補足率：竜巻等突風発生時に予報が発表されていた事例数

(3) 各種気象通報

ア 火災気象通報

横浜地方気象台は、県内の気象状況が火災の予防上危険であると認めたときは、次の基準により神奈川県災害対策課に通報する。県は、火災気象通報を本市に伝達する

(ア) 実効湿度が 55%以下で・最小湿度が 35%以下になる見込みのとき。

(イ) 毎秒 12メートル以上の平均風速が予想される時(降雨、降雪時においては、通報を行わない場合がある)。

イ 鉄道気象通報

横浜地方気象台は、鉄道事業施設の気象による災害の防止及び鉄道事業の運用に資するため、鉄道気象連絡会神奈川地方部会(通報受領部局:東日本旅客鉄道株式会社東京地域本社)に対して気象に関する予報事項、警報事項及び情報等を通報する。

資料

2-2 気象情報の受伝達(横浜地方気象台)

第6節 被害情報等の収集、報告

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、適切な対応措置を講じ、市民の生命、財産を守るため、災害に関する情報の収集及び被害状況の把握について定める。

1 異常現象発見者の通報

災害が発生し、又は発生のおそれがある異常な現象を発見した者は、直ちに市長又は警察官に通報する。

市長は、異常現象の通報を受けたときは、遅滞なく県及び関係機関に通報するものとし、その現象が自然現象であるときは、横浜地方気象台に併せて通報する。

2 被害情報等の収集

関係各部は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、直ちに情報収集のための活動を開始し、状況により警察署及びその他の関係機関と連絡をとり、被害状況及び災害応急対策に係わる必要な情報の収集に当たる。

(1) 被害情報のとりまとめ

収集した被害情報は、各部総務担当班で集約のうえ、その結果を災害対策本部に報告する。

この場合、集約に時間を要すると判断される時は、概数又は見込み数の速報を行うこと。

(2) 被害調査の調査実施区分

被害調査は、すべての災害対策活動の根幹となるものであり災害救助法の適用もこの被害状況が基本となるので、迅速かつ正確な被害調査を実施できるような体制が必要である。

調査の対象とそれぞれの調査実施部の分担は、次のとおりである。

調査実施部	調査対象項目
市長室	1 災害情報等の収集整理及び分析 2 基地内の被害
政策部	1 北部地区の被害 2 中部地区の被害 3 南部地区の被害
総務部	1 市有財産の被害 2 市有物件の被害
協力部	1 電気、ガス、水道等生活関連施設の被害 2 交通機関の運行状況
文化スポーツ部	1 社会教育施設の被害 2 文化財の被害
市民経済部	1 商工業関係の被害 2 ターミナル駅の被害
健康福祉部	1 福祉施設の被害 2 医療機関の被害
こども部	1 保育施設の被害（私立保育園、私立幼稚園を含む）
教育部	1 学校施設の被害 （県立高等学校、私立学校を含む）
環境施設農政部	1 農業関係の被害 2 公園・緑地等の被害 3 事業所の公害防止施設の被害 4 河川の被害 5 下水道施設の被害
街づくり施設部	1 住宅等の被害 2 がけ地等の被害 3 道路、橋梁の被害 4 街路樹の被害
消防部	1 人的被害 2 火災等による物的被害

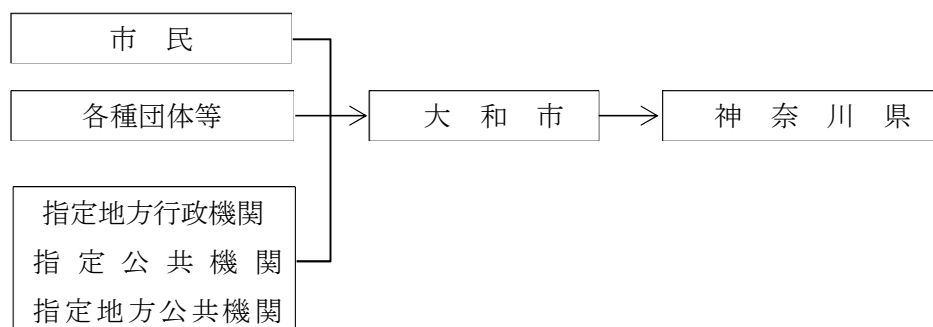
3 被害状況及び災害情報等の報告

(1) 報告の系統

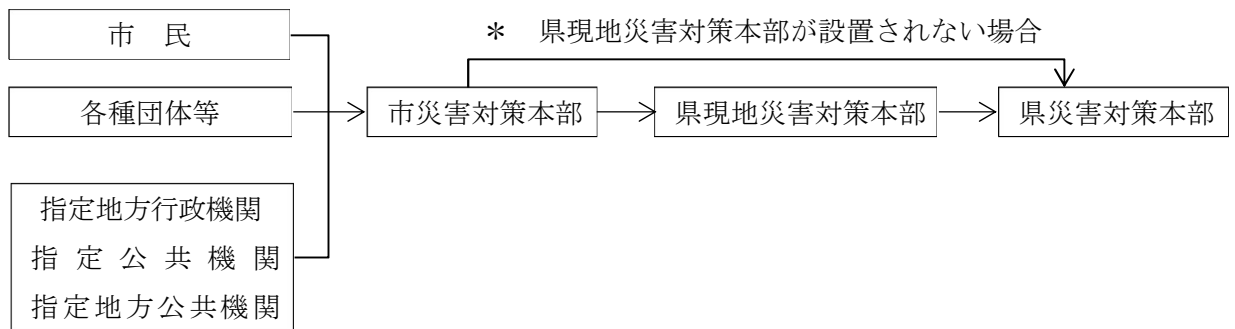
ア 報告

報告の系統は、次のとおりとする。

【災害対策本部設置前】



【災害対策本部設置時】



(2) 被害調査及び報告

ア 住家等被害調査

住家等の被害調査班は、住家、非住家等の被害調査表（様式第1号）に基づき調査をし、市災害対策本部に報告する。

イ 市有建物被害調査

市有建物被害調査班は、市有建物被害調査表（様式第2号）に基づき調査をし、市災害対策本部に報告する。

ウ その他の被害調査

ア、イ以外の被害調査班は、その他の被害状況調査表（様式第3号）に基づき調査をし、市災害対策本部に報告する。

エ 人的被害調査

人的被害調査班は、人的被害状況調査表（様式第4号）に基づき調査をし、市災害対策本部に報告する。

(3) 県等への報告

県知事に対する報告は、災害情報管理システム、県防災行政通信網等により行う。有線及び無線通信等が不通の場合は、通信可能な地域まで伝令を派遣する等あらゆる手段を尽くして報告するよう努める。

ア 災害発生報告

災害が発生した場合は、速やかにその内容について別紙様式により報告する。また、被害状況が判明次第報告する。なお、一定の災害等については県だけではなく国へも報告する。

イ 確定報告

被害が最終的に確定したときは、別紙様式により確定の報告を行う。

ウ 避難状況・救護所開設状況報告

避難を指示した場合あるいは救護所を開設した場合は、その内容について別紙様式により報告する。

エ 応急対策活動状況及びその他の報告

応急対策の活動状況及びその他災害に係わる状況について、それぞれ所要の報告を行う。

オ 通報殺到時の報告

災害により多くの死傷者が発生し、消防機関への通報が殺到した場合、市は、その状況を直ちに消防庁及び県に対し報告する。

また、市は、被害情報及び災害応急対策等を県に報告できない状況が生じた場合には、直接、内閣総理大臣（消防庁）に報告する。

(4) 関係機関等との協力

市、県、指定地方行政機関、地方公共機関、指定地方公共機関及び防災上重要な施設の管理者は、必要に応じ相互の被害状況等について情報の交換を行う。

資料

- 2-1 災害活動処理票
- 2-7 被害状況調査等様式
- 2-8 被害報告様式
- 2-9 被害の分類認定基準

第7節 通信の確保

災害に関する情報の収集及び伝達、並びに災害応急対策に必要な指揮命令の伝達を迅速かつ確実に実施するため、現有通信施設を最大限に活用するとともに、その機能の確保と整備を推進し、通信体制の強化を図る。

1 通信連絡

- (1) 市及び防災関係機関が行う災害に関する予報、警報及び情報の伝達若しくは被害状況の収集報告、その他応急対策に必要な指示、命令等は、原則として有線通信（加入電話）、インターネット（イントラ）ネット又は無線通信により速やかに行う。
- (2) 加入電話を使用する場合には、回線の状況によりNTT東日本が指定した災害時優先電話を利用する。

2 有線通信途絶の場合

- (1) 県との通信連絡
県防災行政通信網、その通信手段を利用又は使用して遅滞なく報告等を行う。
- (2) 市各部班との連絡
災害現場等に出動している各部班との連絡は、市防災行政無線及び防災情報システム、衛星携帯電話、MCA無線等により行う。
なお、有線通信設備の速やかな応急復旧を図るために、関係機関に対して所要の要請を行う。

3 通信の統制

災害発生時には通信機能の混乱が予想されるため、通信施設の管理者は必要に応じ適切な通信統制を実施し、円滑、迅速な通信の確保に努める。

通信の統制は、次により実施する。

- (1) 重要通信の優先（救助、避難指示等の重要性の高い通信を優先する。）
- (2) 統制者の許可（通信に際しては、統制者の許可を得る。）

- (3) 移動系個別通信の禁止（移動系各局間通信の際は、統制者の許可を得る。）
- (4) 簡潔通話の実施（通信は、明瞭、簡潔に行う。）
- (5) 専任の通信担当者の設置（各無線局には担当者を常駐させる。）

4 通信施設の応急対策

災害発生時、通信施設の所有者又は管理者は、速やかに施設を点検し、被害を受けた部分について応急対策を講じ、通信を確保する。また、通信施設の所有者又は管理者は、相互の連携を密にし、必要に応じて相互協力を行う。

5 各種通信施設の利用

一般加入電話及び防災行政無線等が使用不能になったときは、神奈川県乗用自動車協会相模支部大和地区会、大和アマチュア無線クラブ及び関東地方非常通信協議会の構成員の協力を得て、その所有する無線通信施設を利用して通信を行う。

6 県防災行政通信網の運用

県防災行政通信網は、有線系、衛星系の各システムから構成され、大規模な災害が発生した際に、防災関係機関の間で迅速、的確に情報を受伝達する。

市は、横浜地方気象台から送信される気象情報や地震情報などの緊急防災情報を、県を介して受信する。データによる一斉受令や音声通話、ビデオ通話等の機能が使用できる。

設置場所等は次の通りである。

設 置 場 所 等	番 号	設 置 場 所 等	番 号
IP電話(危機管理課)	2140	閉域スマホ(指令課)	3141
IP電話(災害対策準備室)	2141	閉域スマホ(市立病院)	3932
IP電話(災害対策本部室(研修室))	2142	受令端末(危機管理課)	4140
IP電話(守衛室)	2143	受令端末(指令課)	4142
IP電話(防災無線室)	2144	受令端末(災害対策本部室)	4146
IP電話(指令課)	2145	衛星電話(危機管理課)	0145611
閉域スマホ(危機管理課)	3140		

7 通信体制の整備

災害情報等の受伝達を迅速かつ確実に実施するため、既設通信網の拡充、機器設置場所の防水対策の強化及びシステムの多重化等、通信体制の整備に努める。

資料

- 2-3 防災行政通信網の全体像
- 2-4 市防災行政無線（固定系）設置場所一覧表
- 2-5 MCA無線設置場所一覧表
- 2-6 280MHz個別受信機（防災ラジオ）設置場所一覧表
- 6-1 災害時における各種協定一覧
- 7-9 大和市防災行政無線局管理運用規程
- 7-10 大和市防災行政無線運用基準

第8節 災害広報

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、速やかに広報部門を設置し、市民に対して正確な情報を迅速に提供することにより、人心の安定・混乱の防止を図り、適切な判断による行動がとられるように努める。

1 実施機関と広報内容

機 関 名	広 報・報 道 内 容
大 和 市	1 災害の状況に関すること (1) 浸水地域等の状況 2 避難に関すること (1) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保 (2) 避難場所・避難生活施設 3 応急対策活動の状況に関すること (1) 医療救護所の管理・運営 (2) 交通、道路、電気、水道等の復旧 4 市民生活に関すること (1) 給水、給食 (2) 電気、ガス、水道等の二次災害の防止 (3) 防疫 (4) 臨時災害相談所の開設 (5) 安否情報
大 和 市 (消防本部)	1 出火防止、初期消火に関すること 2 避難に関すること
大 和 警 察 署	1 交通規制に関すること 2 警備活動に関すること 3 避難に関すること
防 災 関 係 機 関	1 電気、ガス等の二次災害の防止に関すること 2 所管業務の被害状況、復旧状況に関すること 3 避難に関すること

2 災害広報の伝達

災害に関する予報や情報は、あらゆる状況下においても確実に伝達する必要があることから、次の方法を用いる。なお、特に浸水想定区域においては、円滑かつ迅速な避難を確保するための的確な情報伝達を行う。

- (1) 防災行政無線
- (2) 自動音声応答装置 (0120-112-933)
- (3) FMやまと
- (4) やまとPSメール
- (5) ヤマト SOS 支援アプリ

- (6) インターネット（市ホームページ及びヤフー株式会社との協定による Yahoo!サービス）
- (7) Yahoo!緊急情報配信サービス
- (8) CATV（株式会社ジェイコム湘南・神奈川との協定による J:COM チャンネル）
- (9) 緊急速報メール
- (10) 大和市役所公式ツイッター
- (11) 大和市役所公式 LINE
- (12) 避難所等混雑状況表示システム（VACAN）
- (13) 広報車巡回
- (14) 大和市広報 PR ボード
- (15) 自主防災会広報班による地域内個別広報

また、必要に応じて職員による現場での指示やビラ・広告等の現地での配布、掲示を行う他、「災害時における関東郵政局と神奈川県との相互協力に関する覚書」に基づき、集配郵便局等を媒体とした広報に努める。

なお、高齢者、障がい者、外国人等に対しては、要配慮者という立場に十分配慮した広報に努める。

3 各関係機関との調整

災害対策本部が設置され、防災関係機関が出席を求められたときには、本部に出席する者の他に連絡員を本部に待機させ、広報の実施等、重要な事項の伝達に当らせる。また、災害対策本部は市議会に対しても重要な災害情報等の伝達を図る。

4 報道機関への発表

報道機関に対し、被害状況及び応急対策状況等について、定期的又は必要に応じて発表する。なお、発表は、原則として特設室を設けて行う。

資料

- 2-4 市防災行政無線（固定系）設置場所一覧表
- 2-5 MCA無線設置場所一覧表
- 2-6 280MHz個別受信機（防災ラジオ）設置場所一覧表

第9節 消防対策

消防機関は、地域防災計画との有機的連携のもと、市消防計画に基づき市民の生命、身体、財産を災害から保護するとともに、災害による被害を軽減するために傷病者の搬送を適切に行うなど、各種消防活動を推進する。大災害時における消防機関の諸活動の概要は、次のとおりである。

1 消防活動の内容

- (1) 災害の防御及び鎮圧
- (2) 避難の誘導

- (3) 負傷者の救出・救護及び搬送
- (4) 被害の調査

2 活動組織

災害の発生を認知したときから危険が解除されるまでの消防組織は、別に定める市消防計画により、次のとおりとする。

- (1) 通常災害時（消防本部、消防署、消防団）の部隊編成
- (2) 非常災害時（消防本部、消防署、消防団）の部隊編成

3 消防職員及び消防団員の招集

大規模な災害の発生が予想される場合、事前に消防職員及び消防団員の非常招集を実施する。

- (1) 招集種別及び人員

招集種別は、大和市災害対策本部要領に基づく、1号配備、2号配備、3号配備の3種とし、その人員は消防長が定める。

また、消防団にあつては、消防団部隊の災害出動要領に基づく全消防分団車両並びに全分団員とする。

- (2) 集結場所

原則として職員は、勤務場所に、団員は所属する車庫詰所に集結する。

- (3) 人員報告

署長及び団長は、非常招集から完了までの間、随時、集結場所ごとの招集人員を消防長に報告する。

4 輸送方法

あらかじめ招集した集結場所から現場への動員輸送は、消防本部管理下にある消防車、救急車等の消防車両及び市災害対策本部に要請し、調達を受けた車両により実施する。

資料

- 4-2 消防本部・消防署車両配備一覧表
- 4-3 消防団組織及び団員数等
- 7-11 大和市火災警報規則

第10節 救急医療対策

本市は、適切な救急医療活動を実施できるよう県と協力のうえ、平素から消防、警察、医師会その他関係機関と緊密な連絡体制の整備を図る。

1 対策事項

本市は、大規模な災害により集団的に傷病事故が発生した場合、関係機関が迅速かつ的確な救急医療活動を実施できるようあらかじめ次の事項を整備する。

- (1) 情報の通報及びその体制に関すること
- (2) 救急医療関係機関の連絡調整に関すること
- (3) 医療関係者の出動に関すること
- (4) 救急医療の範囲、種別に関すること
- (5) 出動した医師等に対する諸費用の支弁に関すること
- (6) その他救急医療対策の実施に関し必要なこと

第11節 水防対策

この計画は、水防法第3条の規定に基づき、市域内における水防活動の万全を期すため、各河川・水路、その他の危険箇所の洪水等による水害を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減することを目的とする。

1 水防責任

- (1) 市は、その区域内の水防が十分に行われるよう次の事項を整備確立し、その責任を果す。
 - ア 水防体制の確立
 - イ 通信連絡系統の確立
 - ウ 平常時における河川、堤防等の巡視
 - エ 水防時における適正な水防活動の実施
- (2) 前号のアからエまでの主たる内容は、次のとおりである。
 - ア 消防団の出動体制を確保すること
 - イ 通信網を点検すること
 - ウ 水防資機材の整備点検、調達及び輸送を確保すること
 - エ 雨量、水位観測を的確に行うこと
 - オ 農業用取水堰及び水閘門等の操作を確認すること
 - カ 堤防等決壊の通報及び決壊後の措置を講じること
 - キ 水防上緊急に必要なときの公用負担の権限を行使すること
 - ク 住民の水防活動への従事を指示すること
 - ケ 警察官の出動を要請すること
 - コ 避難のための立ち退きを指示すること

- サ 知事を経由して自衛隊の出動を依頼すること
- シ 他の水防管理団体に応援を求め及び協力すること
- ス 水防解除を指示すること
- セ 水防てん末報告書を提出すること

2 水防組織

水防組織は、本編第2章、第2節「応急活動体制」による。ただし、厚木土木事務所東部センター水防支部長より水防警報が発令され、災害の程度が市災害対策本部を設置するに至らないときは、大和市災害警戒本部設置要領の規定による。

3 監視警戒及び重要水防区域

(1) 常時監視

水防管理者（以下「市長」という）は、随時区域内の河川、堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所を発見したときは、直ちに河川等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。

(2) 非常警戒

市長は、気象の悪化が予想されるときは、監視及び警戒をさらに厳重にし、事態に即応した措置を講じなければならない。

(3) 重要水防区域及び箇所

市内の河川のうち、特に水防上警戒又は防御に重要性を有する区域は次のとおりである。

【重要水防区域一覧】

水防管理団体名	河川名	重要度		左右岸別	地先名	延長(m)	重要な理由
		種別	階級				
大和市	境川	水衝・洗堀	B	右	大和市上和田～下和田	600	護岸洗堀
	〃	堤防断面	B	右	大和市深見	600	流下能力不足
	引地川	堤防高	A	左	大和市福田	1,360	流下能力不足
	〃	〃	A	右	〃	1,360	〃
	合計	A階級 2件			〃	2,720	

※階級 A：最も重要な箇所 階級 B：次に重要な箇所

4 水防警報

(1) 水防警報を行う河川

水防法第16条の規定により、知事が水防警報を行う河川は次のとおりである。

ア 境川

イ 引地川

(2) 水防警報発令者

厚木土木事務所東部センター水防支部長

(3) 水防警報の種類等

水防警報の種類、内容及び発表基準は次のとおりとする。

種 類	内 容	発 表 基 準
待 機	1 出水あるいは水位の再上昇が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。 2 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象、予警報等及び河川の状況により、特に必要と認めるとき。
準 備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水閘門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関の出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量その他の河川の状況により必要と認めるとき。
出 動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	洪水注意報等により、氾濫注意水位（警戒水位）を越えるおそれがあるとき。 又は、水位流量等、その他河川の状況により必要と認めるとき。
指 示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、法崩、亀裂その他河川の状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。	洪水警報等により、又は既に氾濫注意水位（警戒水位）を超え、災害のおこるおそれがあるとき。
解 除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき。又は氾濫注意水位（警戒水位）以上であっても水防作業を必要とする河川の状況が解消したと認めるとき。

資料

7-7 大和市災害警戒本部設置要領

7-8 大和市災害調整会議要領

第12節 警備対策

災害が発生し又は発生するおそれがある場合には、警備体制を早期に確立し、警察の総力を挙げて人命の安全を第一とした迅速・的確な災害応急対策を実施することにより、市民の生命・身体及び財産の保護、交通秩序の維持、各種犯罪の予防検挙その他公共の安全と秩序を維持して、被災地における治安の向上を期する。

1 警備体制の確立

- (1) 台風・低気圧の接近に伴って、大規模な災害が発生し又は発生するおそれがある場合には、警察署に署長を長とする警察署警備本部を設置して、指揮体制を確立するとともに、所要の要員を大和市災害対策本部に派遣し、協力・連携体制を強化する。
- (2) 県警察は、警備部隊等の編成を行うほか、事案の規模及び態様に応じて迅速、的確な部隊運用を行う。

2 災害応急対策の実施

県警察は、市災害対策本部等関係機関と連携して、次の対策を実施する。

(1) 警報等の伝達

災害に関する警報等を認知した場合には、その内容、情勢等を分析検討し、必要がある場合は、地域住民に対する広報を行う。

また、当該警報等の緊急性、市の体制等を勘案し、要請のあった場合又は災害警備上必要がある場合は、市の行う地域住民に対する警報等の伝達に協力する。

(2) 情報収集・連絡

災害警備活動上必要な情報を収集し、必要により関係機関へ連絡を行う。

(3) 救出救助活動

把握した被災状況に基づき、迅速に機動隊等の部隊を災害現場に出動させ、市及び消防等の防災関係機関と協力して、被災者の救出救助活動を実現する。

(4) 避難指示等

警察官は、災害対策基本法第61条又は現場の状況に応じ、警察官職務執行法第4条により避難の指示を行う。

(5) 交通対策

被災地域における交通の混乱の防止を図り、災害応急対策活動が円滑に行われるように、被災規模・状況に応じて、一般車両の通行を禁止する区域及び通行を制限する区域の認定や緊急交通路の確保など必要な交通規制を実施する。

(6) 防犯対策

被災地の無人化した住宅街、商店街等における窃盗犯や援助物資の搬送路及び集積地における混乱、避難所におけるトラブル等を防止するため、被災地及びその周辺におけるパトロールの強化、避難所等の定期的な巡回を行う。

また、被災地において発生しがちな悪質商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力等の取締りを重点的に行い、被災地の社会秩序の維持に努める。

(7) ボランティア等との連携

自主防犯組織等のボランティア関係組織・団体との連携を図り、被災地における各種犯罪・事故の未然防止と被災住民等の不安除去等を目的として行われるボランティア活動が円滑に行われるよう必要な支援を行う。

(8) 広域応援

県公安委員会は、発生した災害の規模に応じて、速やかに広域緊急援助隊等の援助要請を行う。

第13節 避難対策

大雨による河川の氾濫等により、浸水又は浸水のおそれがある場合や災害の発生に伴い、二次災害を被るおそれがある場合などには被災者を安全な地域に一時避難させ、又は安全な施設に収容保護することにより、人命の安全を確保しなければならない。このような場合の避難誘導、高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保、避難生活施設の開設等について必要な事項を定める。これらの場合には、災害時の男女のニーズの違い等、双方の視点に十分配慮するように努める。

1 市民の自主避難

市民は、周囲の状況等により避難が必要であると判断したときには、自主的に避難する。また、市は、平素から危険区域、避難場所、避難経路、避難の方法等を周知するとともに、市民が自主的な避難や緊急避難ができるよう指導する。

2 来訪者、入所者等の避難誘導

公共施設等の管理者（指定管理対象施設の場合は指定管理者）は、災害時に来訪者、入所者の安全を確保するために避難対策を講ずる。

(1) 避難計画の策定

公共施設等の管理者は、施設の実態に即して自衛消防組織などを活用して来訪者、入所者の避難計画を策定する。

(2) 避難完了の報告

公共施設等の管理者は、来訪者、入所者の避難誘導を完了したときは、所管部班を通じて災害対策本部へその旨を報告しなければならない。指定管理対象施設では、所管部班が指定管理者からの避難誘導完了の報告を受け、災害対策本部へその旨を報告する。

(3) 事務所、私立学校等における避難状況の報告

市の施設以外の事業所等の管理者は、所管施設における避難の状況を市の所管部班に報告する。

3 避難に関する措置

(1) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保

災害から人命、身体を保護し、又は被害の拡大防止を図るため特に必要があると認められる場合に、市長等は、必要に応じて、横浜地方気象台、神奈川県等に助言を求め、危険地域の居

住者に対し、速やかに避難の指示を行う。

また、避難行動要支援者に対しては、避難支援等関係者に準備行動を開始するのに十分な時間的余裕を与えるものとなるよう、早期に情報の伝達を行う体制を確保する。

市は高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を行う基準を策定・公表し、迅速な避難活動の開始に備える。なお、必要に応じて、横浜地方気象台や神奈川県に避難指示等に関する事項について、助言を求める。

警戒レベルと市民に求める行動

	発令時の状況	市民に求める行動
【警戒レベル3】 高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> 避難行動に時間を要する避難行動要支援者が、その行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> 避難行動に時間を要する避難行動要支援者は、計画された避難場所等への立退き、屋内での待避等の避難行動を開始する。 避難行動要支援者の避難支援等関係者は、当該避難行動要支援者への支援行動を行う。 上記以外のものは、災害情報に注意するとともに、家族等との連絡、非常持出品の用意等、避難準備を開始する。
【警戒レベル4】 避難指示	<ul style="list-style-type: none"> 前兆現象の発生や、災害の切迫した状況から、人的災害の発生する可能性が明らかに高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> 計画された避難場所等への立退き、屋内での待避等の避難行動を開始する。
【警戒レベル5】 緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> 災害が発生又は切迫している状況 	<ul style="list-style-type: none"> 命を守るために、直ちに安全を確保する行動をとる。

避難指示等発令基準

河川名	境川
【警戒レベル3】 高齢者等避難 (右記のいずれかに該当する場合)	<ul style="list-style-type: none"> ① 境橋水位観測地点における水位が、避難判断水位(3.60m)に達し、その後も上流域に10mm/h以上の雨量が数時間継続し、さらなる水位の上昇が予想される時。 ② ①以外の境川周辺地域においては、水位がおおむね溢水水位下2mに達したとき。 ③ 昭和橋、高橋、幸延寺橋のいずれかの観測地点において、避難判断水位を超え、本市域においても水位の上昇が予想される時。
【警戒レベル4】 避難指示 (右記のいずれかに該当する場合)	<ul style="list-style-type: none"> ① 境橋水位観測地点における水位が氾濫危険水位(4.10m)を超え、かつ、その後も上流域に10mm/h以上の雨量が数時間継続し、さらなる水位の上昇により溢水水位に到達することが予想される時。 ② ①以外の境川周辺地域においては、水位がおおむね溢水水位下1mに達したとき。 ③ 氾濫危険水位を超え、または超えることが確実で、危険な状態にある時。

<p>【警戒レベル5】 緊急安全確保 (右記のいずれかに該当する場合)</p>	<p>① 大雨特別警報(浸水害)が発表されたとき。 ② 溢水が確認されたとき。</p>
---	---

河川名	引地川
<p>【警戒レベル3】 高齢者等避難 (右記のいずれかに該当する場合)</p>	<p>① 八幡橋水位観測地点における水位が避難判断水位(1.65m)に達し、その後も上流域に10mm/h以上の雨量が数時間継続するなど、さらなる水位の上昇が予想される時。 ② 大山橋水位観測地点における水位が避難判断水位(2.00m)に達し、その後も上流域に10mm/h以上の雨量が数時間継続するなど、さらなる水位の上昇が予想される時。 ③ ①以外の引地川周辺地域においては、水位がおおむね溢水水位下1mに達したとき。</p>
<p>【警戒レベル4】 避難指示 (右記のいずれかに該当する場合)</p>	<p>① 八幡橋水位観測地点における水位が氾濫危険水位(2.05m)を超え、その後も上流域に10mm/h以上の雨量が数時間継続するなど、さらなる水位の上昇により溢水水位に到達することが予想される時。 ② 大山橋水位観測地点における水位が氾濫危険水位(2.25m)を超え、その後も上流域に10mm/h以上の雨量が数時間継続するなど、さらなる水位の上昇により溢水水位に到達することが予想される時。 ③ ①以外の引地川周辺地域においては、水位がおおむね溢水水位下0.8mに達したとき。 ④ 氾濫危険水位を超え、または超えることが確実で、危険な状態にあるとき。</p>
<p>【警戒レベル5】 緊急安全確保 (右記のいずれかに該当する場合)</p>	<p>① 大雨特別警報(浸水害)が発表されたとき。 ② 溢水が確認されたとき。</p>

	土砂災害
<p>【警戒レベル4】 避難指示 (右記のいずれかに該当する場合)</p>	<p>① 市内において土砂災害警戒情報が発表された場合。 ② 大雨警報(土砂災害)が発表され、かつ、土砂災害警戒メッシュ情報の予測値で土砂災害警戒情報の判定基準を超過し、さらに降雨が継続する見込みである場合。 ③ 大雨警報(土砂災害)が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合。 ④ 土砂災害の前兆現象(湧水・地下水の濁り)が見られる場合、または土砂災害が発生するものと予想される場合。 ⑤ 連続降雨量が12時間で120mmを超え、かつ直近1時間の降雨量が30mmを超えた場合。</p>

<p>【警戒レベル5】 緊急安全確保 (右記のいずれかに 該当する場合)</p>	<p>① 大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合。 ② 土砂災害の発生が確認された場合。</p>
--	---

■ 発令基準中の数時間とは、2～3時間をいう。

ア 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の性格

(ア) 高齢者等避難の性格

高齢者等避難とは、災害の拡大等により安全な避難地に避難しなくてはならない状況下において、特に避難行動要支援者の方々への支援に必要となる十分な時間的余裕を与えるものとなるよう、避難指示よりも早い段階で発表する避難情報である。

(イ) 避難指示の性格

避難指示とは、被害の危険が目前に切迫している場合に、居住者等への避難行動を促す行為である。

(ウ) 緊急安全確保の性格

緊急安全確保とは、災害が発生又は切迫している状況で、命を守るために直ちに安全を確保する行動を促す行為である。

イ 災害対策基本法に基づく避難指示等を行う者

(ア) 高齢者等避難は、市長が発令する。

(イ) 避難指示等を行う者

災害対策基本法による避難もしくは安全確保措置の指示を行う者は、次のとおりである。

市 長	市民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるとき、第一義的に実施する。
知 事	市長が避難の指示等をする事ができなくなったとき、市長に代わって実施する。
警察官	市長が避難指示等をする事ができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき実施し、人命若しくは身体に危険を及ぼすおそれがある場合、その場に居合わせた者に対して、職権で避難の措置を実施する。
自衛官	災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、危険な事態が生じ、警察官がその場にいなくて実施する。

ウ 災害対策基本法による避難指示等の内容

市長の高齢者等避難、災害対策基本法による避難指示等を実施する者は、次の内容を明示して行う。

(ア) 対象地域

(イ) 避難先（指定緊急避難場所。なお、避難時の周辺の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合は、屋内での待避により安全を確保する。）

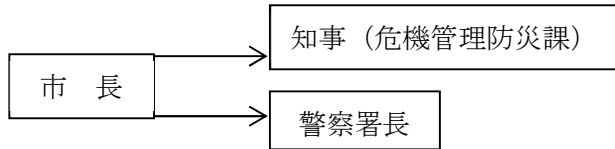
(ウ) 避難の理由

(エ) その他必要な事項

エ 避難措置の報告

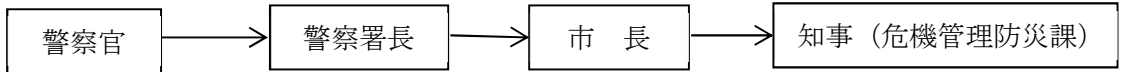
避難指示等を行った者は、次により必要な事項を報告又は連絡する。

(ア) 市長の措置

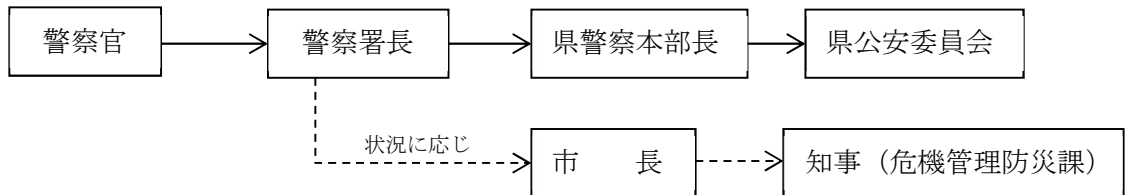


(イ) 警察官の措置

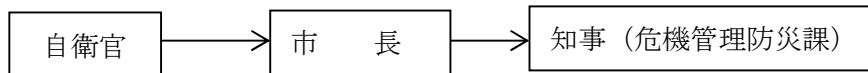
a 災害対策基本法に基づく措置



b 警察官職務執行法に基づく措置



(ウ) 自衛官の措置



(2) 警戒区域の設定

市長は管轄区域内において危険が切迫し、必要があると認めるときには、その地域の居住者等に対し立ち退きもしくは安全確保措置の指示を行う。この場合、避難すべき場所を指示することができる。

なお、人命の保護又は危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、応急対策に従事する者以外に対して当該地区への立ち入りを制限し、もしくは禁止し、又は当該地域からの退去を命ずることができる。

(3) 避難の解除

避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに知事に報告する。

市民への周知の方法は、防災行政無線、広報車、立看板、報道機関の協力等を利用し市民が十分に了知できるようにする。

災害対策基本法第60条 一抄一

- 1 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、(略)市町村長は、(略)避難のための立退きを指示することができる。
- 5 市町村長は、避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示しなければならない。

(4) 法令による避難措置

項目	災害対策基本法 第60条	地すべり等防止 法第25条	水防法第29条	警察官職務執行 法第4条
指示権者	市町村長	都道府県知事又はその命を受けた職員	都道府県知事、その命を受けた職員又は水防管理者	警察官
要件	災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し災害の拡大を防止するとき。	地すべりにより著しい危険が切迫しているとき。	洪水又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫しているとき。	人の生命、身体に危険を及ぼすおそれのある天災や爆発等の危険がある場合で特に急を要する場合。
対象	必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者	必要と認める区域内の居住者	必要と認める区域内の居住者	その場に居合わせた者
指示内容等	避難のための立ち退き又は屋内での待避等の安全確保措置の指示	立ち退くべきことを指示	立ち退くべきことを指示	避難の措置
その他	その旨を知事に報告する。必要がなくなったときは公示する。	当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する。	水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する。	公安委員会に報告する。

4 避難誘導

市は、消防、警察、自主防災組織及び関係機関等の協力を得て、住民が迅速かつ安全に避難できるよう、組織的な避難誘導に努める。

- (1) 市は、避難情報を発令し、避難場所等へ誘導する。
- (2) 避難行動要支援者に対する避難誘導は、地域住民及び自主防災組織等の協力を得て、迅速かつ安全に誘導する。
- (3) 学校、病院、工場、要配慮者利用施設等の管理者は、避難確保計画に基づき、児童生徒、入院患者、従業員、施設利用者等を迅速かつ安全に誘導する。

5 浸水想定区域内に所在する要配慮者利用施設等

水防法第14条に基づく浸水想定区域内における主として高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、

その他の要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設は、資料編 8-5 水防法及び土砂災害防止法に基づき名称及び所在地を定める施設に示す。市は、各施設との連絡体制を構築し、所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員に洪水予報等を連絡する。

6 避難地（施設）の名称、所在地、対象地区及び収容人員

避難地（施設）の名称、所在地、対象地区及び収容人員は、資料編 3-3 指定緊急避難場所・指定避難所一覧表に示す。

7 避難生活施設等の開設

市長は、被災者に対する救援措置を行うため、必要に応じて避難生活施設等を開設する。

(1) 開設の方法等

避難生活施設は、あらかじめ指定した避難生活施設等（以下「指定避難所」という）のうちから、災害対策本部長が災害の状況及び規模を勘案して、浸水のおそれのある指定避難所については風水害時には開設しないなど（代替施設については下表参照）、安全適切な場所を選定のうえ担当部に開設させる。

ただし、緊急を要する場合で、災害対策本部による選定の猶予がないときは、担当部の判断により避難生活施設等を開設することができるものとするが、判断を下した担当部等は、施設及び周囲の安全に十分配慮して決定する。

なお、福祉避難所となる市の施設の施設管理者である指定管理者は、施設管理に関する契約・協定等に避難所運営等に関する特別の定めがある場合は、その定めるところにより行う。

(表) 浸水のおそれのある避難生活施設とその代替施設*

番号	浸水のおそれのある 避難生活施設	代 替 施 設
1	大和東小学校	大和小学校、深見小学校
2	福田小学校	桜丘学習センター、渋谷学習センター
3	下福田小学校	大和ゆとりの森仲良しプラザ
4	上和田中学校	上和田小学校、横浜市瀬谷区で開設された避難所 (本市との協定による)
5	渋谷中学校	渋谷小学校
6	大和東高校	大和小学校、深見小学校
7	下福田中学校	大和ゆとりの森仲良しプラザ

※ 災害の規模や状況によっては、コミュニティセンターなどの施設を利用する。

(2) 開設の報告

担当部は、避難生活施設等開設に関わる次の事項を災害対策本部に報告しなければならない。

- ア 避難生活施設名
- イ 担当職員数
- ウ 責任者名
- エ 利用できる通信機器の状況（無線の場合は呼び出し符号）

(3) 開設の周知

市長は、避難生活施設等を開設した場合において、速やかに地域住民に周知するとともに、県、警察、自衛隊等関係機関に連絡する。

(4) 県有施設の利用

市長は、必要があると認めた場合には、県に被災者を一時収容するため、県有施設の一部を避難所として提供するよう要請する。

(5) 避難生活施設等内の区画の設定

ア 屋内避難生活

(ア) 既存建物を使用するに当たり、施設管理者との協議により建物の一部を使用し、又は一部を使用しない場合は、使用禁止の部分を明確にするため貼り紙等による表示を行う。

(イ) 市職員等の事務所、物品保管場所等を設けて、貼り紙等により表示を行う。

医療救護所を併設する場合は、必ずその表示を行う。

(ウ) 避難者を収容するに当たっては、発熱や咳などの症状がある体調不良者とそうでない者、要配慮者の有無、地域割り等を考慮するとともに、プライバシーの確保に配慮しながら適切に動線、区画を設定する。

(エ) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、十分な避難スペースを確保する。

(オ) 仮設トイレ、ごみ集積所、携帯トイレの使用により発生する、し尿ごみの集積所を屋外に設置する。

(カ) 避難生活が長期に及ぶ場合には、空きスペースの状況を勘案し、子どもの遊戯・学習部屋や避難者の交流スペースの確保に努める。

イ 屋外避難生活

(ア) 屋外においてテント等を使用して避難生活を行う場合は、雨天等を考慮して溝掘り等必要な措置を講じる。

(イ) 事務所、物品保管場所等については、屋内避難生活に準じる。

8 避難生活施設等の運営

避難生活施設等は、災害時に地域住民（避難者）が、一定期間、臨時の生活拠点として利用するところである。

避難生活施設が避難者にとって秩序のとれた臨時の生活拠点として機能するためには、自主防災組織等の代表、施設管理者及び市職員からなる避難生活施設運営組織による自主的な運営が重要である。

避難生活施設運営組織の在り方及び避難生活施設の運営方法については、「避難生活施設運営マニュアル」として別途作成する。

なお、避難生活施設に従事する市職員は、避難生活施設運営組織の各構成員との連携のもと、(1)に示す業務に従事する。

(1) 避難所従事者の職務内容

ア 避難者の掌握に努める。なお、避難生活施設収容台帳（様式1）を作成し、直ちに災害対策本部に提出する。

イ 負傷者に対して応急手当を実施するとともに、必要に応じて医療救護所等へ搬送する。

- ウ MCA無線を活用して、災害対策本部と連絡をとり、避難生活施設の状況の報告と避難者の支援に関する情報収集に努める。
- エ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難生活施設内の衛生管理に特に留意し、必要な措置を講じるときは、所属長の指示を仰ぐ。
- オ 自主防災組織や住民等に携帯トイレの使用を案内する。必要に応じて、仮設トイレを設置する。
- カ 避難生活施設の安全に常に注意し、危険と判断した場合には災害対策本部に報告し、避難者を他の安全な場所へ誘導する。
- キ 食料、その他生活必需物資の配分については、自主防災組織及び災害ボランティア等の協力を得て公平に行う。なお、物資の管理については、物品受払簿（様式2）に記帳することにより行う。
- ク 避難者名簿を確認し、情報の公開に同意している避難者に限り、訪問者等からの安否確認等の問合せに対応する。
- ケ 避難生活施設の運営に当たっては、努めて融和を図り、避難者の精神的負担を和らげるようにする。また、要配慮者や性的マイノリティの方へのケア、避難者のプライバシーの確保、男女のニーズの違い等、多様な視点が反映できるようにする。
- コ 避難生活施設の運営状況について、特段の異常がなくとも1日に1回午前10時に担当部を經由して災害対策本部へ報告するとともに、避難所日誌（様式3）に記録する。

（2）避難生活施設の使用及び管理

- ア 避難生活施設の管理者は、平常時における当該施設の管理者とする。
- イ 避難生活施設の使用（設備、備品等を含む）及び管理は、すべて施設の管理者及びその他の責任者の承諾と協力を得て行う。

（3）避難生活施設の開設期間

避難生活施設の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。

ただし、被害の状況、住宅の応急修理の状況及び応急仮設住宅の建設状況を勘案し、県を通して内閣総理大臣と協議（災害救助法適用時）並びに施設管理者との調整により延長できる。

9 避難所外避難者

（1）状況の把握

被災者は、避難生活施設だけではなく、在宅での避難や空き地、子供広場や民間（事業所を含む）の厚意により開放された建物内に避難することが予想される。市災害対策本部は、このような避難所外避難者への避難状況について、情報収集に努める。

（2）対策

市災害対策本部は、避難所外避難者についても、避難生活施設と同様に避難住民の名簿を作成し、必要な物資や支援が行き届くよう配慮する。その際には、避難生活施設を支援拠点とし、住民からの協力を得て、一体的な運営となるよう努める。また、情報伝達には、身近な情報入手手段として、大和市広報PRボードを積極的に活用する。

10 帰宅困難者への対応

帰宅困難者が発生した場合、一時滞在施設に関する情報や、鉄道等の運行復旧状況など、必要な情報提供を行い帰宅困難者対策に努める。

(1) 市の対応

ア 事前に指定した帰宅困難者用の一時滞在施設を迅速に開設し、円滑な管理運営を行う。

また、帰宅困難者への開設状況の広報と県・鉄道事業者・警察への情報伝達を行う。帰宅困難者を施設へ誘導する際には、道路状況など安全の確保に特に留意する。

イ 帰宅困難者が発生した場合、鉄道事業者・県等と協力して市内の被害状況、周辺の避難所等に関する情報、鉄道等の運行・復旧状況などの情報提供等を行う。また、徒歩帰宅が困難な高齢者等の避難場所の確保や輸送対策等に努める。

ウ 協定を締結している事業者・団体等に対して、必要に応じて飲料水やトイレ等の施設の提供について協力を求める。

エ 市は、鉄道事業者、警察、駅周辺事業者等と連携して、必要に応じて帰宅困難者が発生した場合に市が所有するバス等で帰宅困難者への支援を図る。

〔様式1〕 避難所収容台帳

避難生活施設収容台帳

避難生活施設名		開設期間	月 日 時から 月 日 時まで				責任者	
番号	氏名		住所	性別	年齢	収容日時		退所日時

注 記事欄には収容者の移動状況及び使用物品等記載する。

〔様式2〕 物品受払簿

		避難生活 施設名			責任者		
日付	品名	摘要	受入数	払出数	現在高	取扱者	

必要に応じて、品目別に作成すること。
摘要欄には、受入れ先、用途、払出し先等を明記すること。

〔様式3〕 避難生活施設日誌

		避難生活 施設名		責任者	
日付	事項	措置等の概要		取扱者	

資料

- 3-2 広域避難場所一覧表
- 3-3 指定緊急避難場所、指定避難所一覧表
- 8-5 水防法及び土砂災害防止法に基づき名称及び所在地を定める施設

第14節 交通対策

災害発生後、特に初期には、救急、救助、消火及び医療救護活動を迅速に行うため、緊急通行車両の通行を確保する必要がある、そのため一般車両の通行禁止などの交通規制を直ちに実施し、緊急交通路を確保する。

また、緊急物資の供給や応急復旧要員の確保を図るため、陸・空のあらゆる必要な手段を利用し、緊急輸送ルートの確保に努めるなど総合的な緊急輸送を実施する。

1 被災地域等の交通規制の実施

(1) 警察

ア 危険防止及び混雑緩和の措置

被害の状況を掌握し、被災地域への車両の流入抑制を行うとともに、必要な交通規制を実施して、市及び道路管理者と協力し、危険箇所の表示、う回路の指示、交通情報の収集、及び提供、車両使用の自粛の広報等、危険防止及び混雑緩和のための措置を行う。

イ 災害発生時の交通規制等

災害発生時の交通規制は、被害の規模、地域の道路交通状況等によって弾力的に行う必要がある、被災地又は被災地周辺地域における交通規制は、時系列別に次により対応する。

(ア) 緊急交通路確保のための交通規制

災害発生直後、特に初期には、住民等の安全な避難の確保、負傷者の救出救助等、災害応急対策のための緊急交通路の確保等が中心となるので、通路交通の実態を掌握し、災害対策基本法第76条第1項の規定に基づき緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限する。

(イ) 道路管理者への通知

緊急交通路を確保するための通行の禁止又は制限を行う場合、道路管理者及び関係都県公安委員会への通知を速やかに行う。

(ウ) 警察官の措置

通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障を生じるおそれがあるときは、道路管理者の協力を得て、必要に応じ当該車両その他の物件を付近の道路外へ移動させるなどの措置命令を行う。

(2) 自衛官及び消防吏員

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官又は消防吏員は、警察官がいない場合に限り、それぞれの緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、通行の妨害となる車両その他の物件の所有者に対して移動させるなど必要な措置を命令するほか、相手方が現場にいない場合は、当該措置を行う。当該措置命令をし、又は措置を行った場合は、管轄する警察署長にその旨通知する。

(3) 市の通行規制等

市は、道路をはじめ市内のすべての交通状況を把握し、情報を警察署、関係機関、市民に

伝達する。また、県の実施する通行規制のほか、市民の安全と円滑な災害応急対策に必要なときは、警察署と協力して、区間を指定して車両の移動を命じるか、もしくは通行の規制を実施する。

2 自動車運転者のとるべき措置

- (1) 避難のために車を使用しないこと。
- (2) 急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させ、カーラジオ等で気象情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動すること。
- (3) 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。
- (4) やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて停車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアロックはしないこと。
- (5) 駐車するときは、避難する人や緊急車両の通行等、災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。
- (6) 危険物を運搬中の車両は、あらかじめ定められている安全対策を速やかにとること。

3 道路の応急復旧

- (1) 道路管理者は、管理する道路について早急に被害状況を把握し、災害応急対策が円滑に実施できるよう、緊急通行車両の通行の妨害となっている車両その他の物件の移動等の措置、障害物の除去、応急復旧等、次の点に留意し、必要な復旧道路（橋梁）を重点的に確保する。
 - ア 救急、救助、消火活動上重要な道路
 - イ 医療対策計画上重要な道路（救急指定病院、広域医療機関及びヘリコプター臨時離発着場に通じる道路）
 - ウ 広域応援受け入れ及び緊急生活物資等輸送上重要な道路（本編第1章第11「緊急輸送道路」で指定する路線で応急対策活動上必要な道路）
- (2) 道路管理者は、災害応急対策の応援に関する協定等に基づき協力を要請し、車両その他物件の移動等、障害物の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努める。
- (3) 道路上の車両その他物件の移動等、障害物の除去について、道路管理者、警察、自衛隊等は、状況に応じて協力し必要な措置をとる。

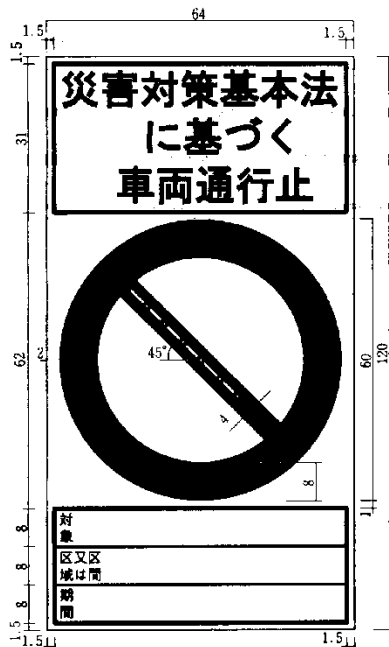
4 交通情報の収集等

- (1) 交通情報の収集
県警察は、被災地の交通混乱の防止及び緊急交通路確保等の交通対策を迅速、的確に実施するため、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用するほか、航空隊との連携により情報を収集する。
- (2) 交通情報の広報
県警察は、交通規制の内容を運転者、地域住民に周知するため、看板、垂れ幕、広報車両、航空機及び現場警察官による広報を積極的に実施する。また、テレビ、ラジオ等のあらゆる広報媒体を使用して周知に努めるほか、必要に応じて市の協力を求める。
市は、上記の規制のほか、不通箇所、う回路、復旧見込み、公共交通機関の運行状況等の道

路交通情報について、広報車、防災行政無線等あらゆる手段を利用してその周知に努める。

(3) 交通規制の標識

災害対策基本法第76条第1項に規定する緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限する標識は、以下のとおりである。



- 1 色彩は、文字、縁線及び区画線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
- 2 縁線及び区画線の太さは、1cmとする。
- 3 図面の大きさの単位は、センチメートルとする。
- 4 道路の形状又は、交通の状況により特別の必要のある場合にあつては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

5 緊急通行車両の確認手続

災害応急対策の従事者及び緊急物資輸送車両等については、県知事又は県公安委員会が交付する標章及び緊急通行車両確認証明書により、通行禁止又は制限の対象外とする。

(1) 緊急通行車両（確認対象車両）

緊急通行車両は、災害対策基本法第50条第2項に規定する災害応急対策の実施責任者、又はその委託を受けた者が使用する車両で、次に掲げる業務に従事する車両とする。

- ア 警報の発令及び伝達並びに避難の指示
- イ 消防、水利その他の応急措置
- ウ 被災者の救難、救助その他の保護
- エ 被災した児童等の応急教育
- オ 施設及び設備の応急復旧
- カ 清掃、防疫その他の保健衛生
- キ 犯罪の予防、交通の規制その他被災地における社会秩序の維持
- ク 緊急輸送の確保
- ケ その他災害の防御、又は拡大の防止のための措置

(2) 緊急通行車両の確認

災害対策基本法第76条第1項に規定する緊急通行車両であることの確認並びに同法施行令第33条に規定する標章及び確認証明書の交付事務手続は、県公安委員会（神奈川県警察本部交通規制課、第一交通機動隊、第二交通機動隊、高速道路交通警察隊、各警察署及び交通検問所）で行う。

【緊急通行車両の標章】



- 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分は白色、地は銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施す。
- 3 図示の長さの単位はセンチメートルとする。

【緊急通行車両確認証明書】

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書			
		知 事 ⑩ 公安委員会 ⑩	
番号標に表示 されている番号			
車両の用途（緊急 輸送を行う車両に あつては、輸送人 員又は品名）			
使用者	住 所	() 局 番	
	氏 名		
通 行 日 時			
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地	
備 考			

用紙は、日本工業規格 A5 とする。

第15節 緊急輸送対策

災害が発生した場合に、被災者及び災害応急対策に必要な人員、物資等を緊急に輸送するための輸送道路、輸送力の確保等、輸送体制の迅速な確立を図る。

1 緊急輸送道路の確保

(1) 緊急輸送の範囲

市及び防災関係機関が実施する緊急輸送の範囲は、次のとおりとする。

- ア 被災者の避難輸送
- イ 消防、救急、救助のための要員、資機材及び車両
- ウ 医療（助産）救護を必要とする者
- エ 医薬品、医療資機材
- オ 災害対策要員
- カ 食料、飲料水、生活必需品等の救援用物資
- キ 応急復旧用資機材
- ク その他必要な物資、人員

(2) 緊急輸送道路の確保

市、県、県警察及び道路管理者は、緊急性の高い輸送対象、道路啓開の優先度の高い路線等について、関係者間で情報の共有化を図りながら、緊急輸送道路を確保する。

市は、車両その他物件により、交通に支障が発生した場合において、必要に応じて神奈川県に道路啓開を要請する。市道において、道路啓開の指示が国土交通大臣又は神奈川県知事からなされたときには速やかに対応する。

(3) 輸送対象の想定

輸送の対象は、被災状況及び災害応急対策の進捗状況に応じて、おおむね以下のとおりとする。

ア 第1段階

- (ア) 救助・医療活動の従事者及び医薬品等の物資
- (イ) 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資
- (ウ) 災害応急対策に必要な人員及び物資等
- (エ) 医療機関へ搬送する負傷者等
- (オ) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

イ 第2段階

- (ア) 第1段階の続行
- (イ) 食料、飲料水等生命維持に必要な物資
- (ウ) 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- (エ) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

ウ 第3段階

- (ア) 第2段階の続行
- (イ) 災害復旧に必要な人員
- (ウ) 生活必需品

2 ヘリコプター臨時離着陸場の開設

航空輸送を円滑に行うため、あらかじめ指定したヘリコプター臨時離着陸場の中から必要とする臨時離着陸場を開設するとともに、防災関係機関等への周知徹底を図る。

(1) ヘリコプター臨時離着陸場の種類

ヘリコプター臨時離着陸場（以下「ヘリ離着陸場」という）には、次の種類がある。

ア 消防相互応援協定ヘリ離着陸場…引地台公園

大和スポーツセンター競技場

イ 大和市指定ヘリ離着陸場……………草柳小学校グラウンド

大和中学校グラウンド

(2) ヘリ離着陸場の確保

ヘリ離着陸場が不足する際には、災害時の状況に応じて避難生活施設のグラウンドに、市が開設する。

なお、市がヘリ離着陸場を開設したときは、知事に報告する。

(3) 開設の決定

ヘリ離着陸場の開設は、県からの指示又は災害対策本部の決定による。

3 輸送力の確保

災害応急対策を実施するために必要な輸送手段の確保は、おおむね次のとおりとする。

(1) 輸送力の確保

ア 市保有車両

市長は、災害対策を実施するため市保有の車両を確保し輸送を行う。

イ 民間車両

(ア) 乗用車、バス、貨物自動車

(一社)神奈川県トラック協会及びバス会社・運送業者に協力を要請する。

(イ) 特殊自動車

市内の運送業者又は建設業者に協力を求める。

ウ 鉄道機関への協力要請

災害対策輸送の実施につき必要があるときは、小田急電鉄(株)、相模鉄道(株)、東急電鉄(株)に協力を求める。

エ ヘリコプター

県及び自衛隊に対して要請を行う。

(2) 車両の調達

担当部班は、車両を効率的に管理し必要な車両の調達を行う。また、防災関係機関からの要請があった時は調達に協力する。

市保有の車両ではその数に不足を生じるとき及び特殊な車両を必要とするときは、県、他市町村、民間団体等から車両の借入を行うことができる。また、状況により自衛隊や(一社)神奈川県トラック協会に輸送そのものの応援を求めることができる。これらの応援体制については、本編第2章、第3節「相互協力体制」を参照のこと。

必要な燃料についても、担当部班は、災害時の燃料の供給協力に関する協定に基づき確保する。

4 緊急通行（輸送）車両の確保

(1) 緊急通行（輸送）車両の事前届出

災害発生時に、緊急通行（輸送）車両として活動させるためには、平常時に事前届出を行うことが必要である。

事前届出の申請は、災害応急対策の実施責任者（市長）が、当該車両の使用の本拠の位置を管轄する県公安委員会（神奈川県警察本部）に提出しなければならない。

(2) 緊急通行（輸送）車両に該当する車両

災害時において、地域防災計画に基づき、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両。

(3) 民間の協力車両

災害時における協力、協定に基づく民間車両については、民間業者等に対し、緊急通行（輸送）車両の事前届出について指導する。

5 緊急通行（輸送）車両の確認

(1) あらかじめ緊急通行（輸送）車両の事前届出により「緊急通行車両等事前届出済証」を受けている市所有車両について、大和警察署（若しくは県警察本部、交通検問所においても受けることができる。）に緊急通行（輸送）車両の確認申請を行い、災害対策基本法施行規則第6条に規定する標章及び証明書の交付を受け、車両に配置する。

なお、事前届出のない車両を緊急通行（輸送）車両として使用するときは、緊急通行（輸送）車両確認申請を速やかに提出し、標章及び証明書の交付を受けて使用する。

(2) 輸送に対する人員は、各活動内容に応じて担当部で確保する。

6 輸送の実施

各部の活動において、車両を使用する場合は、車両運行記録簿に必要事項を明記し担当部班に提出する。

また、緊急運行車両を運転する際は、緊急通行（輸送）車両確認書を常に携行し、標章については、当該車両に向かって前面ガラスの右側下に掲出すること。

なお、航空輸送については、本編第2章、第3節「相互協力体制」を参照のこと。

資料

5-1 市保有車両一覧表

6-1 災害時における各種協定一覧

第16節 医療及び助産対策

災害によって多数の傷病者が発生したとき、又は医療機関の一時的混乱によりその機能が停止したときにおいて、救急救護、医療、助産を実施し被災者の迅速な救護を図る。

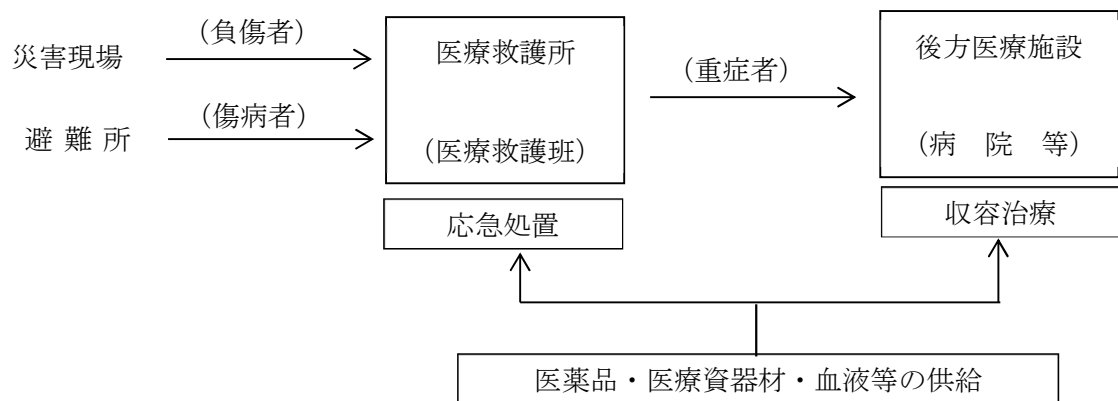
この節では、医療救護と助産をあわせて「医療救護」という。

これらの医療救護に伴う初動医療体制、搬送及び後方医療体制、情報連絡体制、医薬品及び資機材の確保について、それぞれ施策を定める。

医療救護に際しては、県及び災害拠点病院や神奈川DMAT指定病院などの関係機関と相互に密接な連携を保ち、市医師会等との「災害時における医療活動に関する協定」に基づき実施する。災害救助法の適用後は、県に対し医療救護を要請する。

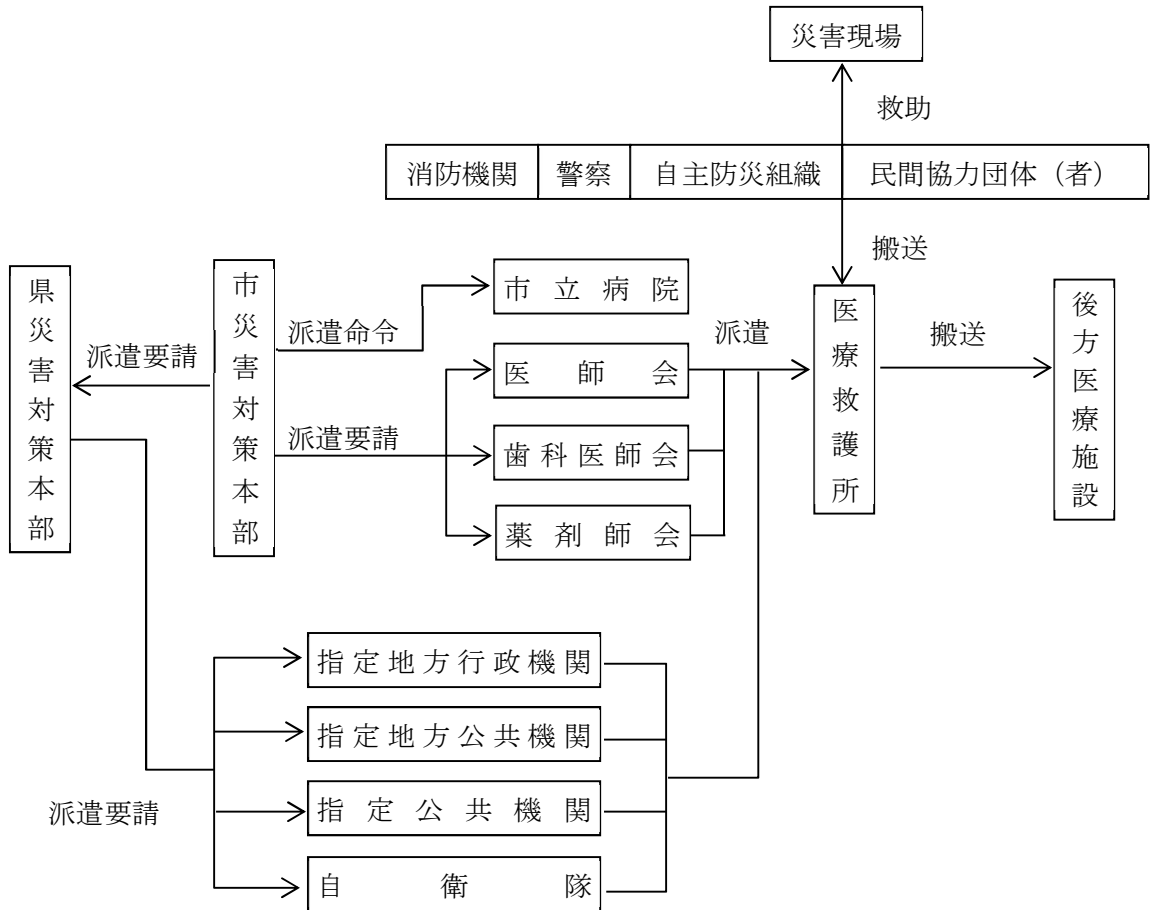
1 医療救護対策

【災害時における医療救護の流れ】



(注)： 後方医療施設とは、災害時の負傷者の受け入れ、救護班の派遣など医療救護活動の中心的役割を担う施設であり、県は災害拠点病院として35箇所を指定している。そのうち県央医療圏では、大和市立病院と厚木市立病院が災害拠点病院に指定されている。

【医療救護活動体制】



(1) 初動医療体制

ア 医療救護需要の把握

災害対策本部は、医療救護所を設置し、医療救護班を派遣する。

イ 医療救護所の設置

災害対策本部は、必要と認めた場合に、避難生活施設等において医療救護所を開設する。

各地区の医療救護所は次のとおりとする。

北部地区	中部地区		南部地区
つきみ野中学校	大和市地域医療センター	大和歯科医師会館	引地台中学校
鶴間中学校			下福田小学校
南林間中学校	文ヶ岡小学校		上和田小学校
	草柳小学校		
	光丘中学校		

ウ 医療救護班の編成

災害時における医療救護を実施するため医師会等の協力を得て、各地区の医療救護所に対応する医療救護班を編成する。

医療救護班は、各救護所に設置される救護所班とそれらを巡回する巡回班で構成される。

(ア) 救護所班の編成 11班体制

救護所班は、最低限、医師×1人、歯科医師×1人、看護師×4人、薬剤師×1人、事務員×2人の確保に努め、状況により、必要な増員を検討する。

(イ) 巡回班の編成 3班体制

巡回班は、各班、市立病院医師×1人、同看護師×2人、同薬剤師×1人と同事務員×1人で構成する。

エ 医療救護班の派遣

災害対策本部は、市立病院に医療救護班の派遣命令及び医師会等に医療救護班の派遣を要請する。ただし医師会等は、緊急を要すると判断したときは市の要請を待たずに医療救護班を派遣する。この場合、派遣後直ちに災害対策本部に報告する。

オ 医療救護班の救援要請

市において編成する医療救護班のみでは対応が困難であると認めたときは、県に協力を要請する。

(ア) 要請者 市長

(イ) 要請先 知事

(ウ) 要請方法 電話等により要請する。

カ 医療救護班活動

医師等の医療救護班による医療救護活動は、原則として医療救護所において行う。医療救護所に出動する猶予がないときや、自身の医療施設で診療を行うことが医師自ら適切だと判断したときは、被災地周辺又は自身の医療施設において医療救護活動を実施する。

医療救護班の業務内容

(ア) トリアージの実施

(イ) 傷病者に対する応急処置

(ウ) 薬剤、治療材料の支給

(エ) 後方医療施設への転送の決定

(オ) 看護

(カ) 死亡の確認

(キ) 分娩の介助及び分娩前後の処置

キ 医療救護の経費

医療救護に要する経費は、災害救助法が適用された場合は同法に定める負担とし、医療救護所における医療費は無料とする。後方医療施設における医療費は、自己負担を原則とする。

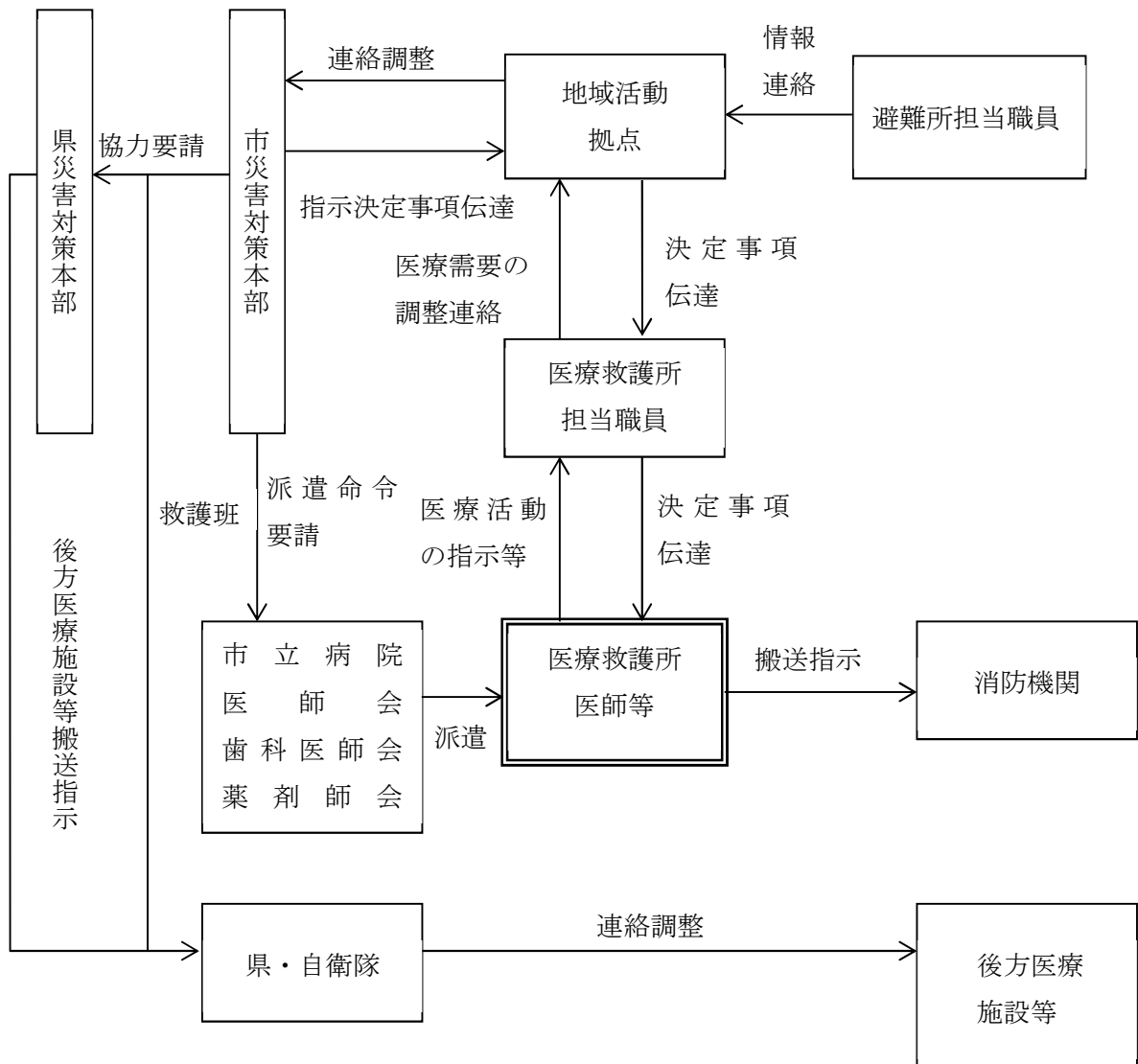
(2) 後方医療施設等への搬送体制

ア 重傷者等の後方医療施設（救急指定病院等）への搬送は、原則として消防機関で実施する。消防機関で車両の確保が困難な場合には、県、市及び医療救護班で確保した車両により搬送する。

イ 道路の損壊の場合又は遠隔地への搬送については、県又は自衛隊のヘリコプターにより実施する。この場合は、県に出動の要請を行う。

(3) 情報連絡体制

医療救護活動における情報連絡体制は、次のとおりとする。



2 医薬品、資器材の確保

被災者の医療救護活動を実施するのに必要な医薬品や資器材は、備蓄医薬品の活用及び調達計画に基づき確保するが不足が予想されるときには、県及び関係機関等に要請し調達する。

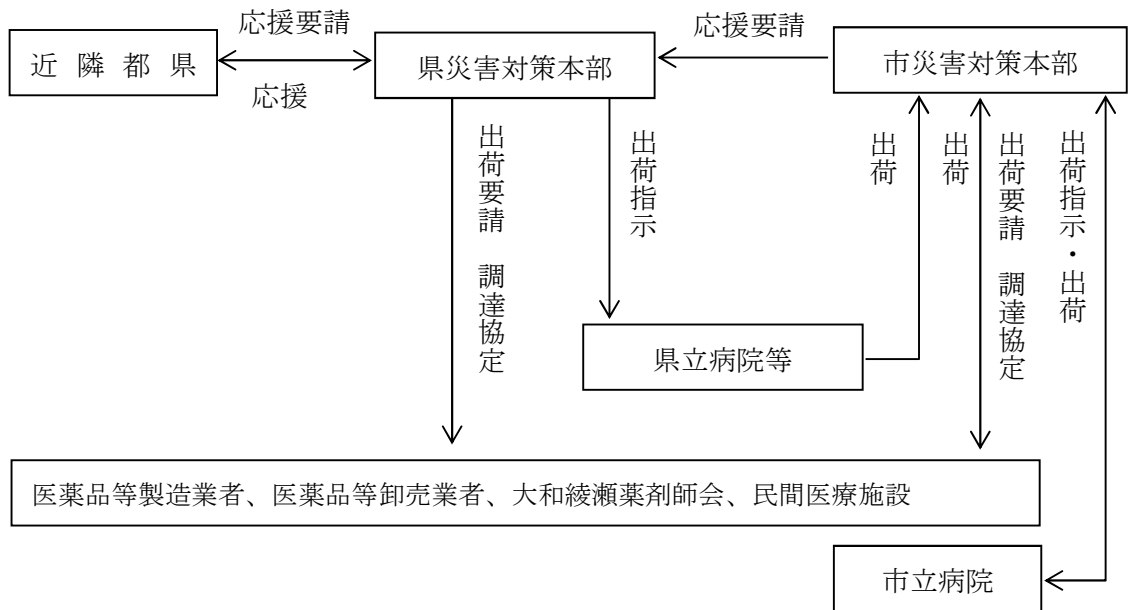
(1) 市における対応

ア 医療救護活動を実施するのに必要な医薬品及び医療資器材は、市の備蓄医薬品等を活用するとともに市立病院、協定を締結している薬剤師会、医薬品等卸業者、また民間医療施設との調整を図ることにより確保する。

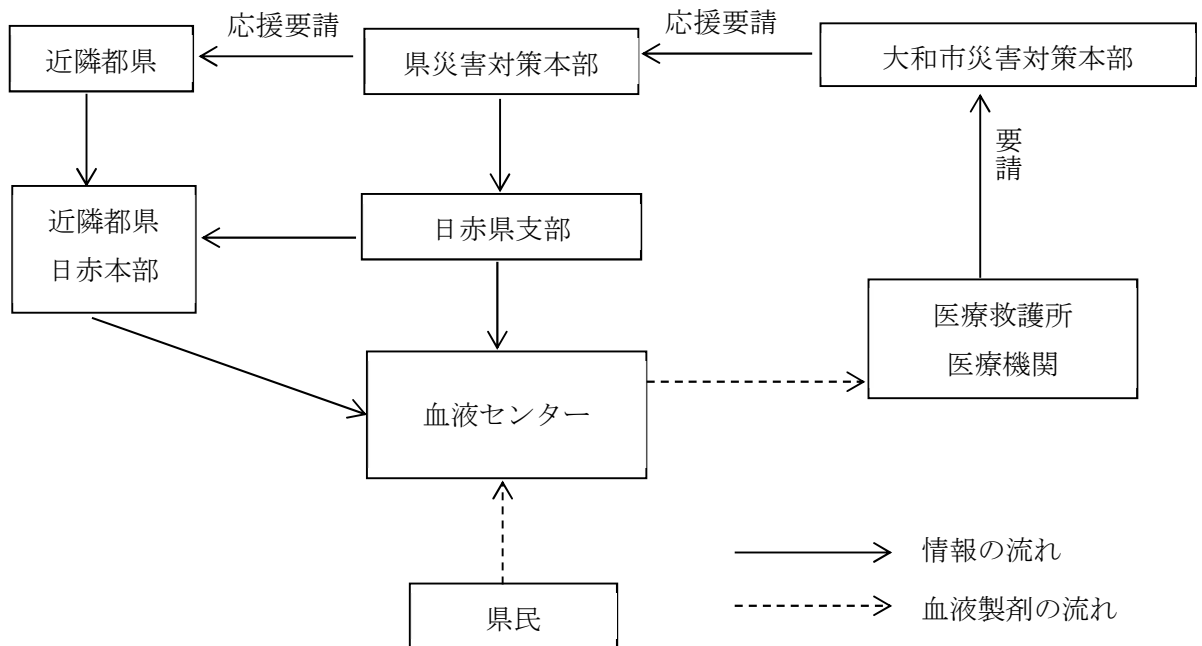
イ 市は医療救護所を開設する避難生活施設等に、十分な医薬品等が供給されるまでの間に対応できる医薬品、資器材を備蓄する。

(2) 応援要請等調達体制

ア 医薬品等



イ 血液製剤



第17節 行方不明者の捜索及び遺体の収容、対策、埋・火葬

災害により行方不明あるいは死亡したと推定される者が発生したときは、捜索、収容、対策及び埋・火葬について各関係機関と連携をとり、遅滞なく実施し、人心の安定を図る。

災害時において死亡していると推定される者の捜索、収容及び埋葬は市長が実施する。ただし、災害救助法が適用された場合は、同法の規定に基づき知事からの事務委任により行う。

1 行方不明者及び遺体の捜索

災害により行方不明の状態にある者、若しくは周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者の捜索は次により行う。

(1) 届出の受理

ア 届出の受理は、災害対策本部で実施する。

イ 届出書の記載事項

行方不明者の住所、氏名、年齢、性別、身長、着衣、特徴、及び届出者の連絡先等の必要事項を行方不明者捜索届出書に記録する。(様式1)

(2) 捜索

行方不明者及び遺体の捜索は、届出に基づき災害対策本部が関係機関と協力して実施する。

(3) 捜索状況の結果処理

捜索結果の報告に基づき、災害対策本部がとりまとめる。

2 遺体対策

市は、神奈川県広域火葬計画に基づき災害時における遺体対策を進めるため、棺の調達、遺体の搬送、火葬、埋葬等に必要な物資の調達等を実施するとともに、その衛生状態に配慮する。

(1) 遺体対策方法

遺体対策は、警察等と協力して担当部が次により行う。

ア 広報

市及び警察は、災害現場から遺体を発見した者が、直ちに警察署又は直近の警察官にその旨を通報するように広報を徹底する。

イ 通報

市は、遺体を取り扱った場合には、警察署に通報する。

ウ 検視等

警察は、遺体の検視等を行う。

エ 検案

遺体の検案は、法医学専門医、警察協力医、医療救護班又は応援協力により出動した医師が行う。また、検案後、市は必要に応じ遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理を行う。

オ 遺体の収容

市は、大和スポーツセンター体育会館第1体育室に遺体安置所を開設し、捜索により発見された遺体を搬送する。

カ 身元確認、身元引受人の発見

市は、警察、隣接自治体・自治会等の協力を得て、遺体の身元確認と身元引受人の発見に努める。

キ 遺体の引き渡し

市は、警察による検視等及び医師による検案が終了し、身元が明らかになった遺体を遺族又は関係者に引き渡し、身元が確認できない遺体については、市が遺体対策及び引き取りを行う。

なお、この場合、市と警察は遺体の引き渡し作業を協力して行う。

ク 身元不明遺体の処理

市は、身元の確認ができず警察から引き渡された遺体については、行旅病人及び行旅死亡人取扱法により処理する。

ケ 必需品の調達

市は、納棺用品、仮葬祭用品、ドライアイス等火葬必需品の調達は、関連事業者等へ手配するほか必要に応じて県に協力要請を行う等広域的な調達体制の整備に努める。

(2) 遺体対策の期間

災害発生の日から10日以内。ただし、内閣総理大臣と協議のうえ、延長することができる。

3 遺体の埋・火葬

遺体の引取人がない場合、又は引取人があっても災害による混乱のため遺体対策ができない場合、火葬及び焼骨の一時保管を応急的に実施する。

(1) 担当部は、埋・火葬許可証を発行するとともに、埋・火葬台帳を作成し遺体を火葬場へ搬送する。(様式3)

(2) 遺骨及び遺留品については保管所を設けて一時保管する。

(3) 家族その他関係者から遺骨、遺留品の引取りを希望する者がいる場合は、関係書類等整理のうえ引き渡す。

(4) 埋葬の期間

災害発生の日から10日以内。ただし、内閣総理大臣と協議のうえ、延長することができる。

(5) 埋・火葬の場所

区分	施設名	所在地	電話番号
焼骨の一時保管	各寺院	市内	
	大和市無縁納骨堂	大和市柳橋五丁目1番	
火葬	大和斎場	大和市西鶴間八丁目10番8号	264-5566

被災状況により火葬場の能力を超えたときは、神奈川県広域火葬計画に沿って広域応援体制に基づき他市の火葬場での火葬を依頼する。

〔様式1〕 行方不明者搜索届出書

届 出 者	住 所			
	氏 名			
	連絡先			
発生場所				
状 況				
住 所				
行 方 不 明 者	ふりがな 氏 名		M T S H	年 月 日生
		男 女		
	身 長			
	着 衣			
	特 徴 (具体的に)	上衣 下衣	履 物	

受理年月日	
受理取扱者	
受 理 方 法	

〔様式2〕 遺体処理票

処 理 年月日	死 体 発 見 の 日 時 及 び 場 所	死 亡 者 の 氏 名	遺 族		洗 浄 等 の 処 置			遺 体 の 一 時 保 存 料	検 索 料	実 支 出 額	備 考
			氏 名	死 亡 者 と の 関 係	品 名	数 量	金 額				
							円	円	円	円	
計		人									

〔様式3〕 埋・火葬台帳

死 亡 年月日	埋・火葬 年月日	死 亡 者		埋・火葬を行ったもの		埋・火葬費				備 考
		氏 名	年 齢	氏 名	死 亡 者 と の 関 係	棺（付属品 を含む）	埋 葬 又 は 火 葬 料	骨 箱	計	
						円	円	円	円	
計		人								

- (注) 1 埋・火葬を行った者が市長であるときは、遺族の氏名を「備考」欄に記入すること。
 2 市長が棺、骨箱等を現物で給与したときは、その旨「備考欄」に明らかにすること。
 3 埋・火葬を行ったものに埋・火葬費を支給した時は、その旨及び金額を「備考」欄に記入すること。

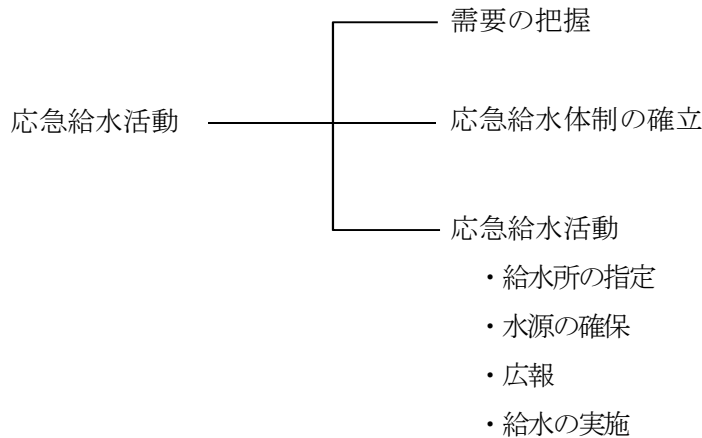
資料

6-1 災害時における各種協定一覧

第18節 応急給水対策

災害が発生し上水道施設の損壊等により供給が停止し、復旧までにある程度の期間を要するときは、市は被災者に対して応急給水活動を実施する。

1 応急給水活動の概要



2 需要の把握

災害の発生により市内の全般にわたって給水機能が停止し、復旧に相当期間を要すると判断される場合は、県営水道と連携し直ちに応急給水活動を開始する。

市内の一部の地域で給水機能が停止した際は、地域担当部でその状況を把握し、災害情報収集担当部へ報告する。災害情報収集担当部は、内容を整理し本部へ報告を行う。

報告する内容は、次の事項とする。

- (1) 給水機能停止区域、世帯、人口
- (2) 水道施設の被害状況及び復旧見込み
- (3) 応急給水の開始時期及び給水班編成数
- (4) 給水所の設置予定場所

3 応急給水体制の確立

地域担当部は、災害発生時において次の体制を確立する。

- (1) 地域担当部は、水道施設の被災状況や復旧見込み・断水の状況等、県営水道から情報を収集して、被災者等の給水需要状況を把握するとともに、非常用飲料水の供給を中心とした地域別の応急給水必要量を予測し本部へ報告を行う。

また、本部は地域担当部の報告を受けて、供給先施設等の重要度（医療救護所・医療機関等）や緊急度に応じて次の事項について応急給水計画を策定する。

- ア 給水対象人員
- イ 給水期間及び給水量
- ウ 給水場所

- エ 給水器具、薬品、水道用資機材等の品目別必要数量
- オ 給水車両のみ借り上げの場合はその台数
- カ その他必要事項

(2) 応急給水活動に際しては、本市と県営水道とで締結した「応急給水支援に関する覚書」に基づき、県営水道からの応急給水支援を受けて、給水タンクへの受水、スタンドパイプ応急給水用資機材を用いた臨時給水栓等の設置などにより、実施する。また、必要に応じて、県営水道に他の都縣市水道事業者への支援要請を求める。

4 県知事への要請事項

市長は、管内で飲料水の供給を実施することができないときは次の事項を明らかにした上で、県知事に調達のあっせんを要請する。

- (1) 給水対象人員
- (2) 給水期間及び給水量
- (3) 給水場所
- (4) 給水器具及び薬品、水道用資機材等の品目別必要数量
- (5) 給水車両のみ借り上げの場合はその台数
- (6) その他必要事項

5 応急給水活動

(1) 給水所の指定

給水は、市があらかじめ指定した給水所、原則として医療救護所、医療機関、福祉施設、避難生活施設等において行う集中給水方法とする。給水所を指定したときは、当該地にその旨を表示するとともに、県営水道並びに大和市管工事協同組合等に対し通知する。

(2) 水源の確保

応急給水に必要な水は、以下により確保する。

- ・ 県営水道の災害用指定配水池
- ・ 非常用飲料水兼用貯水槽（100m³）
- ・ 公共施設受水槽
- ・ 学校プール、井戸水
- ・ 井戸水（個人保有井戸など）

なお、乳児用としてはペットボトルを配備する。

ア 県営水道の災害用指定配水池

発災時には県営水道と連携し、大和市管工事協同組合の協力を得て、市が配備する緊急輸送車両（給水車等）により被災者等に供給する。

混乱継続期が長期化する場合には、県内外の水道事業者・自衛隊等の支援を得て応急用水の搬送、供給にあたる。

【大和市周辺の県営水道の配水池】

配水池	所在地	有効容量	確保水量	所管水道営業所
大和配水池	大和市上草柳 1846 番地	20,000m ³	11,000m ³	大和水道営業所
上今泉配水池	海老名市上今泉四丁目 22 番	19,020m ³	8,550m ³	海老名水道営業所

イ 非常用飲料水兼用貯水槽（100m³）

設置場所に輸送車（給水車）を配送し、受水後、給水所へ搬送する。主として飲料水、医療用水に使用する。

ウ 公共施設受水槽

緊急遮断弁の作動により確保された一定量の水を、主として飲料水及び生活用水に使用する。また、指定管理施設については、方法・費用負担等について、協定の締結を行っておく。

エ 避難生活施設のプール・井戸水

各避難生活施設に整備されているプールの水は、ろ水機を活用して、生活用水として使用する。避難生活施設に井戸が整備されている場合も同様に井戸水を使用する。

オ 井戸水（個人保有井戸、農業用深井戸、企業用深井戸）

原則的に生活用水として使用する。

カ ペットボトル

放射能災害等の外的な要因により、水が汚染された場合に乳児用飲料水として使用する。

(3) 広報

災害広報担当部は、市民に対して給水活動等の広報を行う。

その内容は次のとおりである。

ア 被害状況の説明及び復旧見込み

イ 給水所の場所及び応急給水に関する諸注意

ウ 断水により、トイレの使用を控えることが健康に影響すること

(4) 給水の実施

給水の実施は、各水源から確保された水を、初動期（発生後 3 日間まで）と混乱継続期（4 日目以降）に分けて給水所で必要量を給水する。ただし医療機関等における給水は、要請内容を考慮し給水場所を決定する。

一般家庭用水は、各家庭において持参したバケツやポリタンク等の容器で給水を受けることを原則とする。

自ら容器を持参できない、又は給水された容器を持ち運べない被災者等に対しては、自主防災組織や近隣住民等の援助が受けられるように配慮し、給水活動全体に支障が生じないようにしなければならない。

資料

4-1 防災備蓄倉庫設置場所一覧表

4-4 非常用飲料水兼用貯水槽（100m³水槽）設置状況一覧表

4-5 公共施設受水槽緊急遮断弁設置一覧表

- 4-6 学校プール設置状況一覧表
- 6-1 災害時における各種協定一覧

第19節 食料供給対策

災害により市民が食料や自炊手段を失ったときに、被災者及び救助活動に従事する者に対して食料の応急供給を行う。

食料の供給は、被災者及び救助活動に従事する者の年齢、体調等を考慮して品目を決定し、適切な応急供給を行う。

1 給食需要の把握

下記の応急供給対象者を参考に、避難者数、自炊不能者数、災害対策活動要員数等を早期に把握する。この場合、給食に配慮を要する乳児、高齢者等の数についても詳細に把握する。

(1) 食料の応急供給

ア 応急供給を行う場合

- (ア) 被災者に対して炊き出しによる給食を行う必要がある場合
- (イ) 被災により米穀の供給機関が通常の供給を行うことができないため、それらの機関を通じないで供給を行う必要がある場合
- (ウ) 災害現場における救助作業、急迫した災害の防止及び応急復旧作業に従事する者に対して行う必要がある場合

イ 応急供給対象者

- (ア) 避難している者
- (イ) 住家に被害を受けて自炊のできない者
- (ウ) 通常の供給機関が一時的にまひし、主食の供給の受けられない者
- (エ) 旅行者等で現に食を得ることができない状態にある者
- (オ) 災害応急対策に従事する者
- (カ) その他本部長が必要と認める者

ウ 把握方法

市は、自主防災組織等の協力を得て把握を行う。

2 給食能力の把握

(1) 給食関係施設の被害状況の把握

- ア 食料集積センターにおける給食施設（給食調理場）について、炊き出し可能かどうかを把握する。
- イ 使用可能な備蓄の炊き出し用資機材を把握する。

(2) 市備蓄・業者調達可能量の把握

災害が発生したとき、市は、直ちに備蓄量及び小売業者又は卸売業者が保有している量を把握する。

【市が備蓄する食料】

品 目	備 蓄 場 所
パン	各避難生活施設の備蓄倉庫
ごはん・おかゆ	

3 応急供給の方針

(1) 応急供給品目

応急供給品目は、市が調達する米穀及び備蓄する保存食料と、協定締結事業者や自治体等から供給される各種食料とし、特に乳幼児や高齢者等に対しては年齢や健康状態等に配慮して決定すること。

(2) 応急供給の数量

1人当たりの供給数量は、次のとおりとする。(麦製品の精米換算率は100%とする。)ただし、市長は特に必要があると認める場合、麦製品については、定まった供給のほかに加配することができる。

供 給 対 象	1食当り精米換算供給限量	供 給 方 法	備 考
被災者に対し、炊き出しによる供給を行う必要がある場合	200g/食の範囲内	市長は給食又は供給を行わせることを適当と認める責任者を指定して、供給又は給食を実施させる。	災害救助法が発動された場合、政府所有食料の供給に関して、知事に供給を要請する。
被災により供給機関が通常の供給を行うことができないため、その機関を通じないで供給を行う場合	400g/食の範囲内	知事は災害の状況により必要と認めた場合は、速やかに災害発生状況又は給食を必要とする事情及びこれに伴う給食に必要な米穀(応急用米穀)の数量等を農林水産省(農産局農産政策部貿易業務課)に要請する。	市長は、交通、通信の途絶のため、災害救助用米穀の引取りに関する知事の指示を受けられない場合には、農林水産省(農産局農産政策部貿易業務課)に要請する。
災害現場における救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事するものに対して給食を行う場合	300g/食の範囲内		

(3) 安全な地域に避難した被災者に対する供給

災害発生により急きょ被災地から避難したため、又は市の庁舎が被災し、公務を遂行することが事実上不可能な事情のため転出証明書の交付を受けることができなかった被災者であって、安全な地域の親類、縁者、知人等の世帯に避難し、当分の間滞在する者に対する供給は、避難者から申し出があれば、市長がり災者証明書等により被災者である旨の確認を行い、米穀を供給することができる。

(4) 緊急措置

市長は、緊急に配給の必要がある場合は現地供給機関と協議し供給を実施することができる。この場合事後速やかに災害発生の日時、場所、供給人員、供給品目、供給数量及び現場受領責任者等について知事に報告する。

4 給食活動の実施

(1) 食料等の調達

ア 米穀

(ア) 食料確保担当部は、給食活動の必要が生じたときは、速やかに把握した量を小売業又は卸売業者の保有分により調達する。

(イ) 災害救助法が適用された場合、災害の状況により業者の保有量のみでは供給が困難であるときは、県知事に支援を要請する。交通、通信途絶のため県知事に要請ができないときは、政府所有米穀の供給を農林水産省（農産局農産政策部貿易業務課）に要請する。

イ パン、ごはん等

炊き出しに至るまでの応急食料として、市備蓄のもので対応する。

ウ 副食、調味料、弁当等

必要に応じて協定に基づく業者から調達する。

ただし、市で調達が困難な場合は、知事にそのあつ旋を依頼することができる。

エ 供給食料の受け入れ

県から供給される食料は、総合防災センター及び県広域防災活動拠点で受け入れる。

(総合防災センター)

厚木市下津古久 280 番地

(本市に対する広域防災活動拠点)

相模原市中央区弥栄三丁目 1 番 8 号 県立相模原弥栄高等学校

(2) 食料等の輸送

食料確保担当部は、市が調達する食料及び県から給付を受けた食料を食料集積センターに集め、緊急輸送車両で、避難生活施設等の供給地へ輸送する。

災害の状況によっては、調達先からの配給地への直接輸送や、調達先の業者による直接輸送等を考慮し実施する。

(3) 炊き出しの実施

ア 米飯の炊き出しは、原則として食料集積センターの給食共同調理場施設を使用する。

イ 炊き出しの従事者は、食料確保担当部炊き出し担当員及び調理場職員、大規模災害時食料供給業務に関する協定による調理委託業者をもって充てるが、必要と認めるときは自主

防災組織、地域の団体、日赤奉仕団、自衛隊、その他ボランティアの協力を得て実施する。

(食料集積センター)

北部地区 — 北部学校給食共同調理場

中部地区 — 中部学校給食共同調理場

南部地区 — 南部学校給食共同調理場

5 災害救助法が適用された場合の留意事項

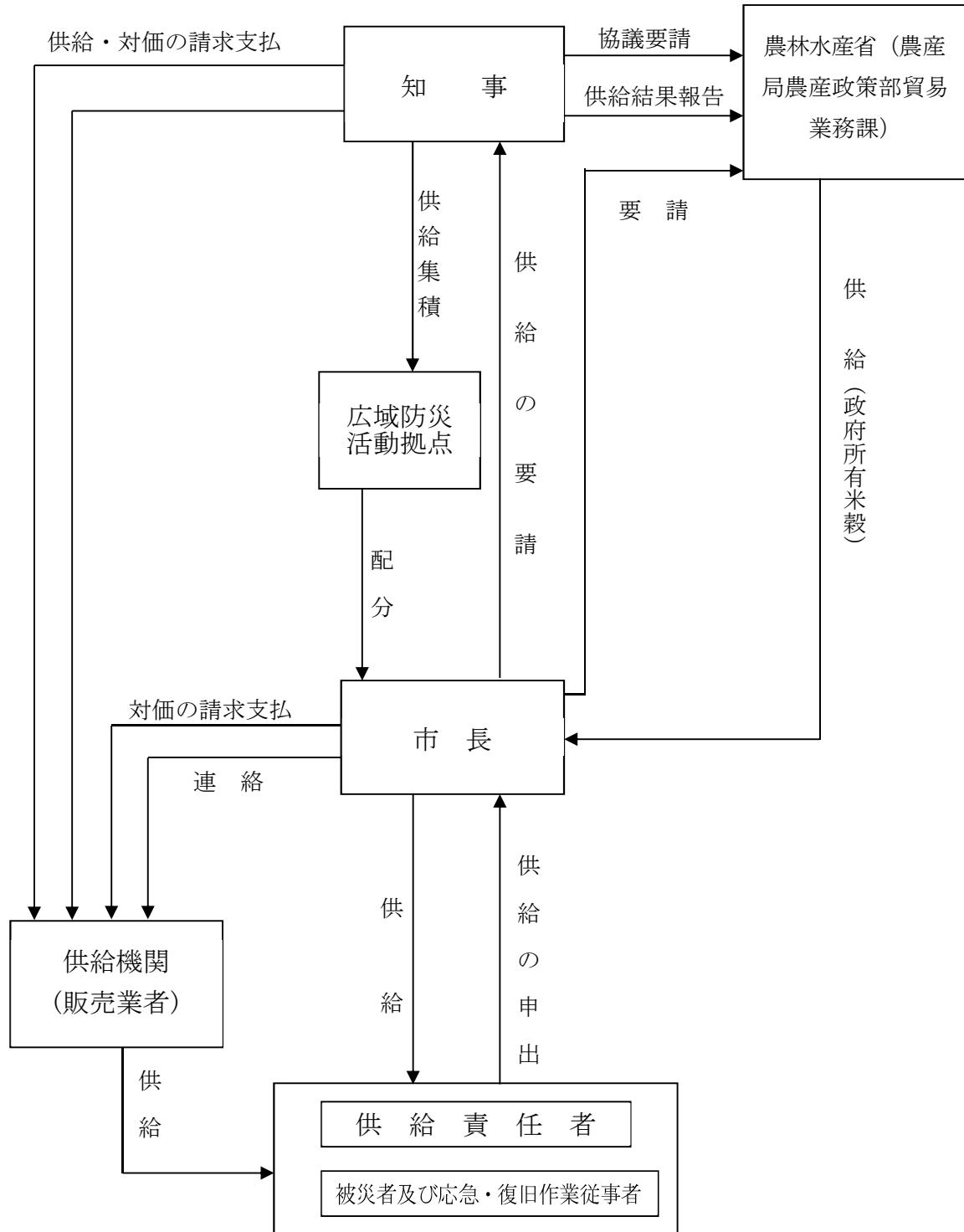
(1) 費用の限度額

炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費とする。

(2) 炊き出し期間

炊き出しその他による食品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、内閣総理大臣と協議のうえ延長することができる。

【応急食料の系統図】



資料

6-1 災害時における各種協定一覧

第20節 生活必需物資供給対策

寝具、衣類、炊事器具など、生活に最小限必要な生活必需物資の供給を実施し、被災者の心身の安定を期する。

1 生活必需品需要の把握

生活必需物資の供給対象の基準は、次のとおりである。

災害によって住家が被災し、日常生活に欠くことのできない寝具、衣類等の生活必需品をそう失、又はき損し、これらの物品を直ちに入手することができない状態にある者とする。なお、緊急性を有する状況から、資力の有無は問わない。

2 業者調達可能量の把握

協定に基づく業者の調達可能量を把握する。

3 生活必需物資の供給品目

供給品目は、次に掲げるもののうち必要と認める最小限の生活必需品とする。

- (1) 寝具 就寝に必要な毛布及び布団等（季節を考慮）
- (2) 外衣 普段着、作業着、婦人服、子供服等
- (3) 肌着 シャツ、ズボン下、パンツ、靴下等
- (4) 身の回り品 タオル、ハンカチ、軍手、履物等
- (5) 炊事用具 なべ、かま、包丁、バケツ、ガス器具、洗剤等
- (6) 食器 茶わん、汁わん、皿、はし等
- (7) 日用品 石けん、ティッシュ、歯ブラシ、歯磨粉等
- (8) 光熱材料 マッチ、ローソク、薪、木炭、LPガス等
- (9) その他必要な生活必需品

要配慮者に対する物資については、十分考慮し供給を行うこと。

4 生活必需物資の調達

備蓄物資とあらかじめ協定を締結した生活必需物資等の販売業者から調達する。ただし、市で調達が困難な場合は、県に対して支援の要請を行う。県から供給される物資は、総合防災センター及び広域防災活動拠点で受け入れる。

調達した生活必需物資については、物資調達台帳に記入し整理する。（第2号様式）

（総合防災センター）

厚木市下津古久 280 番地

（本市に対する広域防災活動拠点）

相模原市中央区弥栄三丁目 1 番 8 号 県立相模原弥栄高等学校

5 生活必需物資の供給

生活必需物資確保担当部は、市が調達する生活必需物資及び県から給付を受けた生活必需物資を生活必需物資集積センターに集め、緊急輸送車両で、指定避難所等の供給地に輸送する。

災害の状況によっては、調達先からの配給地への直接輸送や、調達先の業者による直接輸送等を考慮し実施する。供給を行った生活必需物資については、物資供給状況書に記入し整理する。(第1号様式)

(生活必需物資集積センター)

北部地区 — 北部文化・スポーツ・子育てセンター (大和市市民交流拠点ポラリス)

中部地区 — 大和スポーツセンター競技場雨天走路

南部地区 — 大和ゆとりの森仲良しプラザ

6 災害救助法が適用された場合の留意事項

(1) 費用の限度額

被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出できる費用の限度額は、被害の程度、季節、1世帯の人数により決められる。ただし、法が適用されないときは、同基準に準じて災害対策本部長が定める。

(2) 期間

災害発生の日から10日以内とする。ただし内閣総理大臣と協議のうえ延長することができる。

資料

- 4-1 防災備蓄倉庫設置場所一覧表
- 6-1 災害時における各種協定一覧
- 9-4 災害救助法による災害救助基準

〔第1号様式〕 物資供給状況書

支 給 物 資 の 状 況 配 布									
大和市									
住家被害 程度区分	世 帯 主 氏 名	基礎とな った世帯 構成人員	支 給 (配布) 年月日	物資支給（配布）の品目					備 考
計	全壊	世 帯							
	半壊	世 帯							

支給
 災害救助物資として、上記のとおり したことに相違ありません。
 配布

年 月 日

大和市災害対策本部長 あて
 (市 長)

给与責任者氏名 印

(注) 1 住家の被害程度に、全壊(焼)、流出又は半壊(焼)、床上浸水の別を記入すること。
 2 配布年月日に、その世帯に対して、最後に支給(配布)した物資の配布年月日を記入すること。
 3 物資支給の品目欄に数量を記入すること。

〔第2号様式〕 物資調達台帳

物 資 調 達 台 帳

大 和 市

業者住所
氏名 (名称)
電 話

年 月 日	物 資 の 品 名	数 量	金 額	備 考

災害救助物資として、上記のとおり調達しました。

年 月 日

大和市災害対策本部長 あて
(市 長)

調達責任者氏名

印

第21節 生活確保対策

災害応急対策活動を行うために必要な障害物の除去、被災宅地危険度判定、応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理、し尿・ごみ処理、並びに防疫及び保健衛生等について必要事項を定め、民生の安定を図る。

1 障害物の除去

(1) 障害物除去の実施機関

障害物の除去は市が実施するが、障害物が市の管理に属さない道路上、又は河川にある場合は、それぞれの管理者が除去する。

(2) 障害物除去の対象

災害時における障害物の除去の対象は、おおむね次のとおりとする。

- ア 市民の生命、財産などの保護のため除去を必要とする場合
- イ 河川氾濫、護岸決壊等の防止、その他水防活動実施のため除去を必要とする場合
- ウ 緊急な応急措置の実施のため除去を必要とする場合
- エ その他、公共的立場から除去を必要とする場合

(3) 障害物除去の方法

- ア 障害物の除去の実施者は、自らの組織、労力、応急対策機材を用い、また状況に応じて土木建築業者等の協力を得て、速やかに障害物の除去を行う。なお、市で対応が困難な場合には、県等に応援を要請する。
- イ 障害物の除去は、応急的に必要とする限度までとする。また周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮する。

(4) 除去した障害物の集積場所

除去した障害物の集積場所は、それぞれの実施者において考慮するものとするが、おおむね次の場所に集積廃棄又は保管する。なお、この場所については、関係用地管理者等と協議し、あらかじめ選定した場所とする。ただし、災害の状況によっては、市民の日常生活に支障のない所及び緑地帯等へ一時的に集積する。

- ア 廃棄するものについては、実施者の管理に属する遊休地及び空き地、その他廃棄に適当な場所
- イ 保管するものについては、その保管する工作物等に対応する適当な場所
- ウ 除去した障害物が二次災害の原因にならないような場所
- エ 原則として、広域避難場所として指定された場所以外の場所

2 被災宅地危険度判定

災害発生後の二次災害を軽減・防止し、住民の安全を確保するため、被災宅地の調査を実施する。

(1) 活動の内容

市民、職員、各対策部などの情報から被害状況の全体を把握し、調査区割、人員などの検討を行う。

- ア 被害状況の把握
- イ 調査員及び調査備品などの確保

ウ 被災宅地調査の市民周知を実施

(2) 調査の方法

ア 被災宅地を対象に外観から目視調査を実施する。

イ 住民からの申し出に基づき、被害の程度及び二次災害防止のための復旧について技術的なアドバイスをを行う。

(3) 被災宅地判定結果の表示

二次災害を軽減、防止するため危険度判定の結果を当該宅地に表示する。

[判定標識] A 3版

《危険》 赤色

《要注意》 黄色

被災宅地危険度判定結果	
危険宅地 UNSAFE	
<ul style="list-style-type: none"> ◆ この宅地に入らぬことは危険です ◆ 立ち入る場合は専門家に相談して下さい ◆ この判定は二次災害の軽減、防止を目的としています 	
住所：	
調査番号	
判定日時	平成 年 月 日 午前・午後 時 分
災害対策本部	

被災宅地危険度判定結果	
要注意宅地 LIMITED ENTRY	
<ul style="list-style-type: none"> ◆ この宅地に入る場合は十分注意して下さい ◆ 応急的に補修する場合は専門家に相談下さい ◆ この判定は二次災害の軽減、防止を目的としています 	
住所：	
調査番号	
判定日時	平成 年 月 日 午前・午後 時 分
災害対策本部	

《調査済み》 青色

被災宅地危険度判定結果	
調査済宅地 INSPECTED	
<ul style="list-style-type: none"> ◆ この宅地の危険度は小さいと考えられます ◆ この判定は二次災害の軽減、防止を目的としています 	
住所：	
調査番号	
判定日時	平成 年 月 日 午前・午後 時 分
災害対策本部	

3 応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理

災害により住家を失った被災者で、自らの資力では住家を確保できない者に対する応急仮設住宅の建設及び災害による被災住家の応急修理を行い、居住の安定を図る。

(1) 実施者

応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理の実施者は、次のとおりである。

ア 災害救助法が適用されたとき

応急仮設住宅の建設 …… 知事又は市長（知事から事務の委任があった場合）

住宅の応急修理 知事又は市長（知事から事務の委任があった場合）

イ 災害救助法が適用されないとき

応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理 …… 市長

ただし、事業の内容については、災害救助法が適用されないときであっても、同法の規定に準じて実施するのではほぼ同様である。

応急仮設住宅及び応急修理に必要な資機材の調達、要員の確保は、あらかじめ協定締結先の(社)大和建设業協会に要請して速やかに行う。また、市において処理できない場合は、県に応援を要請し実施する。

(2) 応急仮設住宅の建設

ア 入居対象者

(ア) 住家が全焼、全壊又は流出した者

(イ) 居住する住家がない者

(ウ) 次に掲げる者で、自らの資力では住宅を確保することができない者

- a 生活保護法の被保護者並びに要保護者
- b 特定の資産のない失業者
- c 特定の資産のない寡婦、ひとり親世帯
- d 特定の資産のない高齢者、病弱者又は障がい者
- e 特定の資産のない勤労者、小企業者
- f 前各号に準ずる経済的弱者

入居の選定は県が行うが、市はこれに協力する。

また県から市への委任により実施する場合は、高齢者、病弱者、障がい者等の要配慮者を優先する等の入居順位や住宅の場所を考慮した選定基準を定める。

イ 建設規模・構造及び費用

(ア) 応急仮設住宅の一戸あたりの規模は 29.7 m²を基準とする。

(イ) 工事費は、災害救助法及び関係法令の定めるところによる。

ウ 建設用地

応急仮設住宅の建設予定地は、次のうちから災害時の状況により決定する。

(ア) 都市計画公園予定地

(イ) 公園、緑地、広場

(ウ) 県有施設敷地内空地

(エ) 市有地、国有地

(オ) 基地周辺緩衝地帯

エ 着工、完成の期間

(ア) 着工期間は、災害発生の日から20日以内とする。

(イ) 着工期間の延長は、20日以内に着工できない場合は、事前に厚生労働大臣と協議のうえ必要最小限度の期間を延長することがある。

オ 供与の期間

完成の日から建築基準法第85条第3項による期限内（最長2年以内）とする。

(3) 公営住宅の一時入居及び民間アパート等の活用

要配慮者等の住宅が必要な場合、応急仮設住宅の完成を待つ猶予がない場合等を考慮し、応急仮設住宅を計画すると同時に、神奈川県一時提供住宅供給マニュアルに基づき県に対し、次に掲げる県内の公営住宅等の空き家情報の収集やあっ旋を要請する。

ア 市、県営住宅等の公営住宅

イ 民間アパート等賃貸住宅

ウ 企業社宅等

(4) 住宅の応急修理

ア 応急修理を受ける者

(ア) 住宅が半壊又は半焼し、当面の日常生活を営むことができない者

(イ) 自らの資力では、応急修理ができない者

イ 修理の範囲と費用

応急修理は、居室、炊事場、トイレなどの日常生活に欠くことのできない部分で必要最小限とする。修理に要する費用は、災害救助法及び関係法令の定めるところによる。

ウ 修理の期間

原則として災害の日から1ヶ月以内に完了する。

4 し尿・ごみ処理

被災地の環境衛生を保持するため、災害によって排出されたし尿・ごみは、次の方法で処理する。

(1) し尿処理

ア 下水道施設被害状況の把握

災害の発生に伴い、上水道の断水及び下水道管きよの破損、処理場施設の機能停止等により、通常のし尿処理に支障をきたすことが生じる。

このため、下水道管きよ等の施設被害の状況、下水道の使用できない戸数及びし尿排出量を把握する。

イ 処理対策

上記により把握した被害状況に対して、次の対策を講ずる。

(ア) 方針

下水道管きよ等施設の破損や処理場施設の機能停止により、下水道の使用を制限するときは、施設機能が回復するまでの間、市民に対して必要に応じて水洗トイレの使用の制限と各家庭で備蓄している携帯トイレの使用について協力を求めるように広報を行う。

(イ) 携帯トイレの使用

指定避難所においては、既存のトイレや仮設トイレの便器を利用し、備蓄されている

携帯トイレを優先的に使用する。

(ウ) 仮設トイレ等の設置

- a 指定避難所及び公用地等の適地に、上下水道の被災状況と復旧の見通し、被災世帯もしくは避難住民の排出量を考慮し、携帯トイレを補完する役割で貯留式仮設トイレや簡易組立トイレを設置する。
- b 仮設トイレ等を設置する場合にはマンホールトイレを優先して活用する。
- c 仮設トイレ等を設置する場合には夜間の照明やし尿収集車の動線を考慮する。

(エ) 収集処理

使用済み携帯トイレは、集積した後に環境管理センターへ搬送して処理する。仮設トイレ等で貯留したし尿の処理は、し尿収集車両を出動させて行い、原則として下水道処理施設（基本は中部浄化センター、やむを得ない場合は北部浄化センター）へ搬送して処理する。

(オ) 近隣の被災状況に応じて、他市の処理場にも協力を依頼する。

(カ) 必要に応じて臨時貯留場所を設ける。

ウ 処理場施設が使用できないときは、県に対し、処理についての方法や処理する場所についての協議を行う。

(2) ごみ処理

ア 災害時に発生するごみは、次のとおりである。

- (ア) 道路復旧による発生材
- (イ) 災害により使用できなくなった家具、畳等
- (ウ) 損壊、焼失による建築物廃材
- (エ) 通常のごみ収集、資源回収の停止により蓄積された生活ごみ、資源
- (オ) 使用済み携帯トイレ

ただし、(ア)～(ウ)は、災害廃棄物として、本節1の障害物の除去の計画によるものとし、この項では、(エ)・(オ)についての処理対策を計画する。

イ 処理対策

(ア) 方針

環境管理センター、資源選別所の施設被害状況及び道路被害状況を把握し、施設機能及び道路機能が回復するまでの間は、市民に対してごみ・資源を仮収集場所に排出するよう広報する。

(イ) 仮収集場所の設置

a 指定避難所

自主防災組織及び民間協力者の協力を得て、各施設の出入口近くで、車両の出入が可能なる場所に設置する。使用済み携帯トイレ収集場所については衛生面に配慮する。

b 通常のごみ収集、資源回収ができないとき

輸送路の確保できる場所を確認のうえ設置する。

(ウ) ごみの一時集積

災害の発生によりごみの排出が大量で、その処理が困難な場合は、一時集積場所を指定し搬送を行う。

一時集積場所の予定地は、公用地及び基地周辺緩衝地帯とするが、具体的な選定に際しては次の点に留意し、選定を行う。

- a 他の応急対策事業に支障のないこと
- b 環境衛生に支障がないこと
- c 搬入に便利なこと

(エ) ごみの搬送方法

仮集積所から一時集積場所までの搬送は、担当部が行う。

担当部は、直営及び委託会社の協力による車両を適宜配車し、災害発生の日から早期に収集、搬送を完了する。

(オ) 一時集積場所の消毒

ごみの一時集積場所は、定期的な消毒を実施する。

(カ) ごみの焼却処理

- a 原則として、可燃物は環境管理センターで処理する。
- b 近隣の被災状況に応じて、他市の処理場での処理を依頼する。

5 防疫及び保健衛生

災害により感染症等の疾病の発生が多分に予想されるので、被災地域の環境衛生保持の万全と健康維持を期するため、防疫及び保健衛生活動を実施する。

活動に際しては、市単独では困難なため、厚木保健福祉事務所大和センター等関係機関に協力を要請し、適切に進める。

(1) 防疫活動

防疫活動は、市が保健福祉事務所と連携して実施する。

また災害の状況によって、実施が困難と判断した場合は、県知事に対して応援を要請する。

ア 防疫体制の確立

被災地域、被災状況等を迅速に把握し、状況に応じて消毒担当班等を編成し、また被災者に薬剤を配布して自主防除を指導する。

防疫器具、薬品等の確保については、協定締結業者、卸売業者等から調達するほか、県に対し供給を要請する。

イ 感染症対策

活動については、保健福祉事務所との連携を図り実施する。また必要に応じて次の措置を講ずる。

- (ア) 被災地における感染症発生状況の把握を行うとともに、収容施設の収容力を確認する。
- (イ) 手指の消毒等必要な指導、アルコール系消毒液の配布を行う。
- (ウ) 感染症が発生したときは、専用自動車により感染患者、保菌者を搬送し収容する。
搬送後は災害対策本部を経由して保健福祉事務所に報告する。
- (エ) 感染症発生箇所の消毒を実施する。
- (オ) 防疫上必要と認める場合は予防接種を実施する。
- (カ) 広報を実施する。

ウ 消毒の実施

被災により環境衛生が悪化し、保健衛生上、消毒の必要が生じる場合は、次の地域から優先して実施する。

- (ア) 感染症が発生した地域
- (イ) 浸水地域、その他衛生条件が良好でない地域
- (ウ) 指定避難所のトイレ、応急し尿処理場所、その他不衛生な場所
- (エ) 廃棄物仮置場及び廃棄物の処理が間に合わず、路上等に堆積された場所
- (オ) そ族、昆虫が大量に発生した場所

消毒の実施にあたっては、消毒剤の配布を行うとともに、法令の定めるところに従って行う。

(2) 保健衛生

ア 衛生活動

(ア) 被災者に対する衛生指導

保健福祉事務所と連携して被災地、特に避難所等においては、生活環境を確保するため、被災住民等に対して常に良好な衛生状態を保つように、衛生管理、消毒、手洗いの励行等を指導する。また必要に応じて、食中毒を防止するため、必要な措置を県に依頼する。加えて、避難の長期化等の必要に応じて、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、ごみ処理の状況など、衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じる。

イ 保健活動

(ア) 被災者に対する保健指導

医師や看護師等による巡回の頻度や暑さ・寒さ対策の必要性について考慮し、保健福祉事務所と連携して被災地、避難所等において、特に高齢者及び乳幼児を始めとした被災者の急性ストレス障害や心的外傷後ストレス障害などの「心の傷」をケアするため、精神科医や福祉関係者等の協力を得つつ、メンタルヘルスケアの相談を実施する。

6 災害廃棄物の処理

被災地の応急対策や復旧・復興の円滑な実施を図るため、建物の焼失、倒壊及び解体により発生する廃木材並びにコンクリートがら等の災害廃棄物を適正に処理する。

7 ペットの管理

(1) 飼主の義務

ペットは、原則として動物飼育者が管理を行う。飼主は、災害時に備えて、ペットのしつけ、健康管理、迷子にならないための対策、ペット用の避難用品、備蓄品の確保等の対策を行う。

(2) 市の取り組み

ア 感染症等の予防

市は、被災地におけるペットの保護、人畜共通感染症の予防及び動物による咬傷事故等を予防するため、必要に応じて獣医師会、動物愛護協会、ボランティア等に協力を求め、被災動物の保護収容等の措置を講ずる。

イ 避難生活施設

市は、災害時に備えてペットの飼主が平時から備えておくべき事項等の普及啓発と避難生活施設におけるペットのためのスペース確保に努める。

8 安否情報の提供

被災者の生死や所在等に関する情報は、災害発生時に被災地にいた者の安否を案ずる親類縁者等にとって極めて関心の高い情報であり、あらゆる災害の発生時において最もニーズの高い情報の一つである。

市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

9 災害相談・広聴対策

被災者から寄せられる生活上の不安や要望等に応えるため、県の協力を得て臨時相談所を開設する。女性や外国人も相談しやすい窓口の設置など、被災市民の様々な相談に対応する体制を整え、市民の生活再建が円滑に進むよう努める。

(1) 災害相談

ア 臨時災害相談所の開設

(ア) 開設時期

災害対策本部の決定により設置する。

(イ) 開設場所

災害の規模や現地の状況を検討して決定するが、原則として避難生活施設単位に設置することとし、設置が難しいときには巡回相談を行う。

イ 相談業務の内容

(ア) 行方不明者の捜索等に関すること

(イ) 避難生活、救援食料・水・生活必需品等の問合せ

(ウ) 被災住宅の修理、応急仮設住宅のあっ旋に関すること

(エ) 被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定に関すること

(オ) 医療に関すること

(カ) 生業資金のあっ旋、融資に関すること

(キ) 法律相談等各種専門相談

ウ 相談員

相談内容に幅広く対応できるよう職員のみならず、関係機関及び弁護士等の専門家の協力のもと、広域的かつ総合的に行うとともに、外国人への対応についても配慮する。

(2) 臨時災害相談所における広聴活動

防災関係機関と協力し、総合的に市民の被災及び復旧に係る相談、要望等を聴取する。

市民の意向が復旧計画に反映されるよう、聴取した要望については、関係部及び防災関係機関に連絡する。

資料

6-1 災害時における各種協定一覧

9-4 災害救助法による災害救助基準

第22節 ライフライン施設の応急対策（上下水道・電気・ガス・電話・鉄道）

ライフライン関係施設の応急対策については、それぞれの機関の計画によるところであるが、災害により関係施設に被害が生じた場合、市はライフライン各機関に対して応急対策活動を依頼するとともに、それぞれの機関と協力して、その機能の早期回復を図る。

1 上水道施設応急復旧対策

上水道事業者は、あらかじめ定められた災害時の対策計画に基づき、被災した水道施設の応急復旧を速やかに実施する。

（県営水道）

なお、一日でも早く通水を図るために、恒久的な復旧作業については、混乱継続期以降に本復旧計画を策定して実施するものとし、ここでは、応急復旧対策について、次の手順を目途として実施する。

（1）要員の確保

「水道施設風水害等災害対策計画」に基づき、被災状況調査及び応急復旧要員等の確保を図る。

（2）被災状況調査の実施

大和市管工事協同組合の協力を得て、管内の主要送配水管を中心に管路パトロールを実施し、水道施設の被災状況を把握する。

（3）応急復旧計画の策定

被災状況の全容を把握したのち、緊急度、市民に及ぼす影響の度合いの軽減並びに送配水システムを考慮した応急復旧計画を策定する。

（4）水道工事業者等への協力要請

応急復旧工事に必要な資機材並びに人員の調達・復旧工事の実施等については、応急復旧の協力に関する県営水道との協定に基づき管工事協同組合・一部土木工事業者・資材メーカー等に協力を要請する。

（5）広報

水道施設の損壊等によって広範囲にわたり大規模断水が発生、あるいは発生のおそれがあり市民生活に著しい影響が及ぶものと認められる場合には、県営水道はホームページ等による断水広報を実施するとともに、市の防災行政無線の利用等により市民に対して応急復旧の見通しや影響区域など、速やかに必要な情報の提供を図るものとする。

（6）被災した水道管等の応急復旧

応急復旧は浄水場及び配水池からの主要送配水管を優先し、次に中小口径、道路内にある一般家庭等への供給管、さらには宅地内の給水管へと順次移行し実施する。

ただし、被災状況等の問題その他の理由によって応急復旧を実施せずに、混乱継続期以降の本復旧に委ねる場合がある。

（7）仮設配水管の設置

迅速な水の供給を図るため、道路管理者・警察署等の了解を得て、状況により露出配管を

含めた一時的な応急配水管の設置を検討する。又、必要に応じて応急給水口（給水口付空気弁・消火栓）を設けるとともに臨時給水栓を設置する。

2 下水道施設応急対策

下水道管理者は、災害が発生した場合において、下水道施設を速やかに復旧するため、あらかじめ定められた災害対策計画に基づき直ちに緊急調査、施設の点検等を実施するとともに、排水機能に支障又は二次災害のおそれのある施設については、緊急措置を講じる。

また、緊急措置と併行して応急調査を行い、下水道施設全体の被災状況を把握し、応急復旧計画を策定のうえ応急復旧工事を行う。

（1）要員の確保

下水道管理者は、あらかじめ定められた計画により要員の確保を図る。また市限りで処理できない場合は、他機関に応援を要請する。

（2）応急復旧用資機材の確保

応急復旧活動を円滑に行い、下水道施設の機能を維持するため、必要な資機材を備蓄するとともに、被災状況に応じた応急復旧用資機材の確保に努める。

（3）応急復旧

応急復旧活動は、関係機関の協力を得て行い、その応急復旧に対する判断基準は、次のとおりとする。

ア 下水処理場

施設に被害が生じた場合は、排水、処理能力を維持するために、総力をあげて復旧する。

イ 管きよ施設

管きよの復旧作業は、管の破損、陥没等による閉塞に伴う排水不良箇所の復旧を優先し、継手の目地ずれ、管のクラック等については、排水が可能な限り、他の排水不良箇所の復旧を優先する。

ウ マンホール施設

排水に支障が生じている箇所及び崩壊の危険性のある箇所を優先的に修理補強する。

エ 取付管等

取付管については、埋設深度が浅く被害が多く発生することが予想されるが、埋設した道路の交通に重大な影響を与えている場合を除き、本管施設の復旧を優先する。復旧方法については、布設替え又は仮設排水で対応する。

（4）広報

施設の被害状況及び復旧見込等に関して積極的に市民に情報を提供して、利用者の生活排水に関する不安解消に努めるとともに、必要に応じて下水道法（昭和33年法律第79号）第14条に基づく使用制限を行う。

3 電気設備応急対策

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速・適切に実施する。

（東京電力パワーグリッド株式会社相模原支社）

(1) 非常態勢の区分と対策支部の設置

非常災害の発生が予想されるとき又は発生した場合の情勢に応じ、非常災害対策支部を設置して必要な態勢を整えるものとする。

(2) 対策要員の確保

応急対策に必要な人員をあらかじめ定める。また、協力会社の応援体制を整えておく。

(3) 情報の収集、連絡

災害が発生した場合は、以下の情報を迅速かつ的確に把握する。

ア 一般情報

(ア) 気象、地震情報

(イ) 一般被害情報

一般公衆の家屋被害情報及び人身災害発生情報並びに電力施設等を除く水道、ガス、交通、通信、放送施設、道路、橋梁等公共の用に供する施設をはじめとする当該受持区域内全般の被害情報

(ウ) 対外対応状況

地方公共団体の災害対策本部、官公署、報道機関、需要家等への対応状況

(エ) その他災害に関する情報（交通状況等）

イ 当社被害情報及び東京電力グループ被害状況

(ア) 電力施設等の被害状況及び復旧状況

(イ) 停電による主な影響状況

(ウ) 復旧資材、応援隊、食料等に関する事項

(エ) 従業員の被災状況

(オ) その他災害に関する情報

(4) 災害時における危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても原則として供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、送電停止等適切な危険予防措置を講じる。

(5) 災害時における復旧資材の確保

ア 予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は現地調達、他支社との相互の流用、他電力会社等からの融通により確保する。

イ 復旧資材の輸送は、あらかじめ契約している取引先の車両等により行う。

ウ 災害時において、復旧資材置場及び仮設用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体の災害対策本部に依頼して、迅速な確保を図る。

(6) 復旧順位

災害復旧の実施にあたっては、原則として人命にかかわる箇所、官公署、報道機関、避難場所等を優先するが、各設備の被害状況や復旧の難易を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから行うものとする。

(7) 災害時における広報宣伝

感電事故並びに漏電による出火の防止及び電力設備の被害状況、復旧予定等について必要に応じて、テレビ、ラジオ、新聞、SNS、インターネット等を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。

4 都市ガス施設応急対策

非常事態が発生した場合には東京ガスネットワーク㈱は次のとおり実施する。

（東京ガスネットワーク㈱）

（1）情報の収集

災害が発生した場合、気象庁の発表する情報、ガス施設等被害状況及び復旧状況を迅速・的確に把握する。

（2）災害時における応急工事

非常事態発生後、可能な限り迅速・適切に施設及び設備の緊急点検を実施するとともに、被害状況等を把握し二次災害の発生を防止する。

（3）危険予防措置

ガス漏えいにより被害の拡大のおそれがある場合には、避難区域の設定、火気の使用禁止、ガス供給停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

（4）復旧作業の実施

ア 製造設備の復旧作業

被害を受けた製造設備は、復旧計画に基づき速やかに復旧する。

イ 供給設備の復旧作業

供給設備の復旧作業は、二次災害の発生防止に万全を期しつつ、次の手順により行う。

（ア）高・中圧導管の復旧作業

- a 区間遮断
- b 漏えい調査
- c 漏えい箇所の修理
- d ガス開通

（イ）低圧導管の復旧作業

- a 閉栓作業
- b 復旧ブロック内巡回調査
- c 被災地域の復旧ブロック化
- d 復旧ブロック内の漏えい検査
- e 本支管・供給管・灯外内管の漏えい箇所の修理
- f 本支管混入空気除去
- g 灯内内管の漏えい検査及び修理
- h 点火・燃焼試験（給排気設備の点検）
- i 開栓

（5）広報活動

災害発生時には、その直後、ガス供給停止時、復旧作業中、その他必要な場合において、その状況に応じた広報活動を行う。

広報については、テレビ・ラジオ・インターネット・新聞等の報道機関を通じて行うほか、必要に応じ直接当該地域へ周知する。また地方自治体等の関係機関とも必要に応じて連携を図る。

5 電話（通信）施設等応急対策

災害時における通信の途絶は、災害応急活動の阻害原因となるとともに、被災地及び被災住民に対する情報の提供を欠き、社会的混乱のおそれを生ずるなどその影響が大きいことから、通信の確保に向け全力をあげ取り組む。

（N T T 東日本）

《電話(通信)の確保》

(1) 災害対策本部の設置

N T T 東日本は大規模な災害が発生した場合には、災害対策本部を設置し、情報の収集伝達及び応急対策が実施できる体制をとる。必要に応じて社外関係機関と応急復旧に向けた措置方法等に関する連絡をとる。

(2) 情報連絡体制

社会活動等に重大な支障を及ぼす事故又は故障が発生した場合及び災害等により、被害が発生又は予想される場合に速やかに情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達に当たる。

(3) 災害用伝言ダイヤル「171」等の運用

災害発生直後は、電話が混み合い被災地との安否確認等が困難になる場合が考えられるため、N T T 東日本は災害用伝言ダイヤル「171」、災害用伝言板「web171」等の運用を開始する。なお、運用開始については報道機関(テレビ、ラジオ等)を通じて知らせる。

《電話（通信）の応急措置》

(1) 設備、資機材の点検及び発動準備

災害の発生とともに、次のとおり設備、資機材の点検及び発動準備を行う。

- ア 電源の確保
- イ 移動無線車・衛星車載車の発動準備
- ウ 予備電源設備、移動電源車等の発動準備
- エ 交換所等の防災設備の点検
- オ 工事用車両、工具等の点検
- カ 保有資材、物資の点検
- キ 建物内外の巡回、点検による被害状況の把握

(2) 応急措置

- ア 災害等により電気通信サービスが停止又は通話が著しく輻輳した場合は、重要通信を確保するため、通話の利用制限等の措置を行う。
- イ 災害救助法が適用される規模の災害等の発生に伴い、広域停電が発生している場合、公衆電話の無料化措置を行う。
- ウ 罹災者が利用する避難生活施設に災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置に努める。

(3) 電気通信サービスの復旧順位

重要通信の確保に留意し、災害等の状況、電気通信設備の被災状況に応じ、以下に示す復旧順位を参考とし、適切な措置をもって復旧に努める。

【電気通信設備及び回線の復旧を優先する機関等】

第1順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係がある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関
第2順位	ガス・水道の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社・通信社・放送事業者及び第1順位以外の国又は地方公共団体
第3順位	第1順位及び第2順位に該当しないもの

6 鉄道施設等応急対策

災害により鉄道施設に被害があった場合は、二次災害の発生を防止し、速やかに応急復旧を行い、利用者の安全確保と災害時の輸送機関としての機能を維持する。

(東急電鉄株)

(1) 災害時の体制

災害発生時は、異常時対策規程に基づき、人命救助を第一とし、かつ被害を最小限にとどめ、鉄道事業を早期に復旧するよう努める。

(2) 強風時の取扱い

風速 30m/s 以上は、運転中止。

ア 運輸司令所長の取扱い

(ア) いずれかの風速計が規制値に達したとき、当該線区全線に対して運転中止（地下区間を除く）を指示する。

(イ) 列車等を危険な箇所から退避させる等のやむを得ない理由があるときは、速度 15km/h 以下の運転を指示する。

(ウ) 規制値に達した風速計が 25m/s 未満を 5 分間継続し、更に強風が弱まると見込めるときは、確認対象駅の駅長に対して、当該駅構内におけるホーム、線路、架線等（以下、「運転に関わる施設等」という）の点検を指示する。

(エ) 運転中止の解除は、当該線区の風速計が解除基準に達し、確認対象駅の駅長より運転に関わる施設等に異常がない旨の報告を受けたのち、運輸司令所長の判断とする。

(オ) 運転再開時は、規制値に達した風速計に対する確認区間に進入する上下初列車の乗務員に、進出まで 25 km/h 以下の注意運転を指示、運転が危険と認めたときは直ちに停止し状況を報告するよう指示する。

イ 運転士の取扱い

(ア) 運転士は、運輸司令所長から運転中止の指示を受けたときは、通過・停車に関わらず速やかに最寄駅にて停止する。最寄駅までの運転が危険と認めたとき、もしくはやむを得ず駅間に停止するときは、できる限り地形等を考慮して安全な箇所に停止し、その状況を運輸司令所長に通報する。また、留置車両に対しては転動防止措置を行う。

(イ) 運転再開時、運輸司令所長より確認区間を 25 km/h 以下で注意運転するよう指示を受けたときは、進路等の状態に注意して進行し、異常の有無を運輸司令所長に通報する。なお運転が危険と認めたときは直ちに停止し、状況を運輸司令所長または駅長・区長に通報する。

ウ 車掌の取扱い

(ア) 運輸司令所長から運転中止の指示を受けたときは適切な車内放送を行い、旅客の混乱を防止する。また、通過駅に停止したときの開扉操作は、運輸司令所長の指示により行うものとし、運転再開時は規制区間および要注意箇所の有無について運転士と相互確認する。また、線路等の状況に注意し、運転が危険であると認めたときは運輸司令所長または駅長・区長に通報し、運転士と打合わせのうえ適切に取扱うものとする。

エ 駅長・区長の取扱い

運輸司令所長から運転見合わせの指示を受けたとき、または目測により列車等の運転が危険と認めたときは、列車等の発着または通過を見合わせる。また、駅施設等の状態について点検を強化する。

(3) 大雨時の取扱い

時間雨量 50mm 以上、かつ総雨量 300mm 以上で運転中止。

ア 運輸司令所長の取扱い

(ア) いずれかの雨量計が規制値に達したときは、当該線区全線に対して運転中止を指示する。

(イ) 列車等を危険な箇所から退避させる等のやむを得ない理由があるときは、速度 15km/h 以下の運転を指示する。

(ウ) 運輸司令所長は、規制値に達した雨量計が解除基準に達したときは、運転士に対し、試運転列車により先行列車位置まで速度 25km/h 以下での走行確認、保線区係員による添乗確認を実施する旨を指示する。

(エ) 運転中止線区の駅長に対し、管轄区域における運転に関わる施設等の状態確認を指示する。

イ 運転士の取扱い

(ア) 運転士は、運輸司令所長より運転中止の指示を受けたときは、通過・停車に関わらず速やかに最寄駅にて停止する。

(イ) 運輸司令所長より、規制値に達した雨量計が解除基準に達し、試運転実施の指示を受けたときは、指示された場所まで速度 25 km/h 以下にて特段の注意を持って運転し、その結果を速やかに運輸司令所長に報告する。

(ウ) 前項の場合、指定区間を担当する場合は、指定駅にて保線区係員の添乗を確認のうえ運転する。

(エ) 異常を発見したときは、直ちに停止しその状況を運輸司令所長に通報する。

ウ 車掌の取扱い

(ア) 運輸司令所長より運転中止の指示を受け停止したときは、適切な車内放送を行い、旅客の混乱を防止する。また、通過駅に停止したときの開扉操作は、運輸司令所長の指示により行うものとする。

(イ) 運輸司令所長からの指示による試運転実施中は、線路状況等に注意し、異常を認めた場合は直ちに列車を停止させ、その状況を運輸司令所長に報告する。

エ 駅長・区長の取扱い

(ア) 運輸司令所長より、運転に関わる施設等の状態確認の指示を受けたときは、直ちに管轄区域における運転に関わる施設等の状態確認を行い、異常の有無を運輸司令所長に報告する。

(小田急電鉄株)

(1) 警戒体制

ア 異常気象警戒本部の設置

気象庁より異常気象に対する注意報又は警報が発令されたときは、「異常気象事前警戒基準」に基づいた警戒体制をとる。

イ 異常気象時の運転取扱

(ア) 運輸司令所長は、当社が設置した風速計、雨量計の計測値を基に、全線の降雨状況及び風速状況を把握し、区間を指定し運転規制を実施する。

(イ) 風速が激しい場合は、「風速が激しい場合の取扱」に基づき風速計の計測値によって定められた運転規制を実施する。

(ウ) 降雨の激しい場合は、「降雨時の取扱」に基づき雨量計の時雨量及び連続雨量の計測値によって定められた運転規制を実施する。

(2) 災害発生時の体制

災害が発生した場合は、社内制定の「危機管理規則」に基づき、本社に総合対策本部、また、状況により災害発生現場等に現地対策チームを設置し、被害状況を把握するとともに、人命救助、被害の拡大防止、復旧活動及び広報活動を行う。

(3) 災害発生時の初動措置

ア 非常召集

災害が発生し、総合対策本部及び鉄道現地対策チームを設置する場合は、既定の「連絡および非常招集系統」により関係従業員の非常召集を行う。

イ 応急措置

被災地の当該現業長は、現地対策チーム長が到着するまでの間、災害現場の状況を的確に把握し、人命を最優先とする応急措置を行う。

ウ 初期消火及び火災制御活動

社内規則の「防火管理規則」に基づき、初期消火及び火災防御活動を行う。

(4) 避難誘導

ア 構内放送等により状況を説明し、混乱防止を図るとともに、必要に応じて広域避難場所又は安全な場所と思われる避難場所（駅前広場、運動場等）への避難を案内する。

イ 災害の規模に応じて安全な場所に列車を停車させる。

また、更に車内が危険であると判断した場合は、車内放送等により旅客に対して、降車及び避難場所への避難を案内する。

(相模鉄道株)

(1) 災害対策組織

ア 各種体制の発令基準は「事故・災害等対策規則」に定める。

特別非常体制及び非常体制が発令された場合は、本社内に災害対策本部を設ける。

(2) 風水害時の取扱い

ア 運輸司令長の取扱い

(ア) 雨量計において1時間雨量 40mm 又は総雨量 200mm のいずれか一方を観測した場合及び風速計において風速 20m/s を観測した場合

a 関係する運転規制区間を運転する列車に対し、注意運転を行うよう指令する。

b 1時間雨量及び風速が規制値を観測し注意運転を指令した場合で、その後10分間継続して規制値を観測しなかったときは、通常運転に復するよう指令する。

c 総雨量が規制値を観測し、注意運転を指令した場合で、その後1時間継続して、1時間雨量が2mm以上を観測しないときは、通常運転に復するよう指令する。

(イ) 雨量計において1時間雨量 40mm 及び総雨量 200mm を観測した場合

a 雨量計に関係する運転規制区間の列車を一時見合わせるよう指令する。

b 運転見合わせ後、1時間継続して1時間雨量が2mm以上を観測しなかった場合は、運転規制区間については注意運転を行うよう指令する。

c 運転再開後、保線区長から運転規制区間を通常運転しても支障がない旨の報告を受けた場合は、通常運転に復するよう指令する。

(ウ) 風速計において風速 25m/s を観測した場合

a 風速計に関係する運転規制区間の列車の運転を一時見合わせるよう指令する。

b 運転見合わせ後、10分間継続して風速 25m/s を観測しなかった場合は、当該区間は注意運転を行うよう指令する。その他の区間については、通常運転とする。

c 注意運転再開後、10分間継続して風速 20 m/s 以上を観測しなかった場合は、当該区間は通常運転に復するよう指令する。

(エ) 運輸司令長は、規制値に達しない場合においても、この基準の定めによることなく、全列車に対して運転中止又は運転速度の規制を実施することができる。この場合、運転規制の解除又は緩和は、前各項に準じて取り扱う。

第23節 文教対策

災害により学校施設等が被害を受け、若しくは児童、生徒等（以下「児童等」という）が被災し、正常な教育を行うことができない場合の応急教育等の実施の措置について定める。

風水害については、天気予報や気象情報など、事前の情報収集等が非常に重要となる。登校前に、教育委員会や学校で定める臨時休業に該当する警報などが発表されている場合には、児童等の安全確保のため、臨時休業の措置を講じることを原則とする。また、児童等の在校時における下校の判断は、様々な情報を踏まえ、早い段階で決定し、実施する。

応急教育の円滑な実施を図るため、教職員並びに教育施設、教材等を早期に確保する。また児童等の状況把握と連絡体制を整えておく。学校が地域の避難生活施設となる場合の留意事項についても定める。

1 児童等の保護対策

(1) 学校長（以下「校長」という）の対応

ア 校長は、市教育委員会と連絡を取るとともに教職員を動員し、防災計画に基づき、対策本部を設置し、情報等の把握（登校時以外の児童等の状況確認を含む。）に努め的確な指揮に当たる。

イ 校長は、児童等の生命・身体の安全確保を図り、安全が確保されるまでは学校で保護する。なお、公共交通機関の運行中止により保護者が帰宅できないことも想定されることから、児童等の帰宅に際しては、保護者及び代理人へ引き渡すことを原則とし、学校で児童等の安全確保に努める。また必要に応じて所在の不明な児童等の捜索を依頼する。

被災の状況により児童等を帰宅させることが困難と判断したときは、学校等で保護し、校長が状況を判断し下校に危険のおそれなくなったときに、速やかに帰宅させる。

ウ 校長は、市教育委員会に避難誘導等の状況を速やかに報告する。

エ 休校措置を決定した場合、児童等への迅速・確実な連絡に努める。

(2) 教職員の対処・指導基準

ア 学級担任等は、あらかじめ決められた方法で、児童等の安全確保を図った後、状況に応じて避難誘導を行う。

イ 安全な場所への避難、誘導に当っては、氏名、人員、異常の有無等を把握し、的確な指示を行う。

ウ 障がいのある児童等については、介助体制などの組織により対応する等、十分配慮する。

エ 学級担任等は、児童等を安全な場所に避難、誘導した後に出席簿等に基づき再度、氏名、人員を確認する。

オ 児童等の保護者への引渡しについては、あらかじめ決められた引渡しの方法で確実に行う。

カ 保護者等への引渡しができない児童等については、氏名、人員等を確実に把握し引き続き保護する。

キ 学級担任等は、保護した児童等及び所在の不明な児童等の名簿を作成して校長に提出するとともに、所在不明な児童等の確認に努める。

ク 児童等の安全を確保したのち、本部の指示により防災活動に当たる。

ケ 幼稚園、保育所等については小・中学校に準じる。

(3) 在校時以外に発災した場合

ア 休日、休業中等に災害が発生した場合は、校長は直ちに勤務に服し、災害の状況把握に努める。なお、交通機関等が不通の場合には、学校近くの教職員に連絡を取り、極力状況の把握に努める。

イ 災害が発生した場合の適切な措置については、各校長が事前に定めた応急計画に基づき行う。

ウ 被害状況により休業措置を決定した場合には、学級連絡網によって児童・生徒へ連絡する。なお、通信途絶等の場合には防災行政無線や広報車で周知する。

2 応急教育対策

(1) 被害状況の把握及び報告

校長は、教職員を動員して、児童等、教職員及び施設の被害状況を把握し市教育委員会等に報告する。また教育委員会は災害対策本部に報告を行う。

(2) 教育施設の確保等

市教育委員会は、教育施設の被災により授業が長期間にわたって中断することを避けるため、被災した教育施設の被害箇所及び危険箇所の応急修理を実施し教育施設の確保に努めるとともに、次により施設の効率的な利用を図る。

ア 軽微な被害箇所及び危険箇所は、早急に修理を行う。

イ 被災を免れた公立学校を相互に利用する。

ウ 修理が不可能な場合には、仮設（プレハブ等）校舎等の設置を行う。

エ 上記によっても不足を生じる場合は、公共施設を利用する。

(3) 教職員の確保

市教育委員会は、教職員の被災等により応急教育を実施するための教職員に不足を生じた場合は、県教育委員会の了承を得て、補充教員の臨時的任用又は一時的な教職員の編成替え等により必要な教職員の確保に努めるとともに、確保が困難な場合は、県教育委員会に対して応援要請を行う。

(4) 学用品の給与

ア 災害救助法が適用された場合には、同法の基準に基づき学用品の給与を行う。

同法が適用されない場合には、災害の規模範囲及び被害の程度等により、災害救助法の基準に準じた給与を行う。

この場合、市教育委員会は、調達及び支給にあたっては校長と協議する。

【災害救助法による基準給与の額】

種別	区分	全壊（焼）、流出半壊（焼）又は床上浸水による喪失又はき損	
	対象	小学校	中学校
教科書及び教材代		実費（現物給付）	実費（現物給付）
文房具・通学用品代		災害救助法の規定による。	

イ 給与の期間

被災した児童等に対する学用品の給与は、教科書及び教材については災害発生の日から1ヶ月以内、文房具及び通学用品については15日以内に完了する。

(5) 給食

ア 給食の実施方法

学校施設を避難生活施設として使用した場合、給食調理場等給食施設は、応急炊き出し給食用施設として利用され、通常給食施設としての使用ができなくなる。したがって、児童等の給食は、災害時の応急炊き出し用食料と同様な配給を受け、給食を実施する。

(6) 応急教育の実施

災害時において、学校教育の実施に万全を期するため、市教育委員会は施設の被害の程度及び復旧の状況、学校施設を避難生活施設に供している状況、教職員の確保状況、児童等及び児童等の家族の被災の程度、交通機関や道路の復旧状況等を勘案して、校長と協議し教育長の判断にしたがって次の方法により行う。

ア 施設が被災し又は避難生活施設となっている場合

(ア) 施設の一部が被災し又は避難生活施設として使用され、若しくは応急危険度判定の結果により授業に使用することができない場合は、残存する安全な校舎等を使用して学級合併授業等の方法により授業を実施する。

(イ) 施設の使用が全面的にできなくなったが、数日で復旧又は使用できる見込みのある場合は臨時休校の措置を取り、その期間中は学習内容、生活指導など臨機の方法により行う。

(ウ) 施設の被害が甚大であり、復旧に長期間を要するか使用が可能となるまでに長期間を要する場合は、2(2)の「教育施設の確保等」により行う。

イ 道路、交通機関が被災した場合

道路、交通機関が被災したことにより、登下校に時間を要する場合は、児童等の登校状況に応じて、始業及び終業時間の変更、臨時休校、短縮授業の実施等、臨機の措置により実施する。

ウ 児童等が被災した場合

児童等が避難のため居住地を離れた場合は、避難先学区の学校に入学させ授業を受けさせる。また集団避難した場合は避難先地区の学校を指定し、合併授業等の措置をとり授業を受けさせる。このため、市教育委員会は、児童等の調査を行う。

3 市立小中学校が避難生活施設となる場合の留意事項

(1) 避難生活施設の管理運営は、避難生活施設運営委員会が担い、その構成員が主として行う。

この場合、校長及び教職員はその運営管理に協力する。

- (2) 校長は、避難所従事者に避難生活施設として使用する部分の明確化と使用禁止部分への立入禁止の措置の徹底を指示し、その措置の実施に協力する。
- (3) 避難生活が長期化する場合においては、応急教育活動と避難活動との調整について市と必要な協議を行う。
- (4) 校長は、応急教育の実施に伴い他校との調整を必要とする事項については、市教育委員会と協議する。

4 私立学校

私立学校の設置者は、この文教対策を参考にして、それぞれの責任の範囲において応急教育を実施する。

5 応急保育の実施等

担当部長は、市立保育園長からの報告を基に応急保育の実施を検討する。実施にあたっては、保育する施設について適切な場所を選定するとともに、保護者の意向を確認して行う。

資料

9-4 災害救助法による災害救助基準

第24節 災害ボランティアの活動支援

災害応急対策を迅速かつ適切に実施するとともに、被災者の多種多様なニーズに的確に対応するためには、市及び防災関係機関等の対策と民間団体等の自主的な支援活動との十分な連携が望まれる。

市は、災害ボランティアの活動が円滑に図られるよう支援に努める。

1 業務内容

災害ボランティアとして活動する業務の内容は、次のようなものが考えられる。

- (1) 生活支援に関する業務（一般ボランティアが行う業務）
経験や資格を問わない業務で、炊き出し、救援物資等の仕分け・搬送、清掃、その他災害時に必要となる業務。
- (2) 専門的な知識・技術を要する業務（専門ボランティアが行う業務）
一定の経験や資格を必要とする業務で、看護業務、アマチュア無線の通信業務、被災宅地危険度判定業務、重機操作、メンタルヘルスケア、その他災害時に専門的な知識・技術が必要な業務。

2 ネットワークの整備

市は、平常時から社会福祉協議会、ボランティア団体等と連携を図るとともに、県及び他の市町村のボランティア関係機関と情報の交換等を通じて連携体制を整備し、災害時に効果的にボランティア活動が行われるよう環境条件の整備に努める。

3 支援体制の整備

災害が発生し、災害対策本部が設置された場合において、避難所等におけるボランティア活動に関する情報を統括、管理し、ボランティアの配置調整などを支援するため、災害ボランティアセンターを設置する。

この災害ボランティアセンターは、市と社会福祉協議会、ボランティア団体等で組織し運営する。

また、平常時においても災害時に対応できるネットワークづくりに努めるとともに、災害時のボランティア活動の普及、啓発に努める。

4 災害ボランティアセンターの役割

災害ボランティアセンターの役割は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 県のボランティア関係機関及びボランティア活動拠点施設との連絡調整
- (2) 被害状況等の情報の収集、提供
- (3) ボランティア活動拠点施設等を通じたボランティアニーズとボランティアの活動状況の把握
- (4) ボランティア活動拠点施設間のボランティアの配置調整
- (5) ボランティア活動の申出者に対する相談、情報提供等
- (6) ボランティア活動保険未加入者の加入手続
- (7) ボランティア活動拠点施設で必要とする資機材、物資等の調達、供給

5 海外からの支援受け入れ

市は国の非常（緊急）災害対策本部等が海外からの支援の受け入れを決定した場合には、災害対策本部で協議し、県と連携して、その受け入れと円滑な活動の支援に努める。

第25節 要配慮者・避難行動要支援者対策

高齢者、障がい者、病弱者、妊産婦、乳幼児及び外国人等は、災害発生時には迅速、的確な行動がとりにくくなると想定され、そのような意味から災害対応力の弱い「要配慮者」ということができる。

高齢化、国際化の進展等に伴い、要配慮者の増加する状況に適切に対処するため、市は、県及び関係機関と協力し、被災時の男女のニーズの違い等、男女共同参画の視点にも十分に配慮して必要な対策を講じる。

1 要配慮者・避難行動要支援者への避難支援

(1) 情報伝達

ア 情報の選択、内容

市は避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿等を活用して、着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるように避難に関する情報の伝達に当たっては、以下の点などに配慮する。

- (ア) 高齢者や障がい者等にもわかりやすい言葉や表現、説明などにより、一人ひとりに的確に伝わるようにする。
 - (イ) 情報伝達の方法等は避難行動要支援者ごとで異なることに留意する。
 - (ウ) 高齢者や障がい者に合った、必要な情報を選択して伝達する。
- (2) 避難支援
- ア 事前に名簿情報の提供を受けている避難支援等関係者は、個別避難計画などにに基づき避難行動要支援者の避難支援を行う。
- (ア) 避難支援等関係者等の安全確保
- 避難支援等関係者本人又はその家族等は、自身の身の安全を確保したうえで、避難支援を実施する。また、市は避難支援等関係者が安全確保に十分に配慮するように努める。
- (イ) 災害時の避難支援における守秘義務
- 名簿情報の提供を受けた者が、災害発生時に避難行動要支援者の避難支援等に必要な応援を得るため緊急に名簿情報を近隣住民等に知らせることは守秘義務違反には該当しない。
- イ 避難行動要支援者名簿の平常時からの提供に不同意であった者への避難支援
- (ア) 不同意者を含む避難行動要支援者名簿の提供
- 市は、現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命及び身体を保護するために特に必要があるときは、その同意の有無に関わらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に名簿情報を提供できる。
- (イ) 不同意者を含む避難行動要支援者名簿の提供先
- 前項の場合において、自衛隊の部隊や県警からの応援部隊など、他地域から避難支援等が受けられる場合は、それらの者にも必要に応じて名簿情報を提供する。
- (ウ) 不同意者を含む避難行動要支援者名簿の情報漏えいの防止
- 平常時から名簿情報を保有していない者に対して名簿情報を提供する場合には、市は、名簿情報の提供を受ける者に対して、避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共有、利用されないよう指導する。また、名簿の提供先が団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取り扱う者を限定するなど、情報漏えいの防止のために必要な措置を講じることを求める。さらに避難支援等関係者その他の者の避難支援が終了した際には、名簿情報の廃棄・返却等の必要な措置をとる。

2 要配慮者への生活支援

市は、要配慮者等の生活を支援するため、以下の対策を講じる。

(1) 避難生活施設等の運営

- ア 要配慮者に配慮したうえで避難生活施設等の運営に当たるものとし、緊急物資を優先的に提供するよう努める。
- イ 女性に配慮した避難生活施設等運営を行うため、避難生活施設運営委員会には複数の女性を参加させるように努める。
- ウ 女性や乳幼児に配慮した、授乳室、男女別更衣室、物干し場などの設置に努める。生理用品、女性用下着の女性による配布など、女性の生活環境を良好に保つとともに、安全性を確保し、女性や子育て家庭のニーズに配慮して避難生活施設等を運営する。

- エ 性犯罪や配偶者暴力等を防ぐため、女性相談窓口を設け、女性相談員などの配置や巡回を実施する。
- オ 外国人に対して、多言語及びやさしい日本語による情報の表示・表記と提供を行う。
- カ 通訳者又は通訳ボランティアを派遣し、災害情報の提供に配慮するとともに、外国人のニーズ把握のために、通訳者等による巡回を実施し、外国人の不安を軽減する。

(2) 要配慮者用施設の開設

自宅や避難所で被災生活をしている要配慮者のうち、特別な援護を必要とする要配慮者を対象に、あらかじめ指定した社会福祉施設等を要配慮者用施設として開設する。

(3) 要配慮者施設等への支援

要配慮者用施設の運営を支援するとともに、広域の社会福祉施設への入所等の措置が円滑に行われるよう、関係機関と調整を図る。

(4) 要配慮者の搬送

特別な援護を必要とする要配慮者については、救急隊及びその他関係機関の協力を得て、要配慮者用施設や広域の社会福祉施設等に搬送する。

3 応急住宅

(1) 応急仮設住宅

応急仮設住宅の建設については、本章第19節「生活確保対策」に定めるとおりであるが、県との協議により、次の事項に配慮するとともに入居については、要配慮者を優先とした入居認定基準とする。

ア 応急仮設住宅の建設にあたっては、要配慮者を含む世帯が偏らないように配慮する。

イ 高齢者世帯や障がい者等の要配慮者が居住する応急仮設住宅は、手すり等の付帯設備の設置や段差の解消などに努める。

(2) 住宅のあっ旋

応急仮設住宅に入居した要配慮者の健康状態、必要な介護状況を考慮し、県や周辺の地方公共団体の協力を得るとともに、公営住宅をはじめとした住宅のあっ旋を積極的に行う。

4 情報提供

(1) 市災害対策本部は、被災者への情報の提供のため、ファクシミリ、手話通訳、外国語通訳など要配慮者のための情報手段の確保に努める。

(2) 人工透析や分娩を必要とする者、難病患者などへ医療情報を提供する。

第1節 復興体制の整備

大規模災害後、迅速かつ的確に復興対策を実施するため、復興体制を整備する。

1 復興計画策定に係る庁内組織の設置

市は、県と連携し、復興に関わる総合的措置を講じ、速やかな復興を図るために、復興に関する事務等を行う災害復興本部を庁内に設置するとともに、当該本部内における復興計画の策定を進める担当部局において、既存計画（施策）との整合性の確保、庁内各部局の調整を行う。

2 人的資源の確保

本格的な復旧作業及び災害復興事業の実施のためには、通常業務に加えて膨大な事務執行が長期間にわたり必要になるが、被災職員による減員等により、特定の分野や職種において人員不足が予想される。そのため、特に人材を必要とする部門については、関係部局と協議・調整し、弾力的かつ集中的に人員配置を行うとともに、臨時職員等の雇用を行う。なお、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣にあたっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底し、会議室のレイアウトの工夫など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。

(1) 派遣職員の受け入れ

不足する職員を補うため、地方自治法、災害対策基本法、九都県市災害時相互応援に関する協定等に基づき、職員の派遣、又はあつ旋の要請を行い、職員を受け入れる。

また、「災害時における家屋被害認定調査等への協力に関する協定」に基づき、生活再建に係る各種支援の前提となる住宅等の被害の程度を認定する調査等への協力を、神奈川県土地家屋調査士会に要請する。

(2) 専門家の支援の受け入れ

災害後は、土地の測量、登記、建築、不動産評価などの土地に関する法律的な問題など、さまざまな問題が発生し、専門的なサービスの提供が求められることが予想される。そこで、こうした問題について、測量士、弁護士、司法書士、建築士、不動産鑑定士、税理士などの専門家に支援を要請し、支援を受け入れる。

(3) 情報提供と市民相談の実施

行政の行う施策のほか、復旧・復興期における輻輳する多種多様な情報を整理し、ホームページや広報紙等を利用して提供する。また、臨時相談窓口や電話相談窓口等を設置し、生活再建や事業復興の不安に対する相談に応じる。

第2節 災害復旧計画

被災後の市民生活、都市機能等の復興対策を迅速、かつ適切に実施するために、市域に関わるあらゆる被害状況を詳細に把握する。また、復興計画に基づき、国・県等との連携のもと早期の健全な回復を期する。

なお、復興計画については、県が作成する復興対策マニュアルに基づき作成することとし、また、同マニュアルに基づき、復興に係る事前の対策についても検討する。

1 災害復旧計画

災害復旧は、災害応急対策計画による応急復旧の終了後、再度災害による被害発生を防止するため、必要な施設の新設、又は改良を行う等の事業計画を速やかに確立する。また、民心の安定及び経済的、社会的活動の早期の回復を図るため、災害復旧は迅速に実施する。

災害復旧事業計画は、次のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業計画
 - ア 河川公共土木施設災害復旧事業計画
 - イ 道路公共土木施設災害復旧事業計画
- (2) 農林水産業施設災害復旧事業計画
- (3) 都市災害復旧事業計画
- (4) 上下水道災害復旧事業計画
- (5) 住宅災害復旧事業計画
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (7) 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画
- (8) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (9) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (10) その他の災害復旧事業計画

2 公共施設の復旧

市は、復興の円滑化のため、あらかじめ地籍、建物、権利関係、施設、地下埋設物等の情報や測量図面、情報図面等の各種データの整備保存並びにバックアップ体制の整備を行う。

また、公共土木施設管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ所管施設の資料の整理及び保存に努める。

3 環境に対する配慮

市は環境に配慮し、かつ迅速な災害廃棄物の処理体制の整備を進めるため、仮保管場所・最終処分適地、中間処理能力と人材等の確保を検討し、収集・運搬から再利用・最終処分までの機能的なシステムの確立に向け取り組んでいく。

4 市民参加による復旧

市は、市域の被災状況、地域の特性、関係公共施設の管理者の考え方等、市民の意見を踏まえ、迅速な現状復帰が、災害に強い都市づくりを目指す計画的復旧かを検討し、復旧・復興の基本方向を早期に決定できるよう、人的、技術的支援を行うとともに、財政的な援助を国と協調して進める。

第3節 復旧・復興に関する調査

市は、詳細に被災状況を把握し、市街地及び都市基盤施設の復旧・復興の基本方向の決定、応急住宅対策、生活再建支援など、復興対策及び復興対策に関わる応急対策を迅速・的確に行うため、復興に関する調査を行う。

1 建築物の被災状況に関する調査

市は、応急復旧対策、復興対策を効果的に行うために、全壊、半壊といった被災地全体の建築物の被災状況調査を行い、その結果を整理して県に報告する。

2 都市基盤復興に係る調査

(1) 公園・緑地等の被災状況調査

市は、県と連携し、広域避難地や応急仮設住宅用地となる公園・緑地等の被災状況を調査する。

なお、借地公園等を応急仮設住宅用地とする場合には、その可否について地権者の確認を行う。

(2) その他都市基盤復興に係る調査

市は、県と連携し、下水道施設等の被害調査や、災害廃棄物の状況について調査する。

3 応急住宅対策に関する調査

応急仮設住宅等の住宅対策について、迅速な意志決定や適切かつ計画的な住宅供給を行うための調査を行う。

(1) 応急仮設住宅必要戸数の把握

市は、家屋の被害状況調査、建設戸数調査を行い、応急仮設住宅必要戸数を把握するとともに、県に報告する。

4 生活再建支援に係る調査

(1) 罹災証明用住宅被災状況調査

市は、災害見舞金を支給するために必要な罹災証明を発行するため、「全壊、焼失、半壊建築物数及びデータ」等を基に、罹災証明の根拠となる住宅の被災状況を把握するとともに、情報が不足している地域等については補足調査を行う。

(2) 被災離職者に係る調査

雇用対策のため、地域経済の被災状況を把握するとともに、雇用保険求職者給付の対象となる被災離職者の調査を行い、離職者の特性等について把握する。

(3) 住宅再建に関する意向調査

市は、恒久的な住宅の必要量を把握するため、被災者に対して住宅を再建する意向等について調査を行い、その結果を県に報告する。

(4) その他生活再建に係る調査

市は、県と連携し、要配慮者の被災状況や地域における医療需要、医療機関の再開状況の

把握、社会福祉施設の被災・復旧状況、社会教育施設等の被災状況等、その他の生活再建に必要な被災状況について調査する。

5 地域経済復興支援に係る調査

市は、県と連携し、被災地全体の概要の把握、特に中小企業の工場や商店街の商店等の被災状況等は、生活再建支援策と密接に関連するため、可能な限り綿密に調査を行う。

(1) 事業所等の被害調査

市は、災害直後の緊急対応及び復興に向けての施策を検討するために、業種別、規模別被害額や工場、商店、農地・農業等の被害について調査を行う。

(2) 地域経済状況調査

市は、産業基盤施設の被災状況や事業者の物的被害状況、事業停止期間の把握、取引状況の調査等を行い、地域経済への影響を把握する。

6 復興の進捗状況モニタリング

復興対策は長期にわたるため、住宅、都市基盤、地域経済などの復興状況や被災者の生活再建の度合い、失業率、将来への意向等を復興状況等に依りて的確に調査し、必要に応じて復興対策や復興事業を修正する。

第4節 復興計画の策定

市は、県と連携し、大規模災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合には、被災地の再建は高度かつ複雑な大規模事業になることから、これを速やかに実施し、多くの関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を推進していくため、復興計画を策定する。

復興計画を策定する際には、①復興の基本方針の策定、②分野別復興計画の策定、③復興計画の策定という3つのステップを経て行う。

1 復興の基本方針の策定

(1) 復興理念と基本目標の設定

市、市民、事業者が一体となって、より効果的に復興事業を進めていくためには、復興に関わるすべての人が地域都市のあるべき姿を共有することが必要となる。そこで、復興の目標となる復興理念（スローガン）及び基本目標を設定する。

(2) 地域全体の合意形成

復興は、地域が一体となって行っていくものであり、地域全体の合意形成を図ることが必要である。よって、復興計画を策定していく過程において地域全体の合意形成を図る必要がある。

2 分野別復興計画の策定

社会経済活動に甚大な障害が生じた場合、被災地の再建に当たっては、市街地整備のみならず、産業振興、福祉、教育等広範囲な分野にわたる事業を展開していく必要があるため、都市復興、住宅復興、産業復興、生活再建など、個別具体的な計画が必要な分野については、分野

別復興計画を策定する。また、計画の策定に当たっては、各計画の整合性を図る。

3 復興計画の策定

復興では、被災者の生活再建を支援し、施設のより一層の安全性の向上を図るとともに、地域復興のための基礎的な条件づくりを行うことが必要とされる。復興計画とは、これらの基本的な課題を達成するための計画であり、これらの課題に応えるための施策体系が必要である。

また、復興施策や復興事業は広範な分野にわたり、内容も複雑多岐に及ぶので、多くの復興施策や復興事業のうち、何を優先して実行していくのかを明確に示す必要がある。復興計画は、復興の基本方針、分野別復興計画の検討結果を踏まえつつ、市民、関係機関、団体等の意見を聞き策定する。

具体的には、復興計画において規定する事項は次のとおりである。

- (1) 復興に関する基本理念
- (2) 復興の基本目標
- (3) 復興の方向性
- (4) 復興の目標年
- (5) 復興計画の対象地域
- (6) 個々の復興施策の体系（被災市街地、都市基盤等の復興計画、被災者の生活再建支援計画、地域経済復興支援計画等）
- (7) 復興施策や復興事業の事業推進方策
- (8) 復興施策や復興事業の優先順位

4 復興計画策定のプロセス

- (1) 復興計画策定に係る庁内組織の設置

市は、復興に係る総合的措置を講じ、速やかな復興を図るために、復興に関する事務等を行う組織（災害復興本部）を庁内に設置するとともに、当該本部内における復興計画の策定を進める担当部において、復興計画作成方針の検討、復興計画に係る庁内原案の作成、既存計画（施策）との整合性の確保、庁内各部の調整を行う。

- (2) 復興計画案の策定

復興計画に市民の意見を反映するとともに、市議会、県や関係機関に対しても意見を求め、その後、意見を集約し、復興計画案を策定する。

- (3) 復興計画の公表

市は、復興計画及び分野別復興計画を決定したときは、新聞、ラジオ、ホームページ、市広報誌等により公表する。

5 事前復興対策の推進

復興計画については、県が作成する復興対策マニュアルに基づき作成することになるが、特に、市街地復興は迅速な取組が不可欠であるため、市は、復興の理念・方針、目標像（復興ビジョン）、市の復興計画の策定手順や、復興まちづくりへの被災者（地域居住者や事業者）の参画方法などを事前に検討し、事前復興対策を充実することに努める。

第5節 復興財源の確保

1 財政方針の策定

市は、被害状況の把握と対応策の検討と同時に、応急・復旧事業、復興事業に係る財政需要見込を算定する。

また、財政需要見込に基づき、対策の優先度や重要度に応じて適切な対応が図れるよう、機動的かつ柔軟な予算執行や編成を行う。

2 財源確保対策

市は、復旧・復興対策に係る財政需要に対応するため、財政調整基金（大規模災害対応分）の活用や他の事業の抑制などにより財源の確保を図るほか、激甚災害の指定、災害復旧に係る補助や起債措置、交付税措置など、十分な支援を県、国へ要望する。

第6節 市街地復興

被災した市街地を迅速に復興するには、被災者が住んでいた地域にとどまって、自ら立ち上がっていくことが必要となる。市街地復興の決定にあたっては、まず、被災地区の被災状況、地域の従前の基盤施設の整備状況、既存の長期計画、広域計画における位置づけ、関係者の意向等をもとに迅速な復旧を目指し、かつ、災害に強いまちづくりの推進といった中・長期的な計画的市街地復興を図る必要性と可能性を検討する。

さらに、市街地復興を行う基本方向が決定された地区については、市街地復興の方針、目的、手法等を決定し、災害に強いまちの形成や、より快適な都市環境の形成を図る。特に市街地の防災性の向上や都市機能の更新が必要とされる地区等では、単なる原状復旧ではなく、合理的かつ健全な市街地の形成や都市機能の更新を図る改造型まちづくりに取り組む。

1 都市復興及び基本方針及び策定

市は、県と連携し、各地の被災状況、地域の従前の都市基盤施設の整備状況、規定の長期計画・広域計画における位置づけ等を踏まえ、現状復旧を行う地区とするか、計画的復興地区とするのかを検討して基本方針を策定し公表する。

2 復興対象地区の設定

条例を制定した場合、市は、県と連携し、被災状況調査や既存の都市計画における位置づけ、都市基盤整備状況等に基づき、復興対象地区の地区区分を設定する。

3 建築制限の実施

市は、県と連携し、都市計画区域内の被災の程度や従前の状況によって、都市計画、区画整理等による本格的な復旧・復興事業に着手するまでの間、復旧・復興の妨げになるような無秩序な建築行為を防ぐことを目的として、建築基準法等に基づき区域を指定し、建築制限を実施

する。この場合、住宅等の復興に関して情報提供を行うため、建築相談所等を開設する。

4 都市復興基本計画の策定、事業実施

市は、県との調整、市民の意見の集約を図りながら、復興の目標、土地利用方針、都市施設の整備方針、市街地復興の基本方針など具体的な復興施策を示す都市復興基本計画を策定する。

また、復興対象地区ごとに、地区復興都市計画を策定する。

5 仮設市街地対策

市は、県と連携し、地域の本格復興が完了するまでの間、住宅の応急修理や仮設店舗等の建設、応急仮設住宅の建設等により、住民の他の地域への疎開を減らし、被災前のコミュニティをできる限り守るため、仮設市街地計画を策定する。

6 住宅対策

生活の基盤である住宅の再建は、地域経済の復興にも大きく関わってくる。市は、県と連携し、被災住宅の応急修理、戸建て持ち家・マンション等の再建支援、災害公営住宅の供給を行う。また、公営住宅に入居しない住民に対して、民間賃貸住宅の活用及び入居の支援を行う。

第7節 都市基盤施設等の復興対策

都市基盤施設の復興は、災害応急対策として行われる機能の回復を目的とした応急復旧と施設自体を被災前の状況に戻す復旧、あるいは、防災性を高めて計画的に整備するといった本格的な復興の3つの段階に分けられ、それぞれの基本方向に沿って施策を実施する。

1 被災施設の復旧等

- (1) 市は、あらかじめ定めた応援協定等を活用し、公共施設の復旧や支援を進める。
- (2) ライフライン、交通関係施設の応急復旧については、関係事業者との連携のもと、施設の早期復旧に努める。

2 応急復旧後の本格復旧・復興

市は、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川などの骨格的都市基盤整備、防災安全街区の耐震、ライフライン施設の地中化などの耐震性の強化、さらには建築物や公共施設の耐震、不燃化などを基本目標とする。

(1) 道路・交通基盤

市及び県は、被災状況、地域特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案し、迅速な原状復旧を目指すか、耐震性の強化、中・長期的な問題点の改良等も行う復興を行うのかを検討し、復旧・復興方針を作成する。

なお、都市計画で決定されている道路については、被災状況や市街地の動向等を勘案し、幅員やルート、線形の変更も含めて再検討する。

(2) 公園・緑地

市及び県は、管理する公園緑地について、被害状況調査を行い、既存公園の拡充、都市計画で決定されている公園緑地の整備を進め、既存公園に防災施設の整備・拡充を行うとともに、広域的な防災拠点となる公園を整備する。

(3) ライフライン施設

市は、県と連携し、被害状況や緊急性を考慮して、各ライフライン事業者と調整を図り、施設の早期復旧・復興を目指すとともに、耐震性の強化など防災性の向上に努める。

(4) 河川・急傾斜地崩壊防止施設・森林等

市は、管理する各施設について、被害状況や緊急性を考慮して、県と連携し、施設の早期復旧・復興を目指すとともに、耐震性の強化など防災性の向上に努める。

(5) 災害廃棄物等

ア 市は、安全環境に配慮して、迅速かつ効果的な災害廃棄物の処理を実施するため、「神奈川県災害廃棄物処理計画」を踏まえて、発災後早期に災害廃棄物等処理実施方針を作成する。

イ 実施方針には、がれきの再利用、アスベスト等の適正処理、復興対策への優先度を考慮する。

ウ 市は、建設業協会等の関係機関と協力して、実施方針を基に災害廃棄物等処理実施計画を作成する。

エ 家屋等の解体は原則として所有者が行うが、国の補助が認められた場合には、市は県及び関係機関と調整のうえ解体処理実施計画を作成し、受付窓口等を設置して、分別、運搬等について周知し、広報を行う。

第8節 義援金品の受付、配布

本市に届いた義援金、義援品を必要とする人に、必要なときに配分するために必要な事項を定める。

1 義援金品の受付

義援金、義援品は災害対策本部の決定した生活必需品集積センターにおいて受付を行う。市は、県、関係機関等の協力を得て、受け入れを希望する義援品について、その内容及び数量を把握し、公表する。小口の義援物資については原則として受け入れないこととし、義援品の梱包方法の他、不必要な物資も公表するように努める。

2 義援金品の保管

義援金の保管は、出納機関や指定金融機関と協力して安全かつ確実に保管する。管理に際しては、受払簿を作成する。

義援品の保管は、原則として生活必需品集積センターで行いその際受払簿を作成する。

3 義援金品の配分

応急対策上現に不足している物資で、義援品のうち直ちに利用できる物資は、災害対策本部長に協議のうえ担当部班において有効に活用する。避難所への配分を行う際には、避難所に避難していない住民についても考慮すること。

義援金については、被災状況が確定後、災害対策本部が被災地区や被災者の状況等を考慮して配分方法を決定し、公平かつ円滑に配分する。

義援金品受領書		
		No.
金額	¥	
品名	数量	

以上のおり受領致しました。
ご厚意に厚く御礼申し上げます。

年 月 日

あて

大和市災害対策本部長
大和市長 印

第9節 弔慰金の支給、災害融資

市は、条例の定めるところにより災害により死亡した市民の遺族に対して災害弔慰金を、精神又は身体に著しい傷害を受けた市民に災害障害見舞金を支給する。また、被害を受けた世帯の世帯主に対して災害援護資金の貸付を行う。

1 災害弔慰金の支給

災害により死亡した市民の遺族に対して、災害弔慰金を支給する。

2 災害障害見舞金の支給

災害により負傷し、又は疾病にかかり、精神又は身体に傷害を受けた市民に対し、災害障害見舞金を支給する。

3 災害援護資金の貸付

災害により、世帯主の負傷及び住居・家財に損害を受けた世帯で、一定の所得要件を満たす世帯に対して災害援護資金を貸し付ける。

資料

9-5 災害弔慰金、災害障害見舞金、災害救護資金貸付

第10節 生活再建支援金の支給

被災者の自立的な生活再建が速やかに図られるよう、市は被災者生活再建支援金の支給申請等に係る窓口業務を行う。

1 被災者生活再建支援制度の適用要件

- (1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村
- (2) 自然災害により全壊10世帯以上の被害が発生した市町村
- (3) 自然災害により全壊100世帯以上の被害が発生した都道府県
- (4) (1)又は(2)の被害が発生した都道府県内の他の市町村で、全壊5世帯以上の被害が発生したもの（人口10万未満のものに限る）
- (5) (3)又は(4)の都道府県に隣接する都道府県内の市町村で、(1)、(2)、(3)のいずれかに隣接し、全壊5世帯以上の被害が発生したもの（人口10万未満のものに限る）
- (6) (1)若しくは(2)の市町村を含む都道府県又は(3)の都道府県が2以上ある場合に、
 - ・全壊5世帯以上の被害が発生した市町村（人口5万以上10万未満のものに限る）
 - ・全壊2世帯以上の被害が発生した市町村（人口5万未満のものに限る）

2 制度の対象となる被災世帯

- (1) 住宅が全壊した世帯
- (2) 住宅が半壊、又はその住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- (3) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- (4) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住困難な世帯（大規模半壊世帯）
- (5) 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住困難な世帯（中規模半壊世帯）

3 支援金の支給

支給額は、住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）と、住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）の2つの支援金の合計額となる。

4 支援金の支給に係る事務手続

- (1) 市は、被害認定、支援金の支給申請にかかる窓口業務等を行い、県はこれを、被災者生活再建支援法人へ送付する。

- (2) 県は、発生した災害が、災害救助法施行令第1条各号に定める自然災害となることが明白であるか、又はその可能性があると思われる場合には、必要な事項について速やかに国及び同法人あて報告を行う。
- (3) 県は、市からの報告を精査した結果、発生した災害が同施行令第1条各号に定めるいずれかの自然災害に該当するものと認めた場合には、必要な事項について、速やかに国及び同法人あて報告するとともに公示を行う。

資料

9-6 被災者生活再建支援金

第11節 市税の減免等

罹災した納税義務者に対して、大和市市税条例等の規定により減免等の措置を講じる。

1 減免等の種類

納税等の緩和措置は、次のとおりである。

(1) 期限の延長、徴収の猶予

災害により納税義務者等が市税の納付又は申告が困難な場合には、納税義務者等の申請により市税の納期限又は申告期限を延長する。

なお、災害が広範囲にわたる場合等で、統一して実施する必要があるときには、市長は、対象地域、期日、その他を定め統一的な指定を行う。

(2) 減免

災害の状況に応じ、市民税、固定資産税、国民健康保険税その他について、納税義務者等の申請により納期の末日の未到来の課税額を対象に減免する。

(3) 滞納処分の停止

納税者の財産に著しい被害を受けた場合には、滞納処分の執行停止、換価の猶予、延滞金の減免等の措置を講じる。

2 減免等の決定

市税の減免等の決定は、災害の状況を判断のうえ市税条例等に基づき市長が決定する。

第12節 罹災証明書の発行

罹災証明は、災害対策基本法第九十条の二に基づき、災害により被災した住家等について、その被害の程度を証明したものである。災害救助法等による各種施策や市税の減免等、各種保険の請求等を行うにあたって必要とされるため、被災者の応急的な救済を目的に、早期かつ適切に発行する。

1 発行手続

(1) 被害調査の実施

市は、罹災証明書の発行に先立ち住民基本台帳を利用するなどして、必要な被害情報の調査を行う。この場合、専門的な確認等を必要とするときなどにおいては、関係各部又は関係団体等の協力を得て行う。罹災証明が、被災者支援を実施するうえで重要な役割を果たすことから、協定先自治体等から必要な人員を確保して遅滞なく調査を実施する。

(2) 被災者台帳の作成

市は、本市で災害が発生し、被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、上記の被害調査の結果をもとに個々の被災者の被害の状況や各種支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を集約した被災者台帳を作成する。

(3) 罹災証明書の発行事務

市は、被災者の「罹災証明書」発行申請を受けた場合に、上記被災者台帳で被害状況を確認し、発行できるよう、必要な人員を確保する。また、市内の被災状況によっては、郵送による受付・発行を行う。

2 罹災証明発行の実施に関する広報

市本部は、罹災証明の実施方針の確認ができ次第、速やかにその内容を広報する。罹災証明を必要とする各種施策の広報が必要な場合は、担当部との連携を図る。

第13節 市民生活安定のための措置

1 精神的支援

(1) 被災者の精神的な後遺症に関する相談室の設置及び訪問相談等の実施

市は、県と連携し、被災したことで精神的に不安定になっている被災者が、医師、保健師、ソーシャルワーカー等によるこころの相談を受けられる専用窓口を設けるとともに、必要に応じて訪問相談を行う。

(2) 被災者の精神保健活動支援のための地域拠点の設置

市は、県と連携し、被災者の PTSD（心的外傷後ストレス障害）等に長期的に対応することや、被災精神障がい者の地域での生活支援を目的に、被災者の精神保健活動支援のための地域拠点を設置して、地域に根ざした精神保健活動を行う。

(3) PTSD 啓発冊子の作成・配布

メンタルヘルスケアは、被災者だけでなく、行政関係者、ボランティア等についても必要となるため、被災による、こころの変化について、既存の冊子や新たに作成した冊子を配布する。

(4) 被災児童・生徒のこころのケア事業

市は、県と連携し、災害時に特に影響を受けやすい児童・生徒に対して、相談窓口の設置や電話相談の開設、スクールカウンセラー等による巡回相談等を実施する。

2 医療機関

市は、地域の医療需要に対応するため、民間医療機関の再建にかかる補助や融資、利子補給等の検討依頼及び仮設診療所への支援を県に求める。

3 雇用対策

被災者が災害のため転職又は一時的に就職を希望する場合は、ハローワーク大和と連絡・協力して、職業のあっ旋に努める。

4 社会福祉施設

(1) 地域の福祉需要の把握

市及び県は、要配慮者、介助者、住宅、施設等の被災による新たな福祉需要の発生や、既存の福祉サービスの供給能力の低下など、増大する福祉需要に対応するため、地域の福祉需要の把握に努める。

(2) 社会福祉施設等の再建

市及び県は、社会福祉施設等を早期に再建し、入所・通所者への適切なサービスを確保するため、社会福祉法人等への再建支援を実施する。

(3) 福祉サービス体制の整備

市及び県は、被災後の生活環境の変化等による社会福祉施設等への入所・通所者の増加に対応するため、県と連携し、新たな人員、設備の確保や施設の新設、既存施設の増設等を検討する。

5 要配慮者対策

(1) 高齢者、障がい者、児童への支援の実施

市及び県は、高齢者、障がい者、児童等の要配慮者の被災状況を把握し、ホームヘルプサービスやショートステイ等の在宅サービスの実施、入所施設等への受け入れ、福祉ボランティアの確保等を実施する。

また、障がい等の種類、程度によっては、情報の入手に支障が生じ、必要な手続きができないことも考えられるため、そうした人たちへの支援も実施する。

(2) 外国人被災者への支援の実施

市及び県は、言葉の壁がある外国人被災者が情報を入手できるよう、仮設住宅、義援金など各種交付金の手続といった被災後の生活情報を、多言語又はふりがなをつけた日本語や「やさしい日本語」で発信するとともに、外国人の相談窓口を設置し、通訳ボランティア等の協力を得て、可能な限り多言語で、帰国手続、罹災証明、義援金等の金銭給付、就労、労働、住宅等に関する相談に応じる。また、各種公的サービスを提供する行政機関などにおいて、通訳ボランティア等による支援を行う。

6 応急金融対策の実施

(1) 日本銀行横浜支店の措置

ア 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節

(ア) 通貨の円滑な供給の確保

日本銀行横浜支店は、被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必

要に応じ被災地所在の金融機関に臨時に発行元銀行券を寄託し、あるいは既存の寄託発行元銀行券の活用を図るほか、金融機関の所要現金の確保について必要な措置を講ずるなど、通貨の円滑な供給の確保に万全の措置を講じます。

なお、被災地における損傷日本銀行券及び損傷貨幣の引換えについては、状況に応じ職員を現地に派遣する等必要な措置を講じます。

(イ) 輸送、通信手段の確保

日本銀行横浜支店は、被災地における現金供給のため緊急に現金を輸送し、又は通信を行う必要があるときは、関係行政機関等と密接に連絡のうえ、各種輸送、通信手段の活用を図ります。

(ウ) 通貨及び金融の調節

日本銀行横浜支店は、災害発生時等において、必要に応じ適切な通貨及び金融の調節を行います。

イ 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置

(ア) 決済システムの安定的な運行に係る措置

日本銀行横浜支店は、災害発生時において、金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図るため、必要に応じ、日本銀行金融ネットワークシステムその他の決済システムの安定的な運行に係る措置を実施する。また、必要に応じ、関連する決済システムの運営者等に対し、参加者の業務に支障が出ないように考慮し適切な措置を講ずることを要請する。

(イ) 資金の貸付け

日本銀行横浜支店は、災害発生時等において、金融機関の間で行われる資金決済の円滑な確保を図るため、必要に応じ、資金の貸付けを行う。

ウ 金融機関の業務運営の確保に係る措置

日本銀行横浜支店は、関係行政機関と協議のうえ、被災金融機関が早急に営業開始を行い得るよう必要な措置を講ずるほか、必要に応じて金融機関に対し、営業時間の延長又は休日臨時営業の実施に配慮するよう要請します。

日本銀行横浜支店は、災害の状況に応じて、必要な範囲で適宜営業時間の延長及び休日臨時営業を行います。

エ 金融機関による金融措置の実施に係る要請

関東財務局横浜財務事務所と日本銀行横浜支店は、被災地の便宜を図るため、金融機関に対し、以下に掲げる措置をとるよう要請します。

(ア) 災害関係の融資に関する措置

災害の状況、応急資金の需要等を勘案して融資相談所の開設、審査手続の簡便化、貸出の迅速化、貸出金の返済猶予など災害被災者の便宜を考慮した措置を講ずること。

(イ) 預金の払戻及び中途解約に関する措置

預金通帳、届出印鑑等を滅(紛)失した場合でも、災害被災者の被災状況等を踏まえた確認方法をもって預金者であることを確認して払戻に応ずること。

また、事情によっては、定期預金、定期積金等の期限前の払戻しや、当該預金等を担保と

する貸出に応ずること。

(ウ) 手形交換、休日営業等に関する措置

災害による障害のため、支払期日が経過した手形については関係金融機関と適宜話し合いのうえ取立ができることとすること。

災害のため支払いができない手形・小切手について、不渡報告への掲載及び取引停止に対する配慮を行うこと。また、電子記録債権の取引停止処分又は利用契約の解除等についても同様に配慮すること。

休日営業又は平常時間外の営業について適宜配慮すること。また、窓口における営業ができない場合でも、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機等において預金の払戻しを行う等災害被災者の便宜を考慮した措置を講ずること。

(エ) 損傷した紙幣や貨幣に関する措置

損傷した紙幣や貨幣の引換えに応ずること。

(オ) 営業停止等における対応に関する措置

営業停止等の措置を講じた営業店舗名等及び継続して現金自動預払機を稼働させる店舗名等を、速やかにポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。

オ 各種措置に関する広報

関東財務局横浜財務事務所と日本銀行横浜支店は、上記災害応急対策について、金融機関および放送事業者と協力して速やかにその周知徹底を図り、人心の安定及び災害の復旧に役立てる。

(2) 日本郵政グループの措置

災害時において郵便局長は、被災地の郵便局における被災者の緊急な資金需要その他の被災事情を考慮し、次のとおり非常取扱いをする。

ア 為替貯金業務関係

郵便貯金、郵便為替、郵便振替及び年金恩給等の為替貯金業務についての一定の金額の範囲内における非常払戻し及び非常貸付け並びに国債等の非常買取りを行う。

イ 簡易保険業務関係

簡易保険の保険金及び貸付金の非常即時払、保険料払込猶予期間の延伸等を行う。

7 物価の安定、物資の安定供給

市は、生活必需品等の物価が高騰しないよう、また、買い占め・売り惜しみが生じないよう、監視するとともに、必要に応じて指導等を行う。

第14節 地域経済復興支援

地域経済の状況は、そこに住む市民にとって、雇用、収入、生活環境の確保の面において密接に関わってくるもので、被災市民の生活再建にも大きな影響を与える。また、財政面から見ると、地域経済が復興し、税収を維持できれば、自治体の復興財源の確保にもつながる。地域経済を復興するには、もといいた地域に人びとがとどまり、人びとが戻ってくる中で経済活動が行われることが重要であり、市民の生活、住宅、市街地の復興などとの関係に留意した地域経済の復興を進

めることが求められる。

特に市が行うべき地域経済の復興支援の柱としては、中小企業の自立支援、地域経済全体の活性化のための支援等があげられる。

1 地域全体に波及効果を及ぼす施策の実施

(1) 産業復興方針の策定

市は、県内産業が進むべき方向を中・長期的な視点から示した新たな県の産業復興方針策定に協力する。

(2) 相談・指導体制の整備

市は、雇用の確保、事業継続、事業の再建に不安を抱えている事業者が、安心して復興を図ることができるよう、県と連携し、情報提供やさまざまな問題の解決を助ける相談・指導体制を整備する。相談にあたっては、商工会議所など各種関係団体と協力するとともに、経営の専門家を活用するなど、総合的な支援を行う。

(3) 商談会、イベント等の活用

市は、県と連携し、各種団体との協力体制を確立し、情報発信に取り組むとともに、観光フェア、イベントの活用等により、観光や地場産業の PR を行い、観光客やコンベンションの誘致を目指す。

2 金融・税制面での支援

(1) 資金融資の簡易迅速化、条件等の緩和

既存の貸付制度により融資を受けている事業者は、被災により返済資金の調達が困難になり、償還が困難になることが予想されるため、市及び県は、国等の関係機関に対して償還条件の緩和など特別措置を要請する。

また、被災地を管轄する金融機関に対して、被害の状況に応じて貸付手続の簡易迅速化、償還期限の延長など特別な取り扱いを行うよう要請する。

(2) 既存融資制度の活用の促進

市及び県は、事業者が速やかに事業を再建できるよう、既存融資制度等について周知し、活用促進を図る。

(3) 金融機関の資金の円滑化を図るための支援の実施

市及び県は、災害復興時の旺盛な資金需要により、金融機関の資金が不足することが想定されるので、金融機関（一般金融機関及び政府系金融機関）と協調して融資を行い、資金の円滑化を図る。

また、資金需要の増加に伴う保証需要の増加に対し、県が信用保証協会の基本財産の造成支援のために出損を行う場合には、県の要請に応じて、市は財政措置を講じる。

(4) 新たな融資制度の検討

市及び県は、本格的な復興資金需要に対応するために、被害状況調査、資金需要の把握、事業者や業界団体等の意見を踏まえ、低利での融資など新たな融資制度の創設について検討する。

(5) 金融制度、金融特別措置の周知

市及び県は、速やかに事業所の再建を図るため、国や県等の既存融資制度等を含む各種の融資制度についての情報提供を行う。

(6) 税の減免等

市及び県は、災害の状況に応じて、個人事業税などの地方税について、申告等の期間延長、徴収猶予及び減免などの納税緩和措置について検討する。

3 事業の場の確保

(1) 仮設賃貸店舗の建設

市及び県は、被害状況調査や事業者、業界団体等の意見をもとに、県と連携し、店舗の被災（倒壊、焼失など）により事業再開が困難となっている事業者に対し、事業者が自らの事業の場を確保するまでの間、暫定的な仮設賃貸店舗を建設し、低廉な賃料等での提供を検討する。

(2) 共同仮設工場・店舗の建設支援

市及び県は、倒壊又は焼失等の被害を受けた事業組合等が、自ら共同仮設工場・店舗を建設する場合には、工業集団化事業の一環として、(財) 神奈川中小企業センターと連携を図りながら、相談・指導を行う。

(3) 工場・店舗の再建支援

市及び県は、自ら工場・店舗等を再建しようとする事業主・組合等に対して、(公財) 神奈川産業振興センターと連携を図りながら相談・指導を行うとともに、資金面に関する支援を検討する。

(4) 民間賃貸工場・店舗の情報提供

市は、県と連携し、業界団体等に対して賃貸が可能な工場・店舗の物件情報の提供を依頼して情報収集を行い、リストを相談窓口や業界団体等に配布するとともに、市ホームページ等を活用して情報提供を行う。

(5) 発注の開拓

市及び県は、取引企業の被災や交通事情の悪化等により、被災していない事業所（特に中小企業）の経営状況が悪化することが予想されるため、被害状況や団体の意見を踏まえ、受注拡大に向けた発注の開拓を図る。

(6) 物流ルートに関する情報提供

市及び県は、長期にわたる道路等の利用制約により、原材料等の仕入れ、商品等の出荷が滞ることを防ぎ、経営の安定化を図るため、県と連携し、道路等の被害・復旧状況、緊急物資輸送ルートなどの物流ルートに関する情報提供に努める。

4 農業者に対する支援

(1) 災害復旧事業等の実施

市及び県は、被災した農業の再建に加え、生鮮食料品の安定供給を図るため、国等が行う各種の農林水産業施設の再建費用への助成制度を活用し、災害復旧事業等を行う。

(2) 既存制度活用の促進

市及び県は、被災した農業者が速やかに生産を再開できるよう、農林水産団体等を通じて各種の融資制度の趣旨や内容を周知し、活用を促進する。

(3) 物流ルートに関する情報提供

市及び県は、長期にわたる道路利用等の制約により、生産物等の出荷が滞ることを防ぎ、経営の安定化を図るため、道路等の被害・復旧状況、緊急物資輸送ルートなどの物流ルートに関する情報提供に努める。